

第 21 回大阪府市統合本部会議

1 開催日時

平成 25 年 8 月 27 日（火）14：00～16：20

2 場所

大阪府咲洲庁舎 2 階咲洲ホール

3 出席者（名簿順）

松井 大阪府知事、橋下 大阪市長、植田 大阪府副知事、京極 大阪市副市長
山口 大阪府市統合本部事務局長、
上山 特別顧問、堺屋 特別顧問、余語 特別顧問

《規制改革会議について》

北野 大阪府商工労働部特区推進監、堀井 大阪府財務部副理事
村上 大阪府総務部法務課長、吉田 大阪府政策企画部企画室政策課長
池上 大阪市政策企画室政策調査担当部長
望戸 大阪市政策企画室企画部政策調査担当課長

《医療戦略会議について》

金森 大阪府政策企画部企画室副理事、池上 大阪市政策企画室政策調査担当部長、
望戸 大阪市政策企画室企画部政策調査担当課長

4 議事概要

（山口事務局長）

すみません、まだ少し時間 2 時になっておりませんが、お揃いですので、只今から第 21 回大阪府市統合本部会議を開催させていただきたいと思います。

本日ご出席の先生方には申し訳ありませんけれども、時間の都合で、お配りしております出席者名簿でかえさせていただきたいと思います。座ってやらさせていただきます。

これもいつものお願いですけれども、今回の会議はインターネットで生中継しておりますので、ご発言される際は必ずマイクを通してご発言いただきますようお願い致します。

それでは、早速ですけれども議事に入らせていただきます。

本日の議題はお手元の次第の通りで 3 件となっております、大体会議の終了につきましては 2 時間程度で進めていきたいと考えておりますので、ご協力よろしくお願い致します。

（山口事務局長）

では最初に一つ目の「大阪府市規制改革会議」について、大阪府の財務部、堀井副理事

より資料の説明をしていただいて、意見交換していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

（堀井財務部副理事）

そうしましたら、大阪府市規制改革会議についてご報告致します。

右肩に資料１とございます資料をご覧ください。

資料１の１ページにこれまでの経緯として、本年２月に大阪の改革に必要な規制改革と行政サービスの改善策を職員が主体となって考える府市規制・サービス改革部会が府市統合本部のもとに設置されました。

規制改革会議につきましては、本年４月２３日の統合本部会議での設置についての方針を決定いただきまして、その後府市相互の議会で会議設置に必要な附属機関設置条例の改正策を議決いただき、去る７月２日に第１回の会議を開催したところです。

会議では、主として事業者への規制制度の改善や条例審査基準の点検など、成長戦略や産業活性化などに資する規制緩和・制度改善について外部専門家や住民の観点から検討いただくことになっております。

資料１枚をおめくりいただきまして、資料２ページに８名の委員の方々の名簿がございましたが、第１回会議での委員の互選によりまして、堺屋委員を会長に、上山委員を副会長に選任されたところでございます。

資料３ページには、第１回会議において知事から堺屋会長に手交致しました諮問の概要を載せております。

諮問書では、大阪が再び力強く成長する都市となるためには、民間の活動を促進する環境等を整備していく必要があるとした上で、府民・市民・事業者や団体などの現場の声を踏まえ、府・市が規制や制度の改革を国などへ働きかけていくと共に、府・市自らの規制や制度を見直すことが重要であるとしております。

また一方で、府民・市民の安全・安心を確保するためには、必要に応じて現在の規制や制度の維持や、あるいは規制の強化を図ることも欠くことができないとした上で、現在の規制や制度の点検を行い、大阪府及び大阪市の成長戦略の推進及び大阪の産業の活性化などに資するための規制緩和及び制度の改善について、総合的な調査審議を求めたところでございます。

資料４ページをご覧ください。

開催実績でございますけれども、第１回の会議では、会長・副会長の選任、会議の進め方の説明の後、知事から諮問書を会長に手交していただくと共に、これまでの部会での検討状況、今後のスケジュールなどについて報告させていただきました。また第１回の会議に際しまして、後ろに参考資料として付けておりますけれども、堺屋会長より意見書のご提出がございまして、会議での検討に当たっては利便・効率を追求すると共に、楽しさの増進を重要な尺度として加えたい、というご提案をいただきまして、規制改革会議ではそう

した観点からの議論を進めることと致しました。

また、各委員からは楽しさの増進、イノベーションなどについて、有識者ヒアリングやアンケートが必要ではないか、というご意見が出されました他、部会からの資料や各委員からのご意見などをもとに、特に検討すべきテーマを抽出・選定して第2回以降の議論を進めるということに致しました。

今後の予定でございますが、第2回の規制改革会議につきましては、楽しいまちづくり、これまでの大阪からの特区提案の棚卸しなどをテーマと致しまして、明後日の8月29日に開催することと致しております。

また、これに向けまして、大阪観光局の加納局長より広告代理店の担当者、橋爪顧問のご意見をお聞かせいただいております、その報告もする予定でございます。

また、内容的に「楽しいまちづくり」ということもございますので、府民文化部の都市魅力創造局長、市の経済戦略局長も出席することにしております。今後、1ヶ月か2ヶ月に1回程度の開催を行い、テーマを分野別に分類し、議論を進めていくこととしておりますが、部単位の検討スケジュールのイメージ案につきましては資料5ページをご覧ください。

会議の開催時期、検討内容につきましては第2回会議以降の議論に応じて適宜変更はあり得るところでございますが、現時点では各会の会議毎に楽しいまちづくり、人材育成、経済・産業、環境エネルギー、地方自治制度の改革、建築土地利用・雇用などの分野毎に検討することとし、その際には必要に応じて学識経験者などを招聘することとしております。また、併せてアンケート提案項目についての処理方針、条例規則・審査基準の検討状況、規制サービス改革部会の対応状況など、部会等などの動きにつきましても報告・情報提供を行い、適宜ご意見をいただくことと考えております。

各会の分野毎の検討結果につきましては、原則として、その次の会議で提案としてとりまとめ、国への提案や府・市の取り組みの提案として発信してまいりたいと考えております。また、年度内には提言をとりまとめることとしております。

規制改革会議及び規制サービス改革部会に関するご説明は以上でございます。

(山口事務局長)

ありがとうございました。

それでは早速議論いただきたいと思っておりますけれども、堺屋先生何かよろしいでしょうか。

(堺屋顧問)

第1回の会合では、まずどういう観点から規制改革をやるべきかということを議論しました。今、日本国中が安全・安心第一となっておりますが、やっぱり街というのは楽しさが無いといけないということで、楽しさという観点から規制を緩和できるものは緩和する、という態度を持ったかどうかということが第1点でございます。大阪を楽しい街にしようというのが一つでございます。

それから、東京に比べて規制が厳しいというのが、教育の施設の面であるとか、あるいは建築基準の面であるとか、いくつかありますけれども、そういう大阪だけ特別に厳しいものの理由、合理性、あるいは損得、そういうことも検討してはどうか、ということが話題になりました。これから逐次そういうことを掘り下げていきまして、近いうちに答申を次々と出していきたいと思っております。

以上です。

（山口事務局長）

ありがとうございます。

（橋下市長）

これちょっと確認なんですけど、サービス部会の政策会議の諮問というのは答申に入らないんでしたっけ。特に大阪市の関係の開園時間の問題だとか、細かな地味なやつ、地味なやつだけれども住民サービスに直結する。

（堺屋顧問）

もちろんそれは入ります。

（橋下市長）

入るんですか。

（堺屋顧問）

東京に比べて特に厳しいというのはどういう理由があるのか、というのを全部出してみたいと思っております。

（橋下市長）

一般的な規制というよりも、大阪市がやってる役所のサービスとして、もうちょっと時間を延ばせとかですね、休日が多いんじゃないかとかですね、図書館の休みの時間が多いんじゃないかとか、そういう点を僕が一つひとつ見れないので、サービス部会に引っ付いていたような話だったんですけど、この答申ではなく、それはまた別個に来るのか、この答申で…。

（堺屋顧問）

この答申の中でできる限りやります。

（橋下市長）

そうですか。その整理で、僕はどちらでもいいんですけども…。

（上山顧問）

この規制改革会議が出来る前に規制改革部会というものを本部の中につくって、そのアドバイスを私が特別顧問としてでみてたんです。その中で大阪市役所あるいは大阪府庁がやっている図書館とか文化施設のサービスの点検もテーマに入れようということで、一応サービス部会がある。タスクフォースを作って作業をしている。それはそれとして、今堺屋さんがおっしゃったように、この楽しさの追求を具体的に考えていくと、文化施設の開館時間がどうだとか、サービスレベルを民間の人の力を借りて上げようとか、そういう部分に多分及んでいく。ですから、そういう意味では二重構造になってますけど、ベースはあっちで作業しつつ、提言としてはこっちの部分ものっかってきます。

（堺屋顧問）

あの、規制でしめてるやつと、そうでなしにやっているのがこちらなんです。規制でとめているのは規制緩和でやります。

（橋下市長）

わかりました。

あの楽しさという括りはすごい重要で、大阪がそういう町に見えるということが重要だと思うんです。元々知事からもあった中小企業とかそういうところが活動しやすいようにヒヤリングをして、規制改革ってそんな派手な話じゃないじゃないですか。地味な話で、一般の市民の皆さんには何のこっちゃ分からないような話かも知れないけれども、その規制をちょっと変えることによって企業が活動しやすくなるとかという話がほとんどだと思うので、地味なやつもしっかり積み上げながら、でも楽しさっていう切り口ですね、またそういう視点でも検討お願いしたいと思います。ただ、規制改革の話、地味な話が多いと思うんです。ただ、楽しさでね、とにかく、今毎日新聞が僕の悪口ばかり連日、書く新聞でして、悪口新聞がですね、丁度先日もね、夕刊の一面に規制強化とダーンと出すわけです、わざと。僕が規制緩和、規制緩和って言ってるから、大阪市規制強化。何の話かといいますと、あべのハルカスの前に新しく歩道橋が出来たんです。上から見るとアルファベットの「a」に見える。あそこの歩道橋、確かそうだったと思いますが、コブクロさんがやってたストリートミュージシャン、今では有名なミュージシャンになってますけど、その人達が活動してた場所が、その陸橋を変えてですね、今新しい陸橋になったんですけども、そこでまたストリートミュージシャンの人達が集まってきたら、危ないから府警と大阪市が規制するというか、ちょっとダメですよって話にするっていうんですね。それ、僕は行政上の理由があるから、歩行者の都合とか、機材の問題とかそういうのがあから、それはそれで現場と警察の方でダメなものはダメとしてもらってもいいと思うんですけど、

そういうことをやるとすぐ悪口を毎日新聞がワーワー言うもんですから、あそこが危ないんであればとなりの天王寺公園で、上山先生がずっと早くあそこを無料化しようと言ってスペースがあったりとか、いろいろあるもんで、あと道頓堀の横のトンぼりウォークもうまく活用できてないところもありますのでね、ちょっとそういうミュージシャンであったりとか、いろんなパフォーマーとかがですね、活動できるような視点で、そういう人達がいろいろ活躍できる、そういう場っていうものもぜひ見てもらいたいですね。さすがに陸橋のところがダメなんだったら仕方がないと思うんですが、他の場でいろいろ活用できるんであればどんどん開放していきたいと思うんですよね。

（堺屋顧問）

危険があれば別ですけどね。危険のないところでも、危険があるかもしれんというだけで、規制してるんがたくさんあるんですね。例えば、大阪だけが政令指定都市で歩行者天国がない唯一の市なんですね。なんで大阪で出来ないのか。延々と昔から議論がありまして、御堂筋でやったらいいっちゃうんなら、それはＯＰＰの中でということで、１年だけＯＰＰの中でやったことがあったんですがね。そこから有名なミュージシャンが出たことがあるんですよ。それをまた規制したんですね。横断する交通のないところを何で規制してるのかよく分からないんですが、いろいろ警察の方の理由もあるんでしょうけども、そういうのもね、やっぱり少なくとも全国並で、大阪だけ厳しいということがないようにしていきたい。安全は大事なんですけども、安全にことつけて、何でも規制したらいいというね、日本の今一番問題の点で、これをまず大阪から改善する、方向を変えるというのを目指していきたいと思います。

また、広告規制についてもね、世界中、２０年前から広告概念が変わったんです。オリンピックなんかでも広告だらけ、東京オリンピックの時とまったく変わったんですけども、未だに大阪では広告制限そのものがないと思って、２０年ぐらい前の昭和の匂う人がいるようでございまして、こういうこともね、やはり改正していきたいと思っております。

（橋下市長）

たしか上山先生から指摘いただいた御堂筋のデジタルサイネージか何かの話かと思うんですが、それを今指示を出して専門家会議で議論をしてですね、今までの何でもかんでも規制というところから広告使ったような形で、町並みとかそういうことを害しないことを前提に、しっかりちょっと今までのルールを見直そうということで、部局の方に指示出してますんで、またそれも見えていただければと思うんですけども、野田阪神の駅前広場のところも警察協議、警察ともしっかり協議をしたんですね。ストリートミュージシャンやパフォーマーの方に開放出来るような、当初はちょっと交通に支障があるかなとか話もあったんですけども、まず区役所と警察が協議をやって、一定のルールの下でその広場を使えるようなことになったりしてますのでね、ちょっと楽しさという視点でいろんな場所を、

いろんな形で開放していきたいんですけどもね。

あれやっぱり陸橋はダメなんですかね。たぶんダメなんでしょうね。担当の方にまた確認しようかなと思ってんですが、さすがに陸橋の上のところにみんな集まるから危ないということになるんでしょうかね、あれね。「a」のところのあれは。

（京極副市長）

特に開業始まったところで、非常に人通りが、前の陸橋の時よりは多く増えてますんで、特にそういうところを今配慮したいと思います。

（橋下市長）

場所がいいのかどうなのかはミュージシャンの方で選ぶんでしょうけども、天王寺公園のあっちのスペースなんか使えるんだったら、使えるような形でどんどん開放していければと思うので。

（山口事務局長）

他にないでしょうか。

（橋下市長）

そのことであれなんですけど、とんぼりウォークって、あれは許可いるんですかね、使用許可って。あんなところはいくらでも出てきてもよさそうなのに、なんかがらんとしてて。

（京極副市長）

直接担当してませんけども、一応河川敷に当たるんで、占用許可みたいな行為許可とか言うのが、河川法上は一応手続き面にはあると思います。ただそれは運用でどこまで緩やかになっていくか、その裁量権はあると思いますけどね。

（橋下市長）

周りのお店とのあれもあるんですかね。飲食店の方があるんで、あんまり前でガチャガチャやられてもっていうところもあるんでしょうかね。

（堺屋顧問）

ご存じだと思いますけど、あそこは今道頓堀プールを作ろうと、今南海さんが指定管理者なんですけども、その管理権を道頓堀プール会社に委譲していただいて、全面的に作りかえようという話を、お金をこれから集めるんですけども、出来れば、8メートルありますから4メートルは無料の通行道路にして、4メートルは有料のプールサイドにするという

ような仕掛けで世界の大名物を作ろうという、周囲の6商店街の方々が出資してやっておりますので、やがてすごい賑やかな場所になると思います。

(山口事務局長)

他になれば、今日はもう報告ということですので、そこそこで検討したということですので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは次に移らせていただきます。

(山口事務局長)

続きまして、府市医療戦略会議についてご報告したいと思います。

大阪府政策企画部企画室 金森副理事の方からよろしくお願い致します。

(金森企画室副理事)

金森です。よろしくお願い致します。

資料2をご覧ください。

1ページ目に枠囲みで委員の先生方のお名前を記載させていただいております。上山特別顧問に会長にご就任いただき、大嶽特別参与に副会長にご就任いただき、5名の委員で検討を行なっていただいております。

1ページめくっていただきまして、概要をご覧ください。そもそもの狙いについて記載させていただいておりますが、大阪の強みを活かした課題解決型の成長産業の振興など、医療関連分野の新産業育成、あるいは10年から20年先の超高齢社会を見据えた需給状況を確認し、医療・健康づくりサービスのあり方などについて、今後の対応を検討し、提言をとりまとめることとしております。

本会議において、提言の狙うところは、先行して府民の健康寿命の延伸とQOL向上のための新たな仕組みを大阪が構築することによりまして、関連産業の振興など、成長の好循環に繋げていきたいということでございます。

4月以降、現在までに5回の会議を開催致しました。次ページ、3ページと4ページに各会の開催実績を記載しておりますが、ゲストスピーカーとして、各会・各分野の有識者のプレゼンテーションを行っていただき、課題や将来を見据えた取り組みについて委員の先生方に意見交換を行っていただいております。

今後、データ等の現状分析や主要課題についての整理・抽出を行いまして、年内に向けて戦略とりまとめを進めて参る予定です。

5ページをご覧ください。こちらの方に過去5回の主な議論についてご紹介をさせていただいております。大きく分けて2つの観点、医療・健康づくり分野関連の新産業育成と現状の課題を踏まえた超高齢社会に向けての対応について様々な意見をお出しいただいております。

まず健康づくり分野についてですが、病気の予防に関する提案が複数出ておりまして、健康食品の機能性表示にかかる認証体制の構築等につきましては、既に５月２７日に府・市共同で国に要望書を提出致しました。また、それ以外に健康な状態、あるいは病気になる前の段階で簡易な健康チェックを行う、あるいは疲労に着目した病気にならない医学への取り組みを促進するなどの意見が出ております。

また、研究開発や実用化を進めるための環境整備につきましては、従来の施策様々に取り組んでまいりましたが、それに加えて企業・関連機関全体のネットワーキング、あるいはコーディネートの機能、更にそれらを支える人材育成の必要性、また医工連携と一般にいわゆる研究、学術研究機関とものづくり中小企業の技術を繋げる継続的な仕組みなどの必要性について意見が出されております。

もう一つの大きなテーマであります超高齢社会に向けての対応につきましては、主に今後の議論となりますが、地域医療における大きな役割を果たしている私立病院、いわゆる民間病院の機能強化のための環境整備や今後先行して超高齢社会に突入する大阪で多様な主体、これは従来の医療・介護の事業者に関わらない様々なサービス主体が連携する医療の医、食・住の新たなサービスの提案や都心の人口密集地域において、特定の地域の実情に応じた新しい町づくりの提案や実証を行っていく仕組みなどが提案されております。

更に町づくりと併せて見守りや対面診療などのＩＣＴサービスを活用し、高齢者の身体的機能、あるいは認知機能を補完する医療・介護サービスの提案や実証、あるいは健康や医療に関する健診データ、レセプトデータ等、様々なビッグデータを活用して、Evidence Based Marketing、実証に基づいたマーケティングが出来るような仕組みを作り、それが産業の創出や研究開発の更なる推進に繋がるようにというようなご意見を頂戴致しております。

以上でございます。

（山口事務局長）

ありがとうございました。

それではご議論をいただきたいと思います。

（上山顧問）

はい、この会議は、今までのところは大阪の現状、府民の健康状態、それから官民それぞれの医療機関、介護機関の供給状況を見る。つまり需要といいますか、病気の実態と供給の実態を関係者からヒアリングしたり、データを見ながら考えてきたというのが基本の作業です。それとは別に今後超高齢化社会が来るのは明らかなので、その時代になるとどうなのかを別途考えなくてはいけない。それでもう一個別に超高齢化時代にどうあるべきかという話。２本立てで考えている状況です。

前半部分の実態把握はだいたい終わったかなと。後半更に超高齢化関係の専門家の意見

などを聞いて、将来予測もしていきたいと思っております。

出口なんですけども、医療の問題は非常に難しく成長産業ではあるけれども、成長すると健康財政が破綻するという問題がある。成長イコール財政負担の増大という矛盾を抱えている。この矛盾を顕在化させずに成長産業のメリットをとっていくというところが一つ大きな問題です。大阪の今の実態を見ると、平均寿命が低い。それから早めに医者にかからない。ギリギリまで頑張っていて、厳しい状態になってから医者に行く。なかなか治らない。医療費がとてめにかかる。そのあたり府民の行動様式をどうやって変えるかも併せて見ていきたい。

ですから、役所が自分で出来ることというは限られている。提言は住民に向けて、それから医療機関とか事業所に向けてという風に提言先を分けて議論していきたい。

それから産業としての可能性の追求ですが、これは過去の経緯を見ると、バイオ戦略、イノベーション特区、ライフサイエンス技術基盤研究センターとか各種いろんな、過去の投資などがあって、こういうものをどうやってうまく刈り取っていくか、ここが一つ大きな課題です。大学を含めて、これらで相当大阪の各種機関が投資してきたのがどういう形でちゃんとGDPに繋がっていくのか。行政がどこまでも支えるわけじゃなくて、国の方でも日本版NIHを作る議論をしていますが、ある種の枠組みを行政の方でも作っていけるんじゃないかと。まだ模索中ですが過去やってきた投資の回収も併せて考えたい。

（山口事務局長）

ありがとうございました。

では、ご意見・ご議論がありましたらよろしくお願い致します。

（堺屋顧問）

この医療機関の融資とかね、それから医療特区ね、例えば鍼灸マッサージなどの外国人医師の導入とかね、そういう医療特区を作って、日本の、あるいはアジアの医療センターを作るという発想はでなかったんですか。

（上山顧問）

外国人を呼んで医療産業を作っていこうというのは、インバウンド、医療ツーリズムとあるので、ある種話題にはなっています。けれども、今のところは正面から検討してません。鍼灸とかはどれぐらい可能性があるか考えてみたいと思います。

エリアを限って何かやるというものに関しては、さっき金森さんの方からちょっと話ができましたけども、モデル地区を作って医師会と介護と医療機関が連携する。介護と医療の連携をうまくやるような地域をモデル的に展開することを考えています。

（堺屋顧問）

今日日本人が海外に移動するには、一つは鍼灸、もう一つは美容整形外科でしたね。美容整形がものすごい数、韓国当たりへ行くんですよ。ああいう美容整形のセンターを日本、大阪に作る。あるいは千葉県にあります亀田医療病院というのは民間機関ですけども、エレベーターの数だけで500あるんです。巨大な医療機関ですよ。そういうのを誘致するとか、そういうことで一つの産業として医療を捉えるということは難しいんですかね。どっか、特区を作ってますね、そこへ来たらある種の優遇措置、あるいは外国免許の許可とか、そういうことも考えられると思いますね。特に鍼灸は、マッサージなんかはそこへ行くと外国人労働者が働けるという可能性を残したら大変効果があると思うんですよ。

（橋下市長）

鍼灸は、今患者かき集めて紹介する、紹介ビジネスに、必ずこういう話になると大阪が必ず出て来るんですね。この産業の成長の話と不適正なところをきちんと正していくという、両輪でやっていかないと。

（堺屋顧問）

患者を紹介するっていうのは日本中でやってる。なぜ大阪だけ出すのか問題なんですけど。東京でも軽井沢でも大流行してるけども、なぜ大阪だけ新聞の注目度が違うんだろうか。いっぱい出てますよね、あれは。だから、それをどの程度許していくのか、どの程度の料金なら許すのか。医者の方からいったらものすごく効率いいんですね、あれ。だから医療自治体の拠点的サービスだという人も中にはいるわけなんですよ。どういうふうに見るか。大阪は先駆けて一定の許可条件とか、規制条件とかいうのを定めてもいいかもしれませんね。

（金森企画室副理事）

よろしいですか、すいません。基本的に大阪医療機関については、非常に現段階としては豊富にあるという問題があると思うんです。鍼灸にしても非常に数が多くて、競合しているんで、患者集めが現実化して、それがちょっと極端にいったああいうことになるということだと思いますし、亀田総合病院は素晴らしい病院だと思うんですが、やはり我々は大阪の資産として、現にある大阪の民間病院で非常に力のあるところがありますので、そういうところがより一層力を発揮して伸びていくというようなことを応援する環境整備の方が、これは先生方の意見にもよりますが、非常に有用なんではないかなあと。すでに550の病院がございますので、病院の数だけでいいますと、かなり十分な数があるって、今の在院日数が短くなっているという状況でいきますと、その効率性をもっと上げることで、患者さんをもっと呼び込むことというのも現実には可能なんではないかなあとこのように思います。

(松井知事)

これは上山先生に座長をやっていただいて、やってるんですけども、まさにさっき話が出たんですけども、この医療産業が成長すると財政が厳しくなるという、この常識をやっぱり覆していきたい。だから要は保険診療外で普段から健康であり続けられる予防をぜひ、予防の面からというのをやれば、この分野が成長すれば財政負担が軽くなる、こういうロジックというか、ぜひこういうのをぜひ専門家の皆さんで作り上げてもらいたいと、そういうシステム、そういう設計図が出来ればどんどん国に、これを認めれば今、公的医療費で負担する部分が軽くなりますよということになれば国の方もどんどんそちらの方向へ進むように、毎年何兆円という医療費負担というのが今の国の財政の一番厳しい部分なわけですから、これを何とか変えていくための医療戦略と、そういうふうな捕まえ方で専門家の皆さんにいろいろと意見いただきたいと思うってます。それ出てきたらまさに成長戦略ですから、これはまた堺屋先生にお願いして、国の成長戦略に入れていただくと、そういうふうにするのが一番、まさにベストの形なのかなあと、そういうふうに思ってます。

それと先程堺屋先生からも話がありましたけど、まさにこれは特区でいろいろ指定していただかないかところもありますんで、これは保険診療とも保険外診療の方も一緒にやれる病院を作る、混合診療という言葉を使うとまたいろいろな騒ぎになるかもしれませんけども、それも含めて、やはり今、国家戦略トップの公募がなされているわけですから、医療戦略会議でいろんな意見、今まで出てきている部分を含めて特区の推進チームと一緒に、これも国に向けて、要望については時期を逸することなくお願いしときたいと思ってます。

(橋下市長)

混合診療の解禁という言葉は、広域連合ではまだ他の首長が皆賛同してないからちょっと待って欲しいなということを医療チームの方からいわれましたけども、大阪府市の場合には維新の会が混合診療、基本的には解禁ということをいってるわけで、そのことはどんどん使っていいんじゃないですか。府の方でどういう整理になっているかわからないですけど、別に控える必要ぜんぜんないと思いますよ。もともと僕ら混合診療解禁、何回も言って選挙もやってるわけですから、僕らなりに。ですからそれば現場の方で、もちろん医師会との関係とかそういうのがあるのかもわかりませんが、大阪の政治的な方針としては混合診療解禁、国の方はそこまで今安倍さんの方が言い出せない状況の中で、僕らの方がそれを言って堺屋先生にその繋ぎ役をお願いしながらですね、保険外併用療養費とかいうわけのわからない言葉じゃなくて、混合診療解禁にしてですね・・・。

(松井知事)

僕らはいいいんですけど、実際に国へ持って行ってる担当者が、そういうことを実際にやりとりしてる担当者が、府の職員、市の職員がねそういう言葉を使うと拒否反応があるん

で、文字だけはそういうふうにして欲しいということやったんで、僕らがしようが、何ぼ言うのはええねんけども、実際に行ってる者がなかなか厚労省行くといい方考えてと言われて帰って来るんで、出来るだけ波風立てないように言うてるだけ。

（橋下市長）

そういうの、厚労省がそう言ってるだけで、別にいいんでしょう。だって実際に安倍首相はじめ、トップの方から指令が出ない限り動かないわけなんで、もちろん混合診療解禁という僕らも何から何まで全部混合診療解禁なのか、ある一定の範囲なのか、それはいろいろ議論あることは前提にしてるんですけども、役所の方は困るんですか、混合診療解禁という言葉出したら。大阪府市は混合診療解禁だって前提でわんわん言っていっぱいいんじゃないですか。

（金森企画室副理事）

私がお答えする立場にあるかどうか疑問なんですけど、そもそも混合診療と保険外併用療養費制度というものの区別が結構曖昧に議論されてますよね。幅がかなりございますし、私共自治体と致しましては、国の制度の部分ということについて、知事や市長が仰る政治的なご発言であったり、ドラスティックな改革の提案というものと、あるいは、やっぱり自治体が今の現在の状況を見て、いろんな多面的にいい部分悪い部分あると思うんですが、そういったところを見比べた時に多分そういう言葉を使っていくには早いというか、議論でまだまだ勉強したり議論したりしないといけない部分があるということだと思うんです。

（橋下市長）

ですから大阪の550の病院に全部それを適応しようということじゃなくて、混合診療と保険外併用療養費制度の根本的な違いっていうのは、今ってる厚労省やそっち側の保険外併用何とかというのは、後に公的保険に組み入れることを前提とした話ですから、ちょっと哲学が違うと思うんですよ。混合診療の僕らが言ってる解禁っていうのは、もう保険と保険外をある意味分けていくべきだという話なんで、もう哲学的に違うと思うんですよ。そこはだから全部の医療機関でそれをやれっちゅう話じゃないので、それこそ堺屋先生言われたような一部のモデル地域なのか、そういうところで混合診療解禁を認める地域を作ったら、そこで挑戦してくる医療機関出て来ると思うんですよ。自治体としての、役所としてこうやっていく話と、そうじゃなくて、混合診療解禁という、そもそもの哲学で保険適用と保険外のところを分けて、保険外の方を完全に認めていくっていうようなエリアをある意味認めてくれっていうことを言っていっぱいいんじゃないないでしょうかね。

（上山顧問）

話を分ける必要があります。大阪の自治体としての仕事と、医療戦略会議で何を言うの

かという話と、政治的にいろいろ言っていくという話と、3つあってそれぞれ違うと思う。私は混合診療の方向性については、最終的にはそっちの方に行くべきだと思うし、個人的には全く賛成です。ところがエリアだけ限って混合診療をやってみると、現実になくなるかということ、なかなか難しい。全国からそこに患者が殺到してしまう。外国人だけというのはあるかもしれない。堺屋さんが仰ったように外国人の人だけがそこで日本では禁止されてるようなことも特区的にやってよい。外人医師がやってよい。あるいは外人の患者だけ受けてよい。カジノと同じような発想ですがそういうのはもしかしたらあるのかもしれませんが。

（橋下市長）

それだと混合診療じゃなくなりますよね。

（上山顧問）

外国人に保険のあれやったら大変なことになりますよね。

（橋下市長）

そりゃそうです。日本中、受け入れでも。

（上山顧問）

だから物理的に、実務的になかなか難しいんじゃないかと、私は思っています。

（橋下）

エリア的に来てくれたらそれはありがたいことであると。

（上山顧問）

東京都民が来て、どこでもいいですよ、全国から人がドバツと来て、ということ自体が現実に実現できるかということ。

（橋下市長）

それで各自治体がやりたいのであれば、広域連合なんかでも混合診療って言葉を使おうと思うと、他の自治体が嫌がるわけなんです。いろんな関係者に対する配慮で。それは単にその自治体でやらないだけです。大阪はだから、。

（上山顧問）

国の健康保険制度が全国一律なので、やはり特区的なものをどこかの地域に認めると国が意思決定しないと始まらない。

(橋下市長)

そうです、そうです。

それを国の方に。

(上山顧問)

国に大阪は一部の病院、医療機関で混合診療をやりたいと言うかどうかって話ですよ。

(橋下市長)

ただそういう今回の国家戦略特区の方がプロジェクト単位で特区を指定する方針になっていますからね、エリアじゃなくてもそれこそ挑戦したい病院をですね、引き上げて、国家戦略の中に組み込んでいくと、やっぱり混合診療解禁ぐらいの話を特区の中で言っていないと、特区じゃなくてですね、これは役所としての通常の自治体の業務としての話はどんどん保険外併用療養費の制度を広げていくという話をやってもらってもいいんですけども、突破していくのであれば、病院、大阪府市はね、他の自治体みんな、首長みんな混合診療解禁って言葉、僕らはいいよって言ってますから、挑戦したい医療機関来て下さいと、プロジェクトとして特区申請しましょうよということで、挑戦させたらいいんじゃないでしょうか。

もちろん範囲とかそういうのは特区の中で役所的にいろいろ詰めるところはあるんですけども、まず混合診療解禁がいいのかどうなのかと、ずっと議論されてきて、未だにこういう状況なので、日本全国全部解禁ちゃうわけにいかないんであれば、一応その医療機関のそれを見て、自称で国家検証するってことも必要なんじゃないですか。挑戦したいっていう医療機関、あると思うんですね、それで自由診療の枠をどんどん広げて、あると思うんです。

大阪府市は混合診療ってものは堂々と承知できますよって地域にしてですね、エリアで指定を受けるのか、病院毎のプロジェクトでやるのか、プロジェクト単位の方が何とか、手を挙げていただければいいと思うんですけど。

(上山顧問)

混合診療は霞ヶ関ではいつも総論で議論をしている。今市長が仰った話には従来からいわれている話と新しい話の二つがある。新しいのは実際にやりたいという医療機関を具体的に探して見たらどうか。これは多分誰もあまりやってないと思いますね。一応探してみ、たとえば7つの病院が具体的にやりたいと言ってますということになったらその情報をもとにね、堺屋先生に助けていただいて、特区申請に持って行く。こういうのは今まで手法とはちょっと違うんで、試してみる意味はある。

(橋下市長)

9月はね、提案募集の9月の中旬ぐらいで、期限が迫ってしまってるので、そこに入れ込むのは難しいのかも分からないですけども、学校の公立学校の公設民営の話も総論ばかりで議論して進まないところも、府内の学校をピックアップしてですね、これを公設民営という話で持って行こうということで、今市役所内で議論してるんですけどね、混合診療についても部会の医療機関とタッグを組んでですね、通るかどうかは別としても、それを申請に持って行って、。

(堺屋顧問)

9月の中旬にね、国に申請したらいいと思いますよ。それで、国からいろいろまたね、この申請ではいかんと、修正してくれと、例えば混合医療の中で全部認めるのか、この部分は認めるのか、というのが出てきますからね、とにかく出してみたらいいと思いますよ。

(橋下市長)

もちろん今から医療機関のピックアップするのは時間的に間に合わないのであれば、申請は、あれは今回一発で終わらないと思いますから、追加申請でもいいんですけど、大阪府市では、いわゆる今言われている保険外併用療養費制度みたいな形で、将来公的保険に組み込むことを前提とするようなものではなくね、そこは自由診療の領域でどんどんやっていってもら。それも混合診療っていう形で認めるような、そんな自治体ですよっていうアピールと共に、医療機関を集めることは出来ないですかね。混合診療やりたいっていう医療機関たくさんあると思うんですけど。

それで修正かけて、後は役所の方からいろんなことを言われる。条件協議の中でね、制度というのは固まってくるんじゃないですかね。

(堺屋顧問)

混合診療した時にそれをどういうふうに一般診療に還元するかとかね、施設は混合診療の人と一般診療の人と共通にするとか、いろいろありますけども、そういうのは後から決めてね、とにかく大枠の筋でこの地域は認めるとか、ということで出してしまうといいと思うんですよ。

政府の方から、これいかんと言ったら、そこで修正したらいいんですよ。

(橋下市長)

だから、そういう意味では大阪府市は混合診療っていうものを積極的に進めていきますよ、ということを発信しながら、医療機関に声をかけて、これは事務レベルでやってもら

わないことには、僕らが声かけて集めるわけにはいかないんで、ちょっとそういうことも医療戦略会議の提言じゃ間に合わないんで、どうするか、ちょっと事務的に整理してもらいたいんですけど、国家戦略特区の、大きな申請の柱、目玉にしたいんですけどね。

今の医療戦略会議で議論してることはちょっと別かもわからないですけど。

（上山顧問）

だからね、さっきの規制改革の時にちょっと触れるのを忘れましたが、規制改革会議のテーマで、医療系はこっちで引き取ってるんです。そういう意味でいうと、特区というのはちょっと別の会議になるんだけど、医療機関で意向調査みたいなやつはやってみてもいいんじゃないかと思う。実際のところはどうなのか、そこからまた新しい仕組みみたいなものが見えてくるかもしれない。調べてみないと分からないですよ。

（橋下市長）

もしやろうと思ったらこの部署、部局がやることになるんですかね。

やっぱり健康医療部？

（松井知事）

今実際には特区推進室で、今こういうんな話が出てるのは揉んでるところなんです。この特区指定というのは、地域なのかプロジェクトなのか、今は国でやってもらってますけど、これも全部競争なんで、今ここで全部いうと手の内明かさなあかん、ちょっとだまってますけど。今のいろんな問題意識の話は、特区推進室、全部頭の中入った中で作業はしてくれています。

（橋下市長）

混合診療は前面にもう広域連合ではちょっと抑えなきゃいけないとわかんないですが、府市では前面に出して取りに行くぐらい。

（松井知事）

だから相手も役人で審査されるんで、そこをちょっとすり抜けないかんので、相手のお役人のところを。政治マターになるまでに。そこでそういう表現したら、書類ひょっと落とされる。すり抜ける、まずテクニカルなところをいろんな目先に來てるんで、いろいろやってます。はい。

（橋下市長）

申請で、じゃあそれに近いことは出るんですか。病院を指定して、じゃあ混合診療なのか、保険外併用療養費の制度の拡大なのかわかんないですけども。

（松井知事）

だけどそれは事業をやってくれるところを。

（橋下市長）

を募って、探してくるという。

（松井知事）

それも、でもこれやりませんか、この指。やれる、それだけの能力のある、やっぱりマンパワーがあるところやないと出来へんの。

（橋下市長）

そうです、そうです。

（松井知事）

だからそういうものをいろいろと探して、今話してます。

（橋下市長）

大阪の550の病院あったら、一つや二つはあると思うんですけどもね。金森さんが一番医療機関、もっとあるでしょう。一番知ってるんじゃないですか。

（金森企画室副理事）

ただその期待感は民間病院でもありがたいと思うんですが、大学病院でもありがたいと思うんですが、一言で申しまして非常に難しくてですね、やっぱり何の要件・制限もなしに、やりたければやったらいいというものでもないですよ。実際の人間の、それもかなり大抵な場合は深刻な病気の状態にある方に、高額な医療をしていくわけですから、

（橋下市長）

払う人がやるわけ。その議論はいろいろ役所のね、みなさん専門家で、いろいろな議論があると思うんで、申請出して、だから後はそこで議論してもらって、どういう要件なのかっていうことで、やってもらったらいいんじゃないでしょうか。

（金森企画室副理事）

やりたい人ってだけなら、いろんなところ手を上げる可能性も無きにしも非ずですが、やっぱり大阪から何か提案していくっていうのであれば、こういう条件が揃っているから、先程ちょっと知事が多分仰ろうとしていることだと思うんですが、やっぱりやる能力、こ

ここにやってもらっても実証的に効果検証やっていただける能力がありますと、というような枠組みの中でないと、単にやりたいというだけでしたら、ピンからキリまでいろいろあると思うんですね、やりたいのレベルにも。やっぱりそういうところは少しきっちりと考えないと、もちろんやる能力とやりたい気持ちと両方揃っている病院は十分存在する可能性はあると思いますけれども、やはりそこはちょっと慎重なところもあるんじゃないかなあと思います。

（橋下市長）

じゃあ、まあ制度設計を100%完璧にしてからっていう話になると、進まなくなってしまうので、とりあえず今医療機関が普通に保険医療機関としてちゃんと業務をやっているわけじゃないですか。まあ医療機関がやってるのであれば、基本的にはやりたいところ、混合診療にチャレンジするっていいですか、そういうところをやりたいていう医療機関を引き上げて、後まあまあこれはどっちが先かっていう話になりますけども、並行的にね、制度設計は。これはもうみなさんにやってもらわないとダメなので、とにかくそういう医療機関、やりたいていう医療機関をサポートして、混合診療の申請をやっていきますよっていうところの意思表示は大阪府市で必要だと思うんですけどもね。

（堺屋顧問）

やりたい病院があったら全国募集でもいいんじゃないですか。

（橋下市長）

そうですよ。

（堺屋顧問）

何も大阪にある病院じゃなくても。どこでも日本国中の資格のある病院を集めたらいいんじゃないですかね。

（松井知事）

それでいくと、その地域のその病院で指定されることになりますんで、多分。

（堺屋顧問）

大阪へ来てた。

（松井知事）

だけど、それが出てきてもらって建てるということになったら、非常に時間がかかる話になりますよね。

(堺屋顧問)

その制度の地域を指定して、誘致しようというようなね、仕掛けの特区を作ると。

(松井知事)

これはだから誘致しないと出来ないという状況には大阪はまったくありません。やれるところがいっぱいありますから。まず大阪の持っている病院のポテンシャルを使ってやりたいと、こう思ってますし、今大阪のいろんな医療機関はそういうことをやろうという前向きにとらえてくれているところ、結構あります。

(橋下市長)

医師会は今後も反対っていうことを言い続けるんでしょうけども、そういう状況の中でもチャレンジするっていう医療機関を募って、だから今までの府が考えている考え方を全部変えてくれるっていう話じゃなくてですね、制度設計が必要だし、要件も考えなきゃいけないし、制度設計が必要なことは十分分かってるんですけど、医療機関、上山顧問がヒアリングというか、混合診療をやるっていう、こういう状況の中でもやるっていう病院がどれくらいあるのかっていうのはちょっと把握したいですね。10も20も30も手が挙がってくるのであればそれを一括りにしてしまって、制度設計も同時並行に進めながら修正してしまうっていいですか、やるって病院がないのに混合診療解禁、解禁って唱えても全く意味のないことですから、こういう今の状況の中で、医師会も反対してるって状況の中でも混合診療の解禁っていうことをやってくっていう医療機関が大阪でどれくらいあるのか、ちょっとその何か意向調査というのか、そういうのは知りたいですものね。そうじゃないといつもここら政治的に混合診療解禁、解禁って叫んでても、ニーズのない話をいくらいってても意味ないですからね。

(堺屋顧問)

ニーズと供給と両方がないとダメですよ。

(松井知事)

でも、例えば今どこの機構の病院、5病院あるんですけど、認められたらみんなやりたいんです。市の病院もやりたいんです。

(橋下市長)

そういうのを集めて、それだったら修正が入っていったらいいんじゃないですか。

(松井知事)

ただそれが今全部で認めてくれるかというとなかなかやっぱり難しいんで、まずはちょっと絞り込んで、まずは一穴、穴をあけるような、そういうような形を持っていかな。

（堺屋顧問）

制度設計をどういう条件で、どういう能力のところに認めるかというので、設計を書いたらいいかもね。それは事務当局が。

（橋下市長）

そしたらそれはもう、国の方で混合診療解禁って、まだすったもんだしてますからね。こちらの府市の方で混合診療についてのある一定の基準みたいなものをこちらサイドの方で考えながら、そんな精緻に全部100%完成させるのは時間がかかりますから、考え方みたいなものを整理しながら病院に声をかけていくっていう、そういうのを自治体側の方からやってもいいんじゃないですか。金森さんが言われているように、どういう病院だったらいいのかとか、どういう範囲だったらいいのかっていうのを考えてもらいながらですね。

（上山顧問）

多分二つあって、要するに意向調査みたいなやつはとりあえず聞いてみたらいいですね。もう一方で、こういうタイトなところは考えた方がいいですよっていうモデルみたいなやつは、ある程度は出せるんですね。というのは大阪は私立病院の比重が高くて力のあるところは介護の方に行ったり、コングロマリット化している。力のないところはなくなっていくか、あるいは統合されていくのですがまだ非常に逡巡してて前に進まない。しかし混合診療病院として生きていく道もある。混合診療で所得の高い人から得た収入で一般の保険診療のインフラを維持していくという病院経営の持続可能性はどうか。そういう議論を考えた時に、必然的に出て来る話だと思います。保険会計の破綻の話が一方にあり、それから民間病院の経営破綻の可能性の話も一方にある。やっぱり必然的に混合診療の方に行かないと民間病院はやっていけない現実が出て来る。そうなると医師会の結束もだんだん崩れて一部の私立病院は混合診療賛成という流れに行く。どうせ行くんだったら、先駆けになるようなところを早めに調べといて、サッといけるように準備しとく。そういうようなシナリオ作りなんですね。

（橋下市長）

だからもう議論はもういろいろあって、専門的な議論は山ほどあると思うんですけども、僕らは混合診療の解禁ってことで自由診療の領域を伸ばしていく、やはりこちらでどんどん先端走って行ってもらおうと同時に、国民皆保険っていう、国民全体を保険加入者にするところは維持するけども、ただその範囲ですね、ありとあらゆる医療を全部公的保険で力

パーし続けていくのかということになったら、保険財産破綻しますから、やっぱりちょっとこれはシビアなんですけども、国民のみなさんに最低限、皆保険制度として供給する医療保険の部分と、そうじゃない、どんどん費用が上がっていく、これは公的保険でカバーできないからそれは自由診療でやっていくっていう分野を分けて、保険財産にきちんと寄与していくっていう、そういう２点で混合診療解禁ってことを政治的にどんと打ち出していますのでね、そうであればこの混合診療の解禁問題については、仮に大阪で医療機関を募って、混合診療の解禁を認める病院を作った場合には、成長、その病院の自由診療の成長していってもらおうと同時に、何らかの形でその保険財政にね、寄与してもらおうようなその仕組みを、だから混合診療を認めてどんどん伸びていってもらう部分については、こっち側の保険診療の部分はちょっと点数を低くするのか、ちょっとまけてもらうのか、そこは制度分らないですけども、混合診療解禁っていった時に自由診療でどんどん伸ばして、お金持ちだけの病院、医療なのかってすぐいわれますから、そうじゃなくて、それが一般の保険財政にこういう形で寄与してるんだよっていうことが見えるとですね、混合診療の解禁ってものは支持されると思うんですね。その仕組みをちょっと行政的に知恵を出してもらって、こんな制度で混合診療解禁医療機関認めれば、保険財政、まあそれがすぐに改善されるわけじゃないですけども、ちょっとでもそれが保険医療費の財政負担の抑制に働いていくような仕組みが見えれば流れも変わると思うんですけどもね。

（堺屋顧問）

要するに、昔赤鬚先生っていうのがいて、貧しい人に安い費用で診療する、あれは一方において金持ちから高い料金を取ってたから赤鬚が出来たんですね。だから赤鬚先生制度っていうのをね、作ったらいいと思うんです。もう一つはね、歯科は、歯医者はあまり混合診療の議論をしないんですけども、今入れ歯は３９万円まで保険がきくんですよ。それを越えたら全部出さないんですね。そうすると３９万円の入れ歯を入れるか、もう全部根っこから諦めるかという、非常に極端な状態なんですね。だから１００万円ぐらいの入れ歯を入れたい人多いんですね。みんな保険かからないんですね。そういう色なお医者さんにも病気っっちゃうか治療方法は違いますから、ちょっとそういうところもご検討になってね、これとこれとこれは混合診療の範囲にするとか、というような設計を、制度設計を簡単に作ってみて、どうせそれではいかんっちゃうことを厚生省なんかが盛んに言うから、それでまた直しゃいいんですよ。直されることを嫌う、厭わないでちょっと作ってみたらどうでしょうか。

（橋下市長）

混合診療議論するって言ってますからね、具体の事例をもとにして自由診療が発展する部分と保険財政に寄与する部分としっかり具体的にモデルで示して、厚労省とやりあったらいいと思います。言うだけで申し訳ないです。考えるのはみなさんなんで。これは大変な作

業だと思いますけど。

（山口事務局長）

少しちょっと整理がいる、まずは混合診療の2つあるみたいなもので、医療制限会議でやるのかですね、それとも今、その特区との関係で意向調査をやっていこうと、いろいろと進めていける、2つの話があったと思うんですけども、まず特区の関係でちょっと、たまたま今日は担当部署がいてないんで。

（松井知事）

これね、特区担当部署と医療戦略会議・規制改革会議との連絡がね、ちょっとうまくいってないっていうか、ちょっと情報がそこに入っていないのが一番悪いところだと思います。まず特区の今の現状をね、どこまで申請して、どういう中身なのか、これまさに規制緩和と医療戦略、大阪の特区の目玉としてはエネルギーと医療っていう部分を目玉に据えてるんで、その部分、まずご報告をさせます。その中にいろいろ入ってますんで、その中で実際に具体論、話ここまで進んでから新たにこの部分追加しようとか、いろいろ先生方のご意見をもらう、こういうふうにしたいと思います。

（山口事務局長）

まず特区の方と連携してもらえるように仕掛けをさせていただいて、その上でちょっと進め方を整理させていただくということによろしいでしょうか。

他にないでしょうか。なければ時間の関係もありますんで、次の議題の方に移らせていただきたいと思います。

【経営形態の見直し検討項目（A項目）及び類似・重複している行政サービス（B項目）の進捗】

（山口事務局長）

すいません、それでは3つ目ですけれども、これはもう事務局の方から説明さしあげていきますけれども、経営形態の見直し検討項目、いわゆるA項目と、類似、重複している行政サービス、B項目の進捗状況について、大都市局の神田部長の方から報告させていただきます。

よろしくお願いします。

（神田部長）

事務局の神田でございます。

そうしましたらA・B項目の進捗状況についてご説明させていただきたいと思います。

お手元の資料 3 開いていただきまして、A・B 項目の工程表をご覧くださいませ。

前回は本年の 2 月に第 18 回統合本部会議で進捗状況をご報告いたしました。

本日はそれ以降の、特に進捗のあったものについてを中心にご説明させていただきます。

資料ですけれども、A・B 項目の各事業の進捗状況をまとめました総括表、ちょっと文字が小さくて恐縮なんですけれども、総括表と後ろの方にそれぞれの事業の個票を付けております。

個票では前回以降主な変更点、進捗点についてアンダーラインを付けさせていただいています。

時間の関係もございますので総括表を基に説明させていただきます。

なお、資料の最後に付属資料として A・B 項目の取り組みの効果を記載しております。

これは後ほどご説明させていただきます。

それでは A 項目 1 ページをご覧ください。

まず最初、水道事業、上から 3 つ目でございます。

これは資料右端に 7 月までの到達点の欄に記載しておりますとおり、これまで府市一水道を目指しまして企業団と統合協議を進めてまいりましたが、市水道事業の廃止条例案等が先の 5 月市会で否決されましたことをふまえて、統合協議を一旦中止し、経営形態の変更、民営化に向けた検討を進めております。

基本的方向性としても、府域一水道プラス民営化という将来目標の実現に向けまして、市水道の経営形態の変更、民営化に向けてを検討することに修正しております。

検討結果につきましては 25 年度の取組み、ちょうど真ん中に記載しておりますけれども、本年の秋ごろを目途にとりまとめることとしております。

次にその下の一般廃棄物でございます。

まずごみ収集輸送事業につきましては、新たに設立します新組織に現在の現業職員を移管しまして、現在の直営体制から民営委託化を図ることとしております。

現在は事業者の公募に向けまして具体の制度設計を行っておりまして、本年の 11 月に公募を開始し、来年 2 月を目途に事業者の決定を予定しております。

また経営形態の変更につきましては、9 月 11 日までパブリックコメントを募集、実施中でございます。

その下、いわゆる焼却処理事業についてですけれども、八尾市、松原市、および大阪市の 3 市によります一部事業組合の設立に向けた準備委員会を設置し、26 年 7 月の一部事務組合によります事業開始に向けて準備に着手しております。

続きまして 2 ページお開きください。

1 番上の病院でございます。

病院につきましては真ん中の取組み欄に記載しておりますように、住吉市民病院用地の民間病院誘致についてでございますけれども、8 月 21 日の市の副市長会議におきまして、地域において不足する小児・周産期医療を充実させる役割を担い、安定的かつ継続的に医

療を提供できる民間医療機関をプロポーザル方式の公募により選定するという方針が決定されております。

今後、有識者によります選定委員会で募集要項を決定し、公募のうえ事業者の選定手続きに入ってまいります。

続きまして下の 3 ページ目をご覧ください。

上から 2 つ目の文化施設でございます。

文化施設につきましては、府市の 9 つの施設の地方独立行政法人化を目指しておりますが、現行の地独行法では博物館等の業務を対象としていないため、まず博物館等の地独法人化を可能とするために、政令改正についてこの間国へ要望を行っております。

合わせまして新法人の経営目標、理念等について、あるべき姿を検討するとともに地独法人の設立に向けた準備に取り組んでおります。

以上が A 項目の主なところでございます。

続きまして 1 ページ開いていただきまして 4 ページ、B 項目でございます。

1 番上の信用保証協会でございます。

信用保証協会は府の協会へ市の協会を吸収合併する方針のもとで、合併協議会等において資産査定、組織体制等の検討協議を現在進めております。

本年の秋ごろには合併計画書を作製して、国、ここでは金融庁、中小企業庁にあたりますけれども、国に対しまして事前協議に入ることとしております。

今年度内を目途に国との合併協議の認可を得て合併を完了することとしております。

最後になりますけれども、下の 5 ページ、下から 3 つ目になります、府立公衆衛生研究所、市立環境科学研究所についてご説明します。

こちらにつきましては、本年の 3 月に地方独立行政法人法に基づく定款、および評価委員会を府議会、および市会でそれぞれ議決を得ております。これを経た後、制定、設置をいたしております。

今後、新法人の中期目標案、それから両研究所の財産、職員の新法人への承継等について、府議会、および市会のこの 9 月から始まります定例会に議案を提出することとしており、26 年 4 月の統合地独法人の設立に向けて取り組みを進めているところでございます。

以上簡単でございますけれども A・B 項目の報告でございます。

続きまして、少し飛んでいただきまして、資料の個票が 44 ページまでありますけれども、その後に付属資料ということで、A・B 項目等の取り組み効果という資料を付けてございます。

この付属資料につきましては、今月、8 月 9 日ですけれども開催されました大阪府市特別区設置協議会においてお示ししました新たな大都市制度の制度設計パッケージ案の中から A・B 項目、さらに A・B 項目以外の府市連携、私ども、いわゆる C 項目と呼んでおりますけれども、この取り組みによる財政的效果に関する部分を抜粋させていただいたものでございます。

27 年度以降に見込まれます単年度の効果見込額について、現時点で算定可能なものを試算してございまして、今後各取り組みの進展に応じて継続的に私どもとして精査してまいります。

1 ページめくっていただきまして、この付属資料の 1 から始まるんですけども、8 ページまでは A・B 項目関連の一覧表でございます。

各項目ごとに現時点で見込まれる試算の考え方、効果見込額、さらに効果の発生開始時期、効果が最大となる時期をお示したうえで、さらに検討すべき課題等を記載させていただいております。

内訳として効果が今後継続的に発生するものと一時的効果に分けたうえ、お示ししてございます。

飛んでいただきまして、各個票につきましては説明を省略させていただきます。

付属資料の 9 ページ、ここには財政的効果以外の効果の、今考えられる 1 つの例示なんですけれども、市民の皆さんや、あるいは利用者の皆さんが受ける便益、メリットを、1 つの具体例ということで記載させていただいております。

1 ページ開いていただきまして 10 ページ、こちらは効果見込額の集計表でございます。

継続的効果の合計額は、ここでは 499.8 億円ということで約 500 億円と試算しております。

一時的効果は 36.8 億円ということで、合計約 537 億円を試算させていただいております。

最後のページは A・B 項目以外に府市の部局長マネジメントで進めてきた府市連携について、現時点での効果見込額を記載させていただいております。

資料 3 の説明は、雑ぱくでしたけれども、以上でございます。

よろしくお願いいたします。

(山口事務局長)

これに関連いたしまして上山先生の方から資料を出していただいておりますので、上山先生よろしくお願いいたします。

(上山顧問)

今ご説明いただいた A・B 項目それぞれについての統合効果は、計算したらそうなるだろうと私も思う。けれども、そもそも原点に立ち返って統合というものについて議論したい。

あるいは、都構想が根っこにあるわけですが、その原点に立ち返って考えてみる。すると統合効果額というものが、最近非常に話題になっておりますが、果たしてその議論にどれだけの意味があるのかという根本的な疑問がわく。それで今日はちょっと問題提起をさせていただきたいと。

お配りしたペーパーの 1 番上のところに、なぜ統合、統合効果額にとらわれすぎると大

阪は駄目になるというふうにいっております。これは要は役所が節約をしたら町は栄えるのかということなんです。

もっと大事な議論が他にいっぱいあるんじゃないかと。

インフラの整備とか成長戦略とか。そちらが主であって、役所の経費が安くなるとか安くないとかそんなケチな話をやっている状況なのか。これが私の問題提起であります。

そもそも都構想というのは、統合ではない。

統合っていうのは都構想の中の一つのパーツでしかない。府市統合っていうのは広域自治体の仕事の一元化、集権化という意味で、重要な要素ですけれども、都構想の本質は構造改革であって、巨大な非効率な大阪市役所の分割、解体、それから現業の分離ということとセットでもともと議論してきたはずで。

二重行政の解消が、よく府市統合の目的の一つに掲げられます。

それ自体は大事な要素のひとつではあるけれども、毎年の行政コストの削減でしかない。問題はそこから出てきた原資、お金を使って都市再生のために何をするのかということです。

そちらの議論とセットで議論したときに初めて二重行政の解消という話が出てくる。したがって二重行政の解消があたかも主目的であるかのような、最近の統合効果額に関する議論の盛り上がりというのは、私はそもそも盛り上がっているということ自体が間違っていると思います。

ややちょっともともとのところに戻っちゃうんですけど、そもそも経営統合というものに対する理解が足りないのではないかなと思うのです。

経営統合というのは、世の中でもよく企業の大型合併とかいろいろある。しかも最大の目的は戦略目的をスピーディに実現すること。そのために A 社と B 社が一緒になる。

日本の例でいうと、製薬会社がどんどん合併して大きくなっていますが、これは欧米に負けないために巨大化して大きな研究投資を早くやる。そのためにやらざるを得ないということをやっている。

今の大阪が置かれた状況も全くこれと同じだと思うのです。

アジアの諸都市との競争の中で、大阪の中でけんかしていても、お互い滅んでしまう。

むしろ一緒になって外に打って出ようではないかと。そういうものであるはずなんです。

ところがなんか両方の庶務部の費用がちょっと安くなったからよかったねとか全く本質から離れた議論で最近統合の効果が議論されているのはなぜかわしい。

企業だけでなく、例えば国家間で見ても EU の統合はまさに米国一極集中に対抗して EU という存在をつくった。あれはまさに成長戦略なわけです。

あれに見習った地域戦略という思想で都構想、あるいは府市統合を考える必要がある。

ところで、なぜ、こんなに統合効果額をめぐる矮小な議論が蔓延してしまうのか、私は非常に不思議だったのですが、よく考えてみると日本国においては統合っていうのはどう

も駄目になった人同士が破たんせずに生きながらえるために使われる手法なんですね。

典型的には市町村合併です。

破たん法制が存在しないので、駄目な人自治体を延命させるために市町村合併が起きる。

あと銀行、航空会社、鉄鋼などの規制産業。これらが借金をまけてもらうのと引き換えに経営統合して、経費節減で生きながらえる。

日本ではこういう後ろ向きの統合が非常に多い。それでどうも政治、行政関係者、学者、新聞記者などいわゆる知識人が、経営統合イコール節約であるという間違った認識をもったのではないか。

その間違った常識の上に立って都構想の効果や統合評価額を議論すると、非常に矮小な話になってしまう。

ついでに言えば、道州制に関する国の議論も根本から間違っていて、あの本質は地域戦略、GDP 拡大です。本当は各地域間の競争を促すことこそ道州制が目指すべきなのに、国の出先機関の経費が安くなるとか県庁 2 つの建物が 1 つで済むから安上がりですねとか、まさに典型的な駄目な統合論をやっている。

これが国の道州制の議論です。

そういうものの悪い影響も、もしかしたら府市統合の議論に影響を与えてるんじゃないかという感じがします。

じゃあ何なのかっていうことですけれども、経営統合の本来の目的は成長戦略であり時間を買うということです。スピーディに前向きに外向きに戦略を実行するための手段であると。

ですからこのペーパーの 1 番下のところに書いてますけれども、役所の経費節減額などを計算するのは全く意味がなく、むしろ中長期的に統合したら大阪府民、市民が 1 人当たりの GDP、雇用、いろんな意味のハッピネス、社会指標、これは今は大阪は非常に悪いわけですが、それらをどうやって改善していくのか。そのレベルで議論する必要があると。

それで何のために都構想があり府市統合があり、統合本部があるのか原点に立ち返って考えましょうと。

1 つは集権化だったと思うんですね。

特に広域行政の権限が 2 つ分かれていると、いろんなものが遅れてしまう。

淀川左岸線もなかなかできないし空港連絡鉄道もなかなかできない。再開発も進まない、そういう遅れを取ってしまった状況を一気に挽回する。そのために強力な広域政府が必要ということだと思う。

あとは企業誘致、産業振興、港湾、空港、それから道路、再開発、環境政策、医療、公立大学、その他山ほどあると思うんですけども、強い自治体をつくる。これがそもそもの目的だったので、統合効果額は節約などというケチな話ではなかったはずです。

それから 2 番目の非常に大きなテーマが、大阪市内における福祉、教育等のレベルの向上です。

これは全市一律であるために非常に機械的な、かつ非効率なサービスになってしまっている。こんな状況で超高齢化社会に突入して、とてもやっていける自信がない。

従って国鉄改革と同じように地域分割をして特別区を置きましょうと。これは質の向上を目指すという話だったはずだった。

だから統合効果額が多いの、少ないのという議論をするのであれば、今の大阪市役所の住民サービスのレベルが低い、高いのという議論もやる必要がある。

それから 3 つ目の要素が民営化。府市を単に合併させると巨大な都庁のようなものが出てくる。

だから現業はこの際民営化して自律的に経営してもらおうと。

そのことによって持続可能性も確保できるし、サービスも上がるしコストも下がる。これも都構想の非常に重要な要素だったと思います。

それで期待成果、この 3 つをやって何をを目指すということですが、1 つは経済再生です。

これはさっきからいくつかお話ししてありますが、特に自治体にできることという意味では大きいのがインフラだと思う。

空港は国営ですが、かなり知事と市長に頑張ってもらって国に影響を与えて関空伊丹統合がすでに実現しています。

次はまさに淀川左岸線。鉄道、道路など遅れてるミッシングリンクの問題。これをキャッチアップする。

キャッチアップすること自体が統合効果だと思います。

あとその他、グレートリセットという言葉で象徴されるような都市機能の高度化です。

あとは施設の転用、土地の使い方の転換等。この辺も具体的な地名がいくつかここに書いてありますが、この辺は実際にいろんなプロジェクトで現在進行形です。これがまさに統合効果だと思います。

で、もう 1 つ重要なものが行政サービスの方の話。ここにおいては質の向上、それから規模拡大による緊急対応のレスポンス能力の強化。

消防の広域化なんかまさにそうだと思いますけれども、その種の話が出てくる。

それから防災関係なんかでは、やはり特別区が事実的な区長をもった組織として、責任をもって自分の範囲内をきっちり見ていく。そういう能力をやっぱり持たないと今の巨大な大阪市が恐竜のような状況では緊急災害対応がなかなかできない、こういう問題もある。

そういう意味で行政の質のレベルの向上、持続可能性という意味でも都構想は不可欠であると考えられるわけです。

この辺は前から言ってきた話ですが、日本人はなんでもデジタル化するのが大好きで、都構想の期待成果を「見える化」しないと議論できない。こういう傾向があるんだろうと思います。

私が思うには、統合効果額をめぐる今の議論は私たちの思考を後ろ向きに、かつ矮小化して木を見て森を見ない状況にもっていく。額の計算じゃなくて「見える化」が恐らくい

るんじゃないかと思う。

都構想の意義をもっと立体的に分かりやすく、具体的に住民の生活がこう変わるんだということを、説明する必要がある。批判する側もその土俵の上に乗って節約の話ばかりじゃなくて、もっとこう将来展望はどうなんだというような議論をする必要がある。

それでもあえて「見える化」しなくちゃいけないということであれば、非常に大事なポイントがいくつかある。数字だけの単純なものじゃない。

まして役所の経費削減額などというようなものはですね、全体のごくごくごくごく一部でしかないと思います。

最も重要なのは、地域、経済、雇用に与える効果であって、2番目が行政の質や効率の話だと思うんですね。

もう1つ大事なのは、今はすぐに出る効果の話だけをやってるくらいがあるけれども、後で出る効果の方が非常に大きいと。

インフラ投資の一元化でGDPが拡大するとかは制度を変えたその年から出てくるキャッシュではない。しかしこれをやりたくてもともと都構想の議論をしていたはずでしょ？ということです。

ところが上海の事務所、府と市と一緒にしたら何円浮きましたとかが都構想であるかのように議論されている。これは根本的に間違っている。

それから財政に与える効果についても単純な話ではなく、短期的には引っ越しのコストとかですね、投資額が増える面もある。

一方で二重行政が減って経費が減る部分もある。

さらに都構想の真価が出てくるのは、長期的な税収増ということです。なのに単純に増えたの、減ったのと3年ぐらいのシミュレーションを見て議論してるのは愚の骨頂と思います。

従って私が申し上げたいのは、都構想の効果を議論するときには統合の議論だけでなくこの分権化の話と民営化の話を全部セットで議論する必要があるということです。

それから組織の再編とか再配置とかガバナンスの強化。そして透明化とか財政規律がはっきりするとかこういう行政組織の大きな改変がもたらす効果もやっぱりバカにならない。これについてもちゃんと議論していく。

最後に便宜上どうしても狭い意味の節約効果、統合効果を計算するとしても、その場合の計算の方法が今の手法は少し幼稚であると思います。

というのは最も重要なのは、民間経済、雇用にもたらす外部経済効果の計算。次が投資の一元化で前倒しとか集中化ができる点。それによってもたらされる外部経済効果です。

それから次に出てくるのが、不要な施設を建てなくてすむとか、二重行政の支出の削減。最後にやっと経費節減ということになります。ちなみに今900億とかの数字が出ていますが、これは3と4だけであってですね、1と2が含まれていない。

ましてや都構想の効果を算出するということになると、この最後のページの2のところ

ですね、これを入れて議論しないととても議論しえないと思います。

ですから今日いただいたこの資料 3 は、計算としては正しいけれども全体の中のごく一部と私は理解しています。全体をもっと分かりやすく見せるという工夫がいろんな面で必要になるし、数字だけで議論できない部分は将来のイメージとか府民市民の暮らしがこう変わるとか、その辺は知事市長ももっと立体的に説明していく努力が必要ではないかと思っています。

批判、提言する方は楽なので、じゃあ、これお前やってみろと言われるととても苦労するわけですが、あえて問題提起をさせていただきました。

（堺屋顧問） 今、上山先生から大変いい話があったんですけどね、東京都民で衆議院議員になりたい人、参議院議員になりたい人、都会議員になりたい人、区会議員になりたい人というアンケート調査を東京新聞がやったら、区会議員になりたい人が圧倒的に多いんですね。

それは区会議員っていうのは、もうこの道路で何できる？っていうことは全部言えるんですよ。

で、都の職員が区の職員になるということは、かなり希望者多いんですね。

それはその自分の思ったことが、すぐに実現できるっていうね、そういう今おっしゃった速さがあるんです。

私は今渋谷区に住んでて新宿区に事務所あるんですが、渋谷区で照明を付け替えるって言って、2年で27本付け替えて、今度は彫像、飾りの彫像っていったら、もう6カ月でヨンドルの彫刻ができたんですがね、そういう町づくりをね、区役所と市民、もうその原宿の商店街の人が一緒になってすぐできるという、この地域密着スピードっていうのはものすごくやっぱりありがたいことなんですね。

ところが大阪ではなかなかそれがね、同じことを大阪にも言ったんだけどなかなかできない。

それはやっぱり組織が大きいからなんですね。

で、国会議員なんかやっても2階から目薬で、全然まあ国会で騒ぐだけで何もできませんけども、区会議員の方はすぐにこの場所っていうところは、このことっていうのはできるっていうんでね、区会議員になりたい人が非常に多いんですよ。

区会から都会になる人も居るけれども、一生区会の方がいいっていう人もたくさん増えてまいりました。

職員の中にもね、始めは都で全体採用してそれで分けてたんですけども、最近は各区で採用するようになって意欲的な人がかなり増えてきたという状況があります。

上山先生が今おっしゃった中でね、スピードの問題と地域密着の問題ね、それで各選挙民なり区会議員なり区役所の職員なりが、この町をどうしようかっていうビジョンを持てるんですよ。

東京全体をどうするかっていうビジョン持てないんですよ。

ところがその新宿区をどうするかっていう話はね、非常にそれぞれの人が、こんなことしたいっていう提案、いわゆる参加ができるんですね、これが 1 番いいところだと思います。

そうするとね、今ふるさと納税でも東京が圧倒的に多いっていうのはそれなんですがね、東京にふるさと納税してこれって言ったら、自分の思うものが実現するんですよ。

もともとあのふるさと納税っていうのは、東京に集まっている財源を地方に移転するというつもりだったら、逆に地方から東京に来てるのは多くなってきてるんですね。

それぐらい東京に寄付すると、この目的のためにすぐ使ってやるというのがね、区長の判断でできるんですよ。

だからどんどんと独特の個性のある区が生まれてまいりました。

始めは中央区と千代田区が豊かだったんだけど、最近渋谷とか新宿とかその辺も盛んになってきたし、また高級住宅地帯っていうのも盛んになってきたし、いろいろそういう個性づくりができる、これはお金以上に大きいことだと思うし、また、そういう民間からの寄付も集まるっていうのもいいことだと思いますね。

だから参加できる地方自治体っていうのが生まれると思いますよ。

(山口事務局長)

ありがとうございます。

ご意見等があれば議論していただければと思うんですけども。

(橋下市長)

大都市局が頑張ってパッケージ案出してくれたじゃないですか、都構想の、都構想というか特別区設置の制度設計図を 8 月の中旬に出したんですけどもね、散々これ 3 年前から僕らが都構想、都構想というふうに言ってるときには、設計図を出せ、区割り案を出せ、財政調整制度を出せというふうにメディアから散々言われて、コメンテーターも、中身が分からない、中身が分からないって言っていたのに、いざ出してもですね、ある程度きちっと書いてくれたのは読売新聞だけで、あと中身なんにも知らん顔なんですね。

大体メディアってこんなもんなんですけど、その読売新聞ですら、社説等なんかでも心もとない製造設計だと、で、その中でやっぱり効果っていうところがやっぱり見誤ってるところがあると思うんですよ。

青山さんという方も地方自治に詳しい方だとは思いますが、結局は都構想がなんぞやっていうところが、まあ、これは僕らのメッセージ発信力の不足だったところもあるんですけどもううまく伝えきれてない。

上山先生が今回ペーパーにまとめていただきましたけれども、やっぱりこれだと思うんですよ。

1 つはというか、本当に企業経営というか、そういうところで論じられてることがどうもこの世界では論じられないという単純な例がこの上山先生のペーパーにもありましたけれども、関西国際空港と伊丹の経営統合ですね、人件費削減額がこんだけです、ビルを 2 つ、総務部門を 1 つにまとめて、いくら効果が出ます、そんなこと効果なんか何にもやってないじゃないですか。

実際に今回補給金が、あれ僕の知事時代が 90 億ぐらいだったのが、やれ 75 億に削減されるということでワーワー自治体も経済界も騒ぐ、とにかく金くれ金くれと言う、もうこんなことをやっていたらしょうがないということで、僕は伊丹の廃港を上山先生から戦略っていうものを勉強させてもらいながら、伊丹の廃港をとえながら、結局関空と伊丹が経営統合したら補給金もうなくなるんですよ。

もうほとんど 0 に、今 20 億ぐらい、えっ？今度 20 億になるんですかね？20 億が 0 になる？まあとにかく補給金が国からもらわなくてもいいようになる。

でもそのときの重要なのは、非航空系収入の、要はビルで上がる売り上げですよね？

ああいうものをちゃんと今までは三セクみたいな形で自治体出資の団体がやってたんですけど、ちゃんとそれを空港経営会社の方に、その空港ビルディングを移してですね、発着陸料だけで稼ぐのじゃなくて、今まで天下り団体と化してたこの駐車場の収入だったり飲食店の収入だったり、そういうものをちゃんと空港の方に移すとか、それからこれは統合だけの話ではないですけども、LCC の拠点にするフェデックスなんかが来て物流の拠点になる。

だからこういうものが全体と合わさって関空と伊丹の経営統合ってなってですね、そこでは何にも人件費削減額とか施設を 2 つを 1 つにした節約額とか、フロアを節約した効果額、そんな議論になってないのにこの都構想になった途端に、いきなりこの節約議論ばかりになってですね、もちろんこれ行革だっていうとらえ方をされてるから、じゃあ行革の効果額どうなんだということになるんですけれど、やっぱりこの経営統合ってというのは、戦略と組織の話とか、そういうものが合わさった話だということですね、これ山口さん、僕、ちょっとご足労かも分からないですけど、その僕がこの話をずっと進めてきたときに読売新聞なんかも、着地点が見えないとか大阪の将来像が見えないって言うんですけども、知事時代にやってきたつもりなんですよ。

だから大阪の成長戦略っていうものはつくってるし、観光戦略もつくってるし、都心力戦略も文化戦略も、まあ教育振興計画は府市一本化にはなってないですけど、でもあれは連動させてますからね。

ちょっとそれね、既存のものでいいので僕全部合わせてね、これが大阪の将来像の絵姿だと、もちろん行政計画っていうのは山ほどあるんですけど、それはちょっと置いておいて、戦略めいたものをこれまでいろんなところでつくってきたので、行政計画とは違うその戦略めいたものをちょっと一つにボンとまとめてね、僕、法定協議会のときに特別区設置っていうその組織の話と、こういう組織の中で実現するのはこの戦略なんですよとい

うことを、テーブルに常にファイルをです、2つ合わせ持って、議員に法定協議会で議論しないと、本当に特別区設置のこの行革効果だけの話で、この行政機構をつくるこの組織をつくることによって実現するのはこれなんだっていうのを常に手元に置いておきたいと思うんですね。

で、もうほぼ既存のものででき上がってるので、あれをまとめたファイルをちょっと僕は法定協議会の方に出したいんですよね。

成長戦略とか見えないとみんな言うんですけども、あるんでね。

そういうものが合わさったうえで、これは都構想であり、そういうもののじゃあ効果はなんぞやと言ったときの上山先生の最後のページのところの見える化なんですけど、この作業はそういうところを合わせた見える化の作業を、ちょっと府市統合本部の方の有識者の皆さんの力を借りて、見える化の作業を、どこまで精緻にやるかっていうところもあるんですけども、ちょっとここ府市統合本部の方で進めていながら法定協議会の方とキャッチボールをしていきたいと思うんですけどもね。

(堺屋顧問)

最近日本では戦略思考というのがなくて、戦術ばかりなんです。

今、もうすぐ東京オリンピックの話があるけど、今世界中から東京オリンピック案に批判出てるのは、東京はお金があるとか治安がいいとかテクニカルなノウハウの話ばかりやってる。

why 東京、what 東京という、何のための東京か、何で東京かっていう、その戦略思考を少しも言わないっていうのが今批判になりましてね、で、平田竹男さんを急きょ内閣参与に入れてそれを練っとるんですがね、今時分になってやってるんですけど。

その日本の世論っていいですかね、雰囲気ってというのがね、ものすごく戦術的になってるんですよ、how to ばかりになってるんですよ。

だから企業でも何をやるかよりも、まずリストラをどうやるかとかね、そういう話に偏ってきてるんですね。

これは日本の衰退現象の 1 つなんです、まさにこのね、大阪都構想は大阪がどんな都市になるかっていうことを、まずビジョンとして掲げていく。

これからやっぱり東アジアで東京と大阪とソウルと上海と香港とバンコクとシンガポール、その辺がひとつの核でしょうね。

そのときに従来のお阪っていうのは西日本の拠点として、日本列島を東西に分けてあったんですけども、これからは大阪はやっぱり東アジアに開いた都市としてやっていかなきゃいけない。

それでもものづくりからものづくりを卒業した知恵づくりの町にならなきゃいけない、そういうような大きなビジョンから見ると、今の都構想っていうのは大変重要な要素なんです。

そういうことをね、あまり議論されてない、まあ議論はされているんでしょうけど、報道されていないというのは大変重要なポイントなんですよ。

今アベノミクスで成長戦略なんていうけど、みんな言ってるのはね、税金をどうするかとかね、金融をどうするかという、みんな how to な話なんですね、what の話を誰もしてないんですよ。

これはやっぱり日本の世論そのものの、今停滞っていうか低調なところだと思うんです。

だからぜひ大阪都構想というものの戦略思考を皆さん方にも大いに訴えてもらいたいし、報道してもらいたい。

訴えてもなかなか報道してくれませんからね、この話は、というところがありますね。

(橋下市長)

堺屋先生、その戦略的なものは、これはもう府市でつくってるものがあるんですよ。

大阪っていうのは中継都市を目指す、高付加価値都市を目指す、この2つを軸にですね、人、もの、金が大阪というものを通過しながら、世界から大阪を通過して日本国内にまた分散していく。

日本国内から大阪を通ってまた世界に発信していくというその中継、まあこれある意味シンガポール的な、シンガポールの受け売りの的なところもあるんですけども、ただ大阪って今までの歴史を振り返ってみて中継都市を目指していこうと。

それから高付加価値都市、これは堺屋先生がいつも言われる「知」ですよ、そういうものを中心とした都市を目指していこうという、これを軸に大阪の成長戦略というものは2年前、3年ぐらい前に、2年ぐらい前にできてるものがあるんです。

で、今度は大阪市と府を合わせた大阪の成長戦略っていうもう一本化したものもありますしね、文化も都市魅力も多分こういうものを言うと、反対する勢力はその戦略は別に特別区を設置しなくてもできるじゃないかと。

要は僕と松井知事だってこの間柄でできるじゃないかっていう、そんな議論ばかりになるんですけど、ここは特殊な関係ですから、もし本当にできるんだったら僕と平松市長のときでもできるはずだし、もっといったら、磯村さんと太田房江さんのときにできるはずだし、それができなかったからいろんなことを考えて組織を変える、とにかく今特別区設置っていう行政機構の本当にその部分だけがバンと焦点当たってますけれども、もう一歩こっち側にはきちんと進めていくべき戦略っていうものは積み上がってますよね、それをちょっと両方合わせて議論しないと、本当節約話ばかりになってるんですよ。

だから、ここの流れを変えるためにも何とか上山先生、堺屋先生、その他有識者の皆さんのお力借りてですね、きょう上山先生が統合だけじゃなくて、分権と民営化っていうものも都構想の要素だっていうことをはっきり打ち出してもらいましたから、それによってのさらに今度この効果っていうところをどう見える化していくか、この作業をちょっと知恵をお借りしたいんです。

で、佐々木信夫先生なんかはかなりはっきりと 3 兆から 4 兆の経済効果があるんじゃないか、その論拠、ちょっと僕、書籍の中では分からなかったんですけども、そういう数字をはじいてる学者さんもいらっしゃいますのでね、そういう人たちのお力もお借りして、どうこの効果っていうものを見る化するかっていうところがいいよ次の、ある意味勝負所かなと思うんです。

本当に人件費を積み上げたとか、人件費削減額が本当は 0 なのに橋下の指示で 30 億と粉飾したとかですね、そんな話ばかりなんですよ、僕がとにかく効果をもっと出せ出せって言って、山口さんに無理やり指示出して、いやがる山口局長が渋々数字を書き足したみたい、そんな報道がワーンとなされてですね、一言も言ってないんですけどもね、でもそんな話ばかりになってるんで、ちょっと違いますよということをメディアの自治の専門家にもきちっと分かってもらうために、僕らがいくら言ったところで応じてくれるかどうかは報道の自由ですけども、ただ今のこの節約のこの議論っていう、こんなしょうもない議論のために僕らは 3 年も 4 年もこんなことやってきたわけじゃないですからね。

(松井知事)

これ上山先生、集権化で今成長をするところ分かるんですよ。

だからこのたまたまのね、今市長と僕とのこの人間関係で、集権化ができあがってると。

で、これが確率で集権をするのはあかんと、制度でないとあかんというところをね、どう説明するかなんですよ。

だからそれは確率になると、確率がそういう確率で違う目が出たら、これ集権化できないわけで、もうこれからの時代は、集権化のできない要素を取り除くという、ちょっとメッセージがいるのかな？と、そこをこれは法定協でも説明せなあかんとかなんですよ。

僕も何回も自分なりには説明してるけれども、そこがなかなか分かってもらえないという部分があるんですよ。

間違っても集権しなければならないところが分権されないようにするということがなかなか伝わらないところ。

もう 1 つ、それはお金ではないんですけども、過程をやっぱり市民に説明するときに、大阪の皆さんのなんていうか庶民性というか、そういうものでは、それってなんぼなん？というところをよく言われるところでね、これが来年の、要は住民投票のときには、よく大阪の人は、なんぼ得なん？っていうような、そこが 1 番関心が高いところは、これ実際高いんでね、そこはやっぱり、まあ僕らが言うと、いや、それは自分で言ってるからそんなもんなるやろという形になるんですけど、これはマイナスは全くないと、ただプラスの部分においてはいろんな価値観はあるけれども、さっきの上山先生の見える化でいくと、1 番 2 番は A 先生、B 先生、C 先生では、このぐらいついていうのは、やっぱり経済効果、試算はされてますよというのは、やっぱり説明できんとあかんと思うね。

(橋下市長)

だからイニシャルで 640 億とかいう話が出てくるんで、そういうイニシャルコストの部分は少なくとも、これはもう十分まかなえるわけじゃないですか、行革効果でね。

(松井知事) 1 年でもまかなえる。

(橋下市長)

1 年分で十分まかなえる、しかもあれイニシャルの費用と継続的に発生する効果額っていうのを併せもって新聞なんかには並べられますので、1 年ぼっきりで 640 億ぐらいで済むこの話と、毎年 700 億ぐらい効果が出るの合わせて、いかにも効果が 700 億、そのうちの 640 億はもう経費に使っちゃいますよっていうのは報じられ方なんですけど、700 億はずっと毎年出る効果額ですからね。

いずれにしてもイニシャルはきちっとまかなえたうえで、やっぱり僕は GDP 拡大も含めた、何かそっちの方の数字っていうものをはっきり打ち出した、だってやっぱり関空と伊丹が経営統合やったときのあの経営戦略で節約額じゃないですからね。

外国人観光客をどんだけ伸ばして、発着陸回数をこんだけ伸ばしてとか、そういう話を持ってる経営統合だったわけですから、ちょっとそっちの方にきちんと数字を焦点を当てて、論じていく必要が、やっぱり非常にこれからより増してきたなというふうに思うんですよ。

あとこの問題で、組織の統合で従来結構僕 C 項目のところが、例えば C 項目なんていうのは、今はあとは組織マネジメントでお願いしますねっていうふうに言ってますけれども、実はこれ大阪都構想が実現すれば C 項目自体が本来なくなる話なんですよ。

別にこんなこといちいち府市で調整なんかしなくても 1 つの組織内での話ですから、だからそういうのも C 項目なんかやってること自体が、そもそもおかしい話で、この A・B 項目もそうなんですけれども、そういうところを組織が変わることによって、こういう効率性があるので、効率化の部分のところはむしろ C 項目っていうものを今一生懸命やりますけれども、この関係でやりますけれども、そもそも都構想が特別区設置になればですね、C 項目なんていうことをいちいち取り上げる必要がないと。ちょっとここ、どう説明していくか、そこにちょっと力を注いでいきたいと思うんです。

(堺屋顧問)

いや、あの万国博覧会以来ね、何十年その市と府の話し合いをやってね、ちっともうまくいってないわけですよ。

万国博覧会開いたときに、誰が挨拶するかっていうんでね、知事と市長と商工会議所との会頭の 3 人が張り合いましてね、結局 3 人並んで声を合わせてあいさつをするというね、世界で初めての奇妙な合唱が起こったんですね、それぐらい難しいんですよ、この府と市

の話っていうのは。

で、以後ね、いろんな商工会議所の会頭が入ったり、関経連の会長が入ったり、いろいろしてもなかなかできなかった。

で、1番やっぱり問題は、その大阪というものの全体の中で、どういう地域特性をつくっていくかというね、大阪全体のビジョンと、それから大阪の中の各区の地域特性、これをつくっていきなさいけない。

やっぱり東京は、戦争中につくった組織ではありますけれども、だんだんと20、30年ぐらいの間に進化してきて特別区になって、今はやっぱり世田谷と千代田区っていうのは、完全に価値観の違う行政やっとなるわけですよ。

だからあれね、高級住宅地帯っていうのができたりね、ビジネスセンターができたりするんで、その意思決定のね、身近さっていったら大変重要だと思うんですよね。

そのことをね、やっぱり大阪のマスコミの人にも知ってもらいたいという気がするんですね。

その意思決定の身近さっていうことは、特色をつくり効率を上げ、結果としては幸せにつながってくる、そういう形になっとなるんですよね。

(橋下市長)

その意思決定のスピードというのとちょっと僕は言葉を変えて、意思決定の、むしろ基礎自治体の方が意思決定の多様性っていう言葉で表現してるところもあるんですけど、またこの都構想の話っていうのはちょっと大都市の成長戦略のところばっかりに焦点が当たってきましたけれども、大阪市域内のまさにその特色化といいますかね、今意思決定が一つ大阪市長になっていきますけれども、大阪市内、やっぱり5から7、意思決定ができるような地域に分けて、その意思決定の多様性っていうものも、それがなんで住民にとっていいのかっていうですね、これももう繰り返し言ってるんですけども、必ずこの話しすると住民サービスがどうなるのかっていうボリュームの議論になってしまうんですよ、どれだけ増えるのかと。

でも特別区設置したところでお金が増えるわけではないですから、単純に増えるわけではないので、この意思決定の多様性っていうところが要はどう住民サービスのクオリティを上げれるのかっていうボリュームの議論じゃなくてクオリティの議論なんだよっていうところも、うまく伝えきれてないところもあってですね、ですから集権化の部分の大都市大阪の成長の部分、こっちはボリュームの議論なんでしょうけど、大阪市域内で特別区を設置する意思決定の多様性っていうものが、どれだけプラスなのかっていうところも、しっかり市民に伝えていかないとなかなか理解が得られないなっていうところもあってですね、そこも専門家の皆さんのロジックできちっと組み立ててもらいたいなと思うんですよね。

僕らが言ったところでなかなかこれが理解してもらえないのでね。

東京の例なんか僕はずっと引いてたんですけれどもね、世田谷区、千代田区、それから港区なんかでも、それぞれが全部本当に特色がある、こういう地域になっていますのでね。

（堺屋顧問）

一昨日、私の住んでる前の表参道でよさこいコンクールがあって、全日本から 99 組の踊り子が集まったんですけど、それは渋谷区の行事なんですよ。

だからこそそれが可能なんですよ。

そんなに長い間閉鎖しないで、集約的にできるんですよ。

南側の港区は花火大会がやっとなんですよ。

そういうね、住み分けがあってね、そうでないとあっちでもこっちでも花火大会ばかりになるけど、というね、それぞれの区民というか、その管理者を含めた皆さんの意思決定でサービスの種類が変わってくるんですよ。

そうするとね、東京都民にとっては、踊りも花火も見られるようになるんですよ。

それがやっぱりいいとこなんですよね。

（橋下市長）

これ見える化の作業は、どうですかね、今上山先生からも、今後問題提起のペーパーもあって、この見える化の作業をちょっと進めていくということは、僕らで議論をしてもしょうがないところがあるので…。

（堺屋顧問）

あの、今度の規制緩和のことで、楽しい大阪をつくろうというところでね、そのどれくらい楽しくなるかっていうのも一つの見える化だと思うんですよ。

そういうのをいろんな形で見せていきたいと思っています。

（山口事務局長）

2 つ宿題がありまして、1 つ、戦略ビジョンを法定協議会に提出する、これちょっと会長と相談させていただいてですね、扱いの方は少し対応してみたいと思います。

（橋下市長）

既存のもので仕事量を増やさないような感じで。はい。

（山口事務局長）

もう 1 つのこの上山先生からいただいたこの見える化、まさにそういうことなんですけど、なかなかこれ事務的にこなすというのは、見てて非常に難題だなというのが率直な感想なんですけれども、もう 1 つ、この間市長の方から、法定協の方でその効果について有

識者の意見を聞いてくれという、こういうご提案もされていますので、そことの関係とかですね、あとこれをどういう形で行政的に調査、料理できるのかということで、少し法定協の動き見ながら、ちょっと先生方とご相談して考えさしていただきたいなど。

ちょっと今の時点で、できますともできませんともなかなかちょっと言い難いぐらいテーマ重いと思いますので。

（松井知事）

あれあの法定協で専門家に聞こうというのは、あれ各会派持ち帰ったけども、そこは答えどうなったんですか？

（山口事務局長）

今ですね、会長が、浅田会長の方でお預かりになってるということですので、ちょっと会長の方で案を考えて他会派とまたしたいということでございます。

（松井知事）

いや、それ預かってるということは、専門家に入る必要なしという意見もあるということ？法定協のメンバーの中で。

各会派持ち帰ってるから。

（山口事務局長）

あの、今はまだ持ち帰っていただいている最中ですので、特に各会派からですね、イエスともノーとも特に集約をしてるという状況には今日の段階ではないです。

（松井知事）

代表者会議でちょっと1回調整しようということになってたでしょ？

（山口事務局長）

取りあえず持ち帰ろうということで今持ち帰ったままになってるということです。

（松井知事）

じゃあまずちょっと浅田会長の方には、その答えをいただくということと、もう1つは、これはももとの、そもそもの話なんですけど、これ今都になる以前に、A・B・C項目、これ一緒にまとめていきましょうと。

で、実際にさっきの環科研とか公衛研の話も、これ具体案に出てきて、これ9月の議会でも、議会でのいろいろ議論をいただいて、議決もいただかなあかんというところにきてんねんけども、この間の法定協でも話出てたんですけれど、これを一緒にしようと思うと

人事制度と身分保障、これこの間の法定協でも出た部分ね、これが一本化されないと、そもそも一緒に成れないということになるし、これ総務省でも了解取りに行かなあかん話でしょ？これ全部。環科研と公衛研の話も。

（神田部長）

環科研と公衛研については、新たにつくる、今公立でそれぞれ設置して新たにつくる新
独行法人ですので、給与制度については新たにつくればいいということになってます。

ただ、その新地衛研っていうんですか、新しくできる研究所は広域の研究所という位置
づけになりますので、まずは大阪府の人事給与制度を基本とした、そういう設計になると思
うんです。

ただ現実問題は、府と市の研究職の職員の給与とか身分制度がやっぱり差がありますの
で、そこを今両当事者と両人事室が入って今やってくれてるという、そういう段階なんで
す。

ただなかなか制度も課題があるので、今苦慮しながらやってるというのが現実です。

（松井知事）

だからね、これ環科研と公衛研の問題だけではなくて、そもそも統合すると、一緒にな
るという大目標で今都構想を進めてるわけなんで、もう大阪府と大阪市のその人事制度と、
報酬と、これをとにかく秋、議会までにはね、事務方で合意できるように。

この間の法定協でもその話出てるんでね、それはちょっともう最後は山口局長がエイヤ
ーで決定すると、いうようなことででもやらんとね、これ固まらんとしますんで。

で、僕と市長としてはどっちも両方、府の制度、市の制度の報酬も含めて、どっちも厳
しい側で固めてもらったらそれでいいのかなとは思ってますけど。

でも仕事によっていろいろあると思うんで、だからその同じ職責の部分は一緒ですよ、
制度と身分保障がというのは、これもう議会前になんとかそこまでちょっと、これ大都市
局がハンドリングしてそう思うと、市の場合も人事室になるのか、それはちょっとこれや
って、それをやらんと A、B、C も含めてなかなか進んでいきへんというふうに思ってるん
で、ちょっとお願いしておきたいと思います。

（橋下市長）

これ具体的に環科研と公衛研の職員の研究員の給与が、額が相当違うっていうのを見て僕
もびっくりしたんですけどね、もちろん国の方で地域手当の制度をつくってるから大阪市
の方が 15%で、府はならして 10%にしてるんですかね。

そういう差があるにせよ、こんなに額が違ふかっていうのは僕らの感覚では大都市大阪
っていうのは、まあ大阪市とそれ以外で分けるっていうのもどうなのかなという思いがあ
って、なんでこんなに、多少だったら分かるんですけども、こんなに額が違ふかっていう

理由が何なんだろうということで人事室に確認したらですね、それはいろんな理由でこう違うっていう話が来たんです。

決してその市の方が著しく給与が高いっていうわけではないんですと。

まあ全体見れば低い部分もあるのかどうか、若手の方が低いのか、ある程度年齢いったら高いのか、なんかちょっとやっぱり府と市の制度が違うところもあるし、制度自体も大阪府はこういうところはこうなんだ、大阪市はこういうことやってるからこうなんですとか、制度が違うとみんな額の部分についてもいろいろ違う理由にもなってきますから、基本的にはやっぱりきちんと都構想で一元化していこうっていう話であれば、ならしていかなきゃいけないので、今大阪市の人事室には府と市の給与額と制度、それから人事委員会のあり方も含めてなんですけど、対照表をつくってほしいということを指示を出していますから、これ今大阪市の方で対照表をつくってるだけなんですけども、府と市の単純な意見交換という場じゃなくて、ちょっと山口さんのところで仕切ってもらってですね、作業は府の人事室と市の人事室でやってもらいながら、対照表づくりから入って、なんでどこにどういう差があって、これはやっぱり一緒にしなきゃいけないものは一緒にしていくっていう作業をやりながら、ならしていかなきゃいけないと思ってますので、ちょっとその作業を僕の大阪市役所の人事室への指示からですね、ちょっと大都市局の方にハンドリングゆだねますので、府と市またがりながら、どこがどう違うのかっていうところから整理をお願いしたいんですけどもね。

（山口事務局長）

ちょっとだけ整理をさせていただくと、まず公衛研と環科研の要は一体化という問題で発生するこの職員の給与問題とかサービス問題ということと、将来大阪都ができたときにですね、職員がそれぞれ特別区に行ったり大阪都に行ったりというところのその給与問題とサービス問題っていうのは少し違うと思うんですよね。

ただその後も府市で一体化するということになれば、公衛研、環科研の問題っていうのは一つの先例になるということは事実ですので、ここはおさえながら制度設計をしっかりとやっていく必要があるんだろうというふうに思っております。

それともう一つ、国との関係なんですけども、今回国との協議事項というのは財政調整とか事務分担とか、税源配分ということになっているので、職員の移管については報告だけで済みますんで、ただ、とはいえ余にも突拍子もない案になれば、当然総務省は何か言うかもしれませんが、基本的には大阪の中でしっかり考えておく必要があるということだろうと思う。

そういうことをふまえて、今それぞれの人事室で公衛研の問題、関係部局も入ってやっていただいていますけれども、特に将来的には、将来的にはっていうか、今度の職員間を見据えてですね、大都市局で調整しろということであれば、これは調整はやらせていただいてもいいかと思うんですけれども。

(植田副知事)

若干補足ですが、人事同士でも今府市で議論させていただいていますし、それから当然原課ある環科研と公衛研の方でも、取りあえず 1 番最初にその具体的にその職員の所属始まるっていうのは、この環科研と公衛研ですので、そこで議論をして、そこで一般化できるものについてはもう、まあ一般化っていうとあれですけども、普遍化できるような議論についてはこの際やっしまおうということで始めています。

ただ全体のその、給与制度をどうするかについてはちょっと大きな議論になりますので、ちょっとそこは時間いただきながら大都市局とよく相談して進めてまいりたいと、問題意識をもってやっていますので。

(松井知事)

上山先生、これ大学、新大学構想会議はどうなんですかね、身分保障と人事制度。

(上山顧問)

今朝、まさにガバナンスの話を今やっていましたがそういう各論まではいってないです。

(松井知事)

最終的には合わないんですか。

(上山顧問)

最終的にはもちろん。ただまあ 2 法人、2 大学になって、それから 1 法人になりますから、ちょっと余裕がありますね。

(橋下市長)

1 法人、2 大学が先にきて、1 法人、2 大学の段階でもう合わないといけないんじゃないですか？。

今、2 法人から 1 法人、2 大学、そして 1 法人、1 大学、1 法人になったというのは法人内で……。

(上山顧問)

いやそれはちょっと調べますけど、よそでも公立大学で複数の大学もってる場合がありますから。

(橋下市長)

別々で？給与体系になってもですか？

(上山顧問)

はい、別々でね。

医科大学とかね、多分違うと思います。

(京極副市長)

全体のその職員の身分とか移行論とか、こういう関係は大都市局の方で最終的に一旦整理していただく形かなと。

ただ個別の公衛研と環科研の問題っていうのは、もちろん先々では若干影響あるかと思うんですけども、やっぱり短期間で整理するっていうのが 1 番の肝要事項ですんで、今人事室でやっておりますし、基本的には副知事、副市長の方で調整するっていうことで、大都市局の方はもう今はまさに見える化の話でありますとか、かなり今一つの山場を迎えておりますので、この個別論につきましては、担当の副知事、副市長の方で調整さしていただくということでご理解いただけたらと思います。

(松井知事)

いや、だからうちの方はね、いいんですよ、そこに合わすということで、今言っていたいて。

ということは、市の方でそれを今環科研勤めてる皆さんが了解するということになりますよね。

で、それは議会の議決要りますよね？最後、最後って 9 月で。

9 月、決めてもらうためにもね、そこをその制度として合わすんですよという説得はしっかりやらんと、やっぱりこれなかなか理解してもらえんようになりますね。

(京極副市長)

当然我々、市の議会の理解得るために、市の理事者として、そこはきちっと説明をさせていただきます。

必要な調整は全部やるつもりですので、その前にまず府市で、一定の合意をまず取り付けるっていうのが、各論を進めるうえでは 1 番問題ですから、ここについては早急に双方合意できるような形で調整したいと思いますので、よろしくお願いします。

(橋下市長)

個別はじゃあ今の副市長と副知事の間で調整してもらってるんですかね？

この問題にあたって、もともとラスパイ比較の中でラスパイ比較に内在する問題だとは思いますが、まあ大阪市もそんな問題あるようなラスパイの数字にはなっていないんですけども、府市で個別比較すると、こんな 100 万、200 万単位でその差が出てくるかど

うかっていうところが、ちょっと気になるところがありましてね、それは地域手当の問題とか、そういうところにもあるんでしょうけど、ちょっとだからその、なぜ、そういうふうになってくるのかということも知りたいので、1回だから、その個別問題とはちょっと別にですね、府市の制度の違い、それは何が原因になって、それが正当な理由なのかどうなのかっていうところの整理を、今僕は単独で市役所の人事室に指示出してますけれども、ちょっと1回局の方でその指示といいますか、ハンドリングの部分だけ引き取ってもらって、府市の違いといいますか、その原因とか、それが正当な理由なのかどうなのかっていうところをちょっと知りたいので、そこをまとめてもらいたいんですけどね。

（松井知事）

これだから一回ちょっとその制度まとまったら統合本部で顧問の皆さんにも1回ちょっと意見もらって、どうまとめた方が。

僕らが今、厳しいな言ってましたけど、これ国と比べてどうなんだとか、ラスパイの話も含めてですね、そもそもこういう同じエリアの中で同じような仕事をしてる中で、これだけ違うことを、そもそも論のところもちょっとご意見いただいておりますんで、ここでちょっと1回、皆さんに議論いただきたいなと、僕はこう思ってるんですけども。

（橋下市長）

資料だけをまずまとめてもらって、資料だけをちょっと整理してもらおうと....

（山口事務局長）

まずはとりあえず府市の資料の分析、協力しながら我々もまとめたいと。

（橋下市長）

最後どういう方向でいくか、もちろんここで決定して、ただその基礎資料の部分....

（堺屋顧問）

もう一つね、システムの話で、私も東京証券取引所と大阪証券取引所を合わすときに、システムの統合っていうのはものすごくコストが変わる、考え方だけで倍ぐらい変わるんですよ。

だからいいコンサルタントというか、システム会社をよく選んでいただいてね、ドンドン下請に行きますからね。

大手に頼んだと思ったら、実際やってる人は全然分らん人になったりしますからね、あれはどのぐらいファイヤーウォールを、各区の間のファイヤーウォールをどうつけるかとかね、そういう問題がだいぶ出てきてますからね、東京都が新銀行東京っていうのはそ

れで失敗したんだけど、あれも原因はシステム作りにありました。ちょっと早めにシステムコンサルタントを入れた方がいいと思います。

（橋下市長）

そこはきちっと専門家の意見聞くようにちょっと今、上山先生も専門家の話、人選も含めて相談してますので。

（神田部長）

先ほどの話の補充になるんですけども、今回の公衛研、環科研の話なんですけれども、やはり最終的には国の認可の問題が1つございます。

それともう1つには、やっぱり前提になる定款であるとか中期目標をつくるということで、府議会と市会の議決の問題や課題の点があります。

あとはやはり府市のそれぞれの現場の労働組合の問題がございます。

ですから、それぞれの課題を解決する中で、それぞれの要素の中でですね、ちょっとやっていかなきゃいけない部分もございますので、統合本部会議で今のお話しは、今最終的にいろいろお話あげるにしても、その前に行政的には知事市長にはやっぱり状況をしっかりお伝えさせていただいたうえで、ご議論、事前にさしていただきたいと思いますけれども、その点だけよろしくお願いいたします。

（橋下市長）

だからそれ単純にあの差ぐらいは正当な話なんですかね？

なんか普通聞いて府と市で、えっ、なんでこんなに差があるの？と思ったんですけどね。

（山口事務局長）

その点を含めて少しちゃんとさせていただいて、まずちゃんと分析したいと。

（橋下市長）

あのポジションだけなんですか？局長、部長でもそんな差が開いてくるんですか？そんなことはない？他の人はそんなあれですもんね？

（京極副市長）

あそこだけです。

（橋下市長）

他の人は、そんなあれですもんね。

（京極副市長）

課長補佐とか課長代理とか、その位置づけのそれぞれが、職階をどう位置付けてるかっていうことそういうことの、関係でそこだけが。

（松井知事）

だから同じ仕事する人は同一条件にしてあげないとね。

その中で今年頑張った、頑張っていないかでボーナスが違うのはしょうがないけど、そこは基本のところは一緒やないと。

（橋下市長）

ちょっとしつこいようですが、じゃあその部分がね、じゃあ大阪市の部分で、その職階の部分だけ高いとするじゃないですか。

でもラスパイ比較では、もし問題ないっていう話、総額比較で問題ないっていうような話になってるのであれば、大阪市はどこかで本当はもらうべき人がもらわずに損してるということなんですかね？それはないんですか？

（植田副知事）

ただ手当の部分で若干今回出てますので、ラスパイの数字はまた別の話になってくる。

（橋下市長）

ラスパイの話は別で、手当の部分ね？

（植田副知事）

はい、手当の部分ではちょっとくくりが大きい部分がありまして、そこに入るか入らないか、管理職としてですね、いうところできてる。

詳しいことはまた。

（橋下市長）

そうですね、はい、はい。

そうしたらそれがラスパイ比較の対象外になってるということは、そこで対象、要は僕が見えないところで市のその職階の人が給料が高くなってるとっていう事態になってるかも分かんないですよ？

（山口事務局長）

ちょっと今の時点ではそう一概には言えなくてですね。

(橋下市長)

皆ボコボコッとした発言...

(山口事務局長)

いやいやいや、ここは本当に制度の違いで、どこを管理職にするかという考え方の問題ですので、ここはどちらが正しいということでは多分ないんだと。

(松井知事)

ラスパイって手当ては含まれてないですよ？

だからラスパイって国と比べての話なので、だから国と比べるのではなくて、府と比べての話ってということなんで、もうはっきり手当が違うということなんですもんね？それは。

(植田副知事)

そうですね、今の議論でいくとその部分が 1 番大きいということですね。

(山口事務局長)

少しそこは比較のところもあるのでまずは我々の方で人事と相談してちゃんとお報告させてもらいたいと思います。他になれば時間ももうだいぶ予定時間を超過してますんで、いかがでしょうか？特にございませんでしょうか？すいません、それでは本日の統合本部会議をこれで終了させていただきたいと思います。本当に長時間お疲れさまでした、ありがとうございました。

経営形態の見直し検討項目（A 項目）
類似・重複している行政サービス（B 項目）

基本的方向性(案)工程表
《平成 25 年 8 月版》

平成 25 年 8 月 27 日

目 次

■ A 項目・B 項目の基本的方向性と取組みの進捗状況（総括表）	p. 1 - p. 7
■ 経営形態の見直し検討項目（A 項目）基本的方向性 工程表	p. 8 - p.21
■ 類似・重複している行政サービス（B 項目）基本的方向性 工程表	p.22 - p.44
■ （付属資料）A B 項目等の取組み効果について	付 1 - 付 11

大阪府市統合本部 A 項目・B 項目の基本的方向性と取組みの進捗状況

経営形態の見直し検討項目（A 項目）

項 目	基本的方向性	実現時期等	平成25年度 取組み	平成25年7月までの到達点	ページ
地 下 鉄	○上下一体で民営化 ○当面の経営改善方策の実施	○民営化移行（27 年度）	○民営化関連 ・民営化に向けた具体的実務の実施 ・デューデリジェンスの実施 ・民間鉄道事業者との調整を経て、堺筋線等の終発延長の実施 ・その他サービス向上策の順次実施 ・交通政策部門の強化 ・民間人材の登用	○大阪市交通局に民営化推進室を設置（24 年 8 月） ○「大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の廃止に関する条例案」を上程（25 年 2 月）（継続審査） ○地下鉄事業民営化基本プラン（案）を策定（25 年 5 月） ○デューデリジェンス等業務の委託（25 年 7 月）	9
バ ス	○地下鉄事業とは完全分離して運営、かつ民営化 ○民営化に向けて、路線譲渡及び管理委託の拡大 ○当面の経営改善方策の実施	○民間バス事業者による運行（26 年度）	○民営化関連 ・民営化に向けた具体的実務の実施 ・区長会から要請のあった路線について、25 年度の一年間は運行に必要な経費に対する財政措置に基づき交通局が運行 ・交通政策部門の強化 ・大阪運輸振興株の経営陣の強化	○大阪市交通局に民営化推進室を設置（24 年 8 月） ○「大阪市自動車運送事業の廃止に関する条例案」を上程（25 年 2 月）（継続審査） ○バス事業民営化基本プラン（案）を策定（25 年 5 月）	10
水 道	○『「府域一水道」＋「民営化」』という将来目標の実現に向け、市水道局は、経営形態の変更（民営化）を検討 ○市水道局の合理化策や経営改善策を策定、実行	○経営形態の変更（民営化）検討とあわせて実現時期についても検討	○市戦略会議において、統合協議の一旦中止と経営形態の変更（民営化）に関する検討を進めることを決定（25 年 6 月） ○秋ごろ目途に経営形態の変更（民営化）に関する検討のとりまとめ ○市水道局の合理化策や経営改善策について、引き続き検討・実施	○市水道局と大阪広域水道企業団との統合協議 ・43 市町村首長会議において水道事業統合（案）の策定（25 年 4 月） ・市会において市水道事業廃止条例案、企業団規約変更案が審議され、否決（25 年 5 月） ・市戦略会議において、統合協議の一旦中止と経営形態の変更（民営化）に関する検討を進めることを決定（25 年 6 月） ○市水道局の合理化策、経営改善策 ・職員数の削減、給与水準の見直し	11
一般廃棄物	○収集輸送事業：受皿組織に現業職員を移管（非公務員化）、民間委託を拡大し完全民間化	○新会社の設立、現業職員の移管（26 年度）	○新会社の設立主体となる事業者の公募に向けた具体的な制度設計（組織体制、委託金額等に係るコスト分析等）の実施 事業者の公募開始（25 年 11 月） 事業者の選定（26 年 2 月）	○「家庭系ごみ収集輸送事業の経営形態に係る P T」を設置（24 年 8 月） ○市場性の有無や民間化手法に関する「マーケット・サウンディング」の結果を公表（24 年 12 月） ○「経営形態の変更に係る方針（案）」を策定（25 年 4 月）	12
	○焼却処理事業：工場稼働体制の見直し、民間運営や民間委託推進、当面はブロック単位での処理体制（一部事務組合）の構築	○一部事務組合へ移行（26 年 7 月）	○一部事務組合設立準備委員会の設置 ・規約案の作成等一部事務組合設立に必要な協議 ・人事・給与・財務会計システムの構築等一部事務組合の事業開始に向けた準備	○森之宮工場閉鎖（25 年 3 月） ○26 年 7 月を目途に一部事務組合を設立することなど 3 市長（大阪市、八尾市、松原市）で基本合意書を締結（25 年 3 月） ○設立準備委員会を開催し、一部事務組合の概要案について確認（25 年 4 月～）	
消 防	○法制度での対応（新たな大都市に応じた消防制度の創設など） ○現行制度内での一元化の推進（消防学校の組織統合など） ○通常消防力の最適化の促進（水平連携の強化）	○消防学校組織統合（26 年度） ○新たな大都市にふさわしい消防制度（法整備等）の確立（27 年度～）	○法制度での対応 ・西日本の拠点として必要な機能充実のための制度化を国等へ働きかけ ○現行制度内での一元化の推進 ・26 年 4 月の消防学校の統合に向けた運営体制の構築 ○通常消防力の最適化の促進 ・大東四條畷消防組合（一部事務組合）の設立許可等調整 ・指令共同運用や水平連携の働きかけ	○法制度での対応 ・府・市特別区設置協議会において、消防事務の取り扱いについて議論 ○現行制度内での一元化の推進 ・府立消防学校の運営協議に新たに大阪市消防局が参画 ・教育訓練等の具体的な実施内容及び実施手法（教官配置等）を協議（市消防車両の府立消防学校訓練への一部活用等を決定） ○通常消防力の最適化の促進 ・泉州南消防組合の設立（25 年 4 月業務開始） ・大東市・四條畷市消防広域化協議会において協議	13

項 目	基本的方向性	実現時期等	平成25年度 取組み	平成25年7月までの到達点	ページ
病 院	○市立住吉市民病院の小児・周産期医療の機能を府立急性期・総合医療センターへ統合	○大阪府市共同住吉母子医療センター（仮称）の整備 竣工（27年度） 供用（28年度）	○基本設計、実施設計及び先行工事等の実施 ○住吉市民病院用地への民間病院誘致 ○住吉市民病院廃止に伴う公立病院再編統合計画の策定	○住吉市民病院及び助産師学院の廃止条例案の可決（25年3月） ○基本設計、実施設計の契約（25年5月） ○住吉市民病院用地への民間病院誘致の公募条件を検討	14
	○地方独立行政法人大阪病院機構（仮称）を設立、府市病院を一体的に運営	○府立病院機構を非公務員型に移行（26年度） ○市民病院を地方独立行政法人化（非公務員型）（26年度） ○府市病院の地方独立行政法人統合（27年度）	○府立病院機構の非公務員化に向けた定款変更、総務省への認可申請 ○市民病院の独法化に向けた定款・評価委員会条例、中期目標・中期計画等の策定、総務省への認可申請	○市民病院独法化に向け、外部コンサルタントと移行支援業務委託契約を締結 ○大阪市民病院機構定款の制定及び評価委員会条例案を上程（25年5月）（継続審査） ○第3次一括法（公務員型の地方独立行政法人を非公務員型へ移行・法人統合を可能とする法改正）が成立（25年6月公布） ○統合法人の非課税措置が継続できるよう、地方税法等の改正について国へ要望（25年6月）	
	○府域全体の医療資源の有効活用 （⇒今後の検討課題）	○「大阪府市医療戦略会議」の検討結果を踏まえ、医療資源の有効活用を図る	○「大阪府市医療戦略会議」の検討状況を参考にしながら、公立病院の広域医療・地域医療のあり方について検討予定		
弘 済 院	○附属病院・第2特養 直営廃止、民間移譲 ○第1特養 指定管理期間満了後、民間移譲を検討 ○養護老人ホーム 廃止決定済（27年度末） （認知症をはじめとする高齢者の医療・福祉の拠点を民間の運営主体により整備する観点から、必要な条件を付して公募により運営主体を選考する。）	○附属病院、第1特養、第2特養の民間移譲（28年度） ○養護老人ホームの廃止 （27年度末予定）	○プロポーザル公募条件、契約条項の検討 ○土地基礎調査、評価・鑑定の実施 ○吹田市等関係各方面への説明・情報収集、事前協議	○コンサルティング業務委託契約を締結、マーケット・サウンディング（市場調査）に着手 ○土地基礎調査（測量・境界確定等）に着手 ○関係各方面への説明、事前協議中	15
港 湾	○「新港務局」として府市の港湾管理者を統合	○「新港務局」設立（26年度） ※最速スケジュール ○大阪湾港務局設立[4港湾管理者一元化]（27年度以降）	○新港務局に向けての法制度改正 ・法改正協議（関係省庁） ・国家要望 ○「新港務局」制度の構築 ○物流以外の業務を行う執行体制の構築 ○現行法制度で可能な統合手法の検討	○法制度改正：国交省や近畿地方整備局と協議（24年8月～） ○「新港務局」の制度検討 ・新港務局設立に必要な財産整理・評価に関する検討 ・事業整理に関する検討 ・新港務局設立に必要な予算の整理 ・府市作業チームの設置	16
大 学	○公立大学のあり方について将来ビジョンを策定 ○市大改革の推進、府大改革の着実な実施 ○法人統合に向けた組織改革の推進	○大学法人の統合（27年度） ○新大学スタート（28年度）	○新大学のあり方検討 ・府市において、外部有識者会議からの提言に基づく新大学ビジョン（案）を策定し、パブリックコメントを実施（25年5月～） ・新大学ビジョン（案）を踏まえた具体的な「新大学（案）」を府・市・両大学法人で検討、作成（25年8月） ○法人統合に向けた組織改革 ・理事長、学長分離に向けた定款変更 ・新大学実現に向けた現中期目標変更 ・法人事務局の共同推進体制に係る事前準備	○新大学ビジョン（案）を府戦略本部会議、市戦略会議で議論、決定（25年4月） ○第3次一括法（地方独立行政法人の法人統合を可能とする法改正）が成立（25年6月公布） ○第3回新大学構想会議を開催（25年6月）し、新大学（案）策定に係る検討状況について両大学から報告。 ○今後、新大学構想会議から、社会人向け大学院・教育系大学院に関するより詳細な意見、新大学のガバナンスに関する意見をもらう予定。	17

項 目	基本的方向性	実現時期等	平成25年度 取組み	平成25年7月までの到達点	ページ
公営住宅	○大阪市内の府営住宅を大阪市内に移管	○市内の府営住宅を移管（27年度）	○府市の協議 ・移管要綱（移管に係る府市の役割分担、手順、手続き）の検討及び案の策定 ○各種調査、データ整理、システム再構築 ・府営住宅の移管後の事業収支シミュレーションの作成 ○入居者対応 ・入居者への説明	○府市協議 ・移管スキーム（移管条件等）について、公営住宅タスクフォースにおいて基本的に合意 ○各種調査、データ整理、システム再構築 ・事業収支シミュレーションの作成に着手	18
文化施設	○府市の文化施設9施設の経営形態については地方独立行政法人をめざす	○地方独立行政法人設立（27年度）	○博物館の地方独立行政法人化を可能とする政令改正について国へ要望 ○新法人のあるべき姿の検討（地独法化の目的と効果、経営目標・理念、具体的取組み等） ○地方独立行政法人化に向けた準備 ・定款・評価委員会条例及び共同設置規約案・中期目標案・中期計画案・業務方法書案などの作成、移行・継承準備（土地・建物の測量・登記など）	○府市施設の事業分析及び他都市の状況や地方独立行政法人と指定管理者制度（公益財団法人）とのメリット、デメリットを整理し、経営形態を地方独立行政法人とすることを確定 ○博物館業務と発掘調査業務との関係整理	19
市 場	○府市場は指定管理者制度（24年4月導入）の効果検証	○経営の効率化	○経営の効率化及び指定管理者制度導入にかかる効果検証	○指定管理者の業務の実施状況等を評価する外部委員会を設置し、評価を実施（25年2月） ○府中央卸売市場活性化協議会を開催し、経営展望の進捗状況の評価を実施（25年7月）	20
	○市市場（本場、東部）は指定管理者制度に移行	○指定管理者制度導入（27年度）	○指定管理者制度導入にかかる検討（仕様書、募集要項の検討等） 大阪市中心卸売市場業務条例の改正（26年3月）	○指定管理者制度導入について、市場内事業者の方針説明	
	○市市場（南港）は引き続き検討	○基本的方向性を踏まえた活性化等対応（26年度以降）	○市場の活性化に向けた基本的方向性の決定	○南港市場の将来コンセプト（基本的方向性）について検討を行い、南港市場運営協議会（審議会）の場で議論（25年3月）	
下 水 道	○市下水道事業は上下分離・コンセプション型による運営管理を含めた経営形態の検討	○（一財）都市技術センターを暫定活用した上下分離の実施（25,26年度） ○新組織設立（26年度） ○民間参画を含めた新組織への移行（27年度）	○経営形態見直しに係る実行計画策定及び新組織設立準備 ・新組織設立に関する検討調査の継続 ・（一財）都市技術センターにおいて民間役員を招聘し、経営マネジメントチームを設立 ・26年度包括委託に向けた準備作業	○大阪市下水道事業経営改革の基本方針と実施計画案を策定（24年12月） ○上下分離手法及び新組織設立に向けた検討調査（～25年度） ○（一財）都市技術センターへ西部方面管理事務所所管施設の管理運営を包括委託実施。あわせて職員派遣（25年4月）	21
	○府市下水道事業の行政組織のあり方は継続して検討	○実施主体、行政組織の確立（27年度）	○新たな大都市制度移行時の実施主体、行政組織の確定に向けた協議	○下水道タスクフォースで、想定パターン、利点などの整理、統合に関する検討	

類似・重複している行政サービス（B項目）

項 目	基本的方向性	実現時期等	平成25年度 取組み	平成25年7月までの到達点	ページ
信用保証協会	○府市信用保証協会の統合については、府保証協会に吸収合併 ○統合後の経営ガバナンスは府保証協会主導	○府・市信用保証協会の合併（25年度）	○合併協議会等による検討 ・引き続き、資産査定、システム統合、業務・組織体制のあり方、府市の財政負担のあり方等について検討 ○認可庁（金融庁、中小企業庁）との調整、合併認可 ・信用保証協会法等の規定に基づく必要な手続きを経て、年度内を目途に国の合併認可を得て合併完了 ・合併計画（事業計画、収支計画）等の作成と国への申請	○府市保証協会合併協議会を設置（24年7月） ○合併協議会の下に部会及び両協会によるPTを設置（資産査定やシステム統合、業務・組織体制など検討） ○府・市（知事・市長出席）、府・市保証協会による協議を実施 ガバナンスを府協会とする吸収合併方式を確認するとともに、組織体制・安定的な財務基盤のあり方について協議（25年1月）	23
（公財）大阪府国際交流財団 （公財）大阪国際交流センター	○国際交流財団は存続期間10年間（H34年度まで）とし、その後、広域で必要なものは直営で実施 ○大阪国際交流センターは、基礎自治体の特性に基づいたあり方を検討するとともに、H26年度に施設運営の民営化を実施し自律的運営をめざす	○国際交流財団の存続期間は、34年度まで ○大阪国際交流センターの施設運営の民営化（26年度）と財団の自律的運営	○大阪府国際交流財団 ・「大阪府国際化戦略アクションプログラム（第1期）」に基づく府と連携した広域事業の強化・実施 ・広域事業基盤としての府内市町村の国際化支援（人材育成・出張相談・防災訓練支援等）、専門人材の育成 ○大阪国際交流センター ・各区等と意見交換を進め、基礎自治体の特性に基づいたあり方を検討 ・26年度からの施設運営事業者を市でプロポーザル方式により公募（25年9月）	○重複事業について役割を明確化し、事業の整理・見直し（災害時の外国人支援、留学生就職支援事業など）	24
（公財）大阪府保健医療財団 （一財）大阪市環境保健協会	○府保健医療財団は、公益財団法人として経営の安定化・自立化をめざす ○市環境保健協会は、一般財団法人へ移行し、自立化を図る	○府保健医療財団の公益財団法人への移行（25年4月） ○市環境保健協会の一般財団法人への移行（自立化）（25年6月）	○形態の見直し ・府保健医療財団の公益財団法人への移行（25年4月） ・市環境保健協会の一般財団法人への移行（自立化）（25年6月） ○基礎自治体への支援（府） ・検診不足地域への車検診等を引き続き実施 ・がん検診等のデータ分析により、基礎自治体に助言・研修	○両財団及び府市の関係者による検討会を実施（24年9月～） ・両財団における検診精度を高めるための方策について協議、連携事業の検討 ○形態の見直しを行った両財団の現状確認（25年6月） ・公益財団法人、一般財団法人とそれぞれ経営の自立化を図る中、連携の可能性を再検討	25
道路公社	○府道路公社は、ハイウェイオーソリティ構想の実現に向け阪神高速道路（株）等との統合をめざす	○阪神高速道路（株）等との統合を目指す	○国と地方の検討会（国、地方自治体、高速道路会社等で構成）で、阪神都市圏高速道路全体の料金体系一元化を検討 ○統合に向けた検討、高速会社との協議 ○高速会社との維持管理業務等一体化の拡大	○当面の取組みとして、南阪奈や第二阪奈で維持管理業務等を高速会社に委託 ○統合について、スキームや統合先等について検討	26
	○市道路公社は、早期解散も視野に入れ、市公社のあり方について検討	＜早期解散を想定した場合＞ ○三セク債活用の場合、年度末解散（25年度）	○三セク債を活用した場合、25年度末解散（予定） ※地方財政法により、三セク債は25年度までの時限措置	○市公社のあり方について、市道路公社経営監視会議で意見聴取し（25年8月）、早期解散も視野に検討 ○三セク債を活用した場合の課題について整理・検討中	
住宅供給公社	○新たな大都市制度移行時に市公社が存続できない場合には、市公社を解散することを基本とし、その場合の課題について検討。平成25年度中に方向性をまとめる	○市公社について25年度の検討結果に基づき対応（26年度以降）	○市公社について、民営化に向けての検討を進める。デューデリジェンスを実施 ○両公社で経営改善の取組みを推進。連携策を引き続き実施	○両公社で経営改善の取組みを推進。連携策の検討・実施 ○市公社の今後のあり方について検討し、課題（新たな経営主体への移行の際の市債権の保全、新たな財政支出の可能性等）の整理（25年3月） ○市公社において、デューデリジェンスの実施（25年7月～12月）	27

項 目	基本的方向性	実現時期等	平成２５年度 取組み	平成２５年７月までの到達点	ページ
堺泉北埠頭㈱ 大阪港埠頭㈱	○府市港湾事業の統合（Ａ項目）及び大阪港埠頭㈱と神戸港埠頭㈱の経営統合をした後に、その時点の状況を踏まえ、堺泉北埠頭㈱と（仮称）阪神港埠頭㈱の経営統合をめざす	○神戸港埠頭㈱と大阪港埠頭㈱との経営統合、（仮称）阪神港埠頭㈱と堺泉北埠頭㈱との経営統合（27 年度以降）	○堺泉北埠頭㈱ ・港湾運営会社移行に向けた運営ノウハウ蓄積（港湾運営の委任方法・府営上屋売却（府港湾局→堺泉北埠頭㈱）に係る検討・関係者調整） ○大阪港埠頭㈱ ・特例港湾運営会社として、コンテナ・フェリー埠頭の一元的運営	○堺泉北埠頭㈱ ・港湾運営会社移行に向けた運営ノウハウ蓄積の準備（港湾運営の委任方法・府営上屋売却に係る検討・関係者調整中） ○大阪港埠頭㈱ 特例港湾運営会社の指定（24 年 10 月）、公共コンテナ埠頭の運営開始（24 年 12 月、25 年 4 月）	2 8
（公財）府文化財センター （公財）市博物館協会	○市が博物館協会に委託している発掘調査業務については、自治体監理への移行を前提に民間活力の導入を図るなど整理再編を行う ○府文化財センターは、引き続き広域自治体の発掘調査業務を担う他、市町村支援も行う	○大阪府 大都市制度移行後の公益法人が担う発掘調査の監理（27 年度） ○大阪市 発掘調査業務を基礎自治体（特別区）監理に移行（27 年度）	○大阪府 ・発掘調査業務における自治体と公益法人の役割分担の整理 ○大阪市 ・発掘調査業務の民間活力の導入と業務の整理再編に向けた課題整理の検討	○文化施設（Ａ項目）の方向性を「地方独立行政法人」とすることと併せ、府市の発掘調査業務については次の方向で整理 ・大阪府文化財センターの発掘調査事業 広域自治体の発掘調査事業を引き続き担う他、市町村からの要請に応じ、積極的に支援を行う ・大阪市博物館協会の発掘調査事業 市が博物館協会に委託している業務について、自治体監理へ移行することを前提に、民間活力の導入を図りながら、整理再編	2 9
（地独）府立産業技術総合研究所 （地独）市立工業研究所	○法人統合により、工業技術とものづくりを支える知と技術の支援拠点「スーパー公設試」をめざす ○法人統合に先行して、経営戦略の一体化と業務プロセスの共通化等を行う	○法人の統合（27 年度）	○合同経営戦略会議による一体的な業務推進 ○「業務プロセス共通化検討WG」での検討 ・機器購入、評価判定、研究テーマ選定、広報、顧客拡大など ○「連携事業検討WG」での検討 ・共通技術相談窓口の設置、支援サービスの料金や手続きの統一など	○合同経営戦略会議を設置（24 年 11 月）。統合後のスーパー公設試としての「あるべき姿」（連携を活かした一気通貫の支援機能の整備等）を策定（25 年 3 月） ○利用企業に対するヒアリング実施、合同研究発表会等の実施（24 年 11 月、25 年 2 月） ○統合方針を盛り込んだ各研究所の中期目標の策定・変更（市会議決（24 年 11 月）、府議会議決（25 年 3 月）） ○第 3 次一括法（地方独立行政法人の法人統合を可能とする法改正）が成立（25 年 6 月公布） ○統合法人の非課税措置が継続できるよう、地方税法等の改正について国へ要望（25 年 6 月）	3 0
府立公衆衛生研究所 市立環境科学研究所	○両研究所で共通する分野の検査・調査研究機能を統合した研究所を設置 ○運営形態については、非公務員型の地方独立行政法人	○地方独立行政法人による統合研究所を設立（26 年度）	○タスクフォース会議での重要事項案の決定及び関係部局との調整 ・法人のあり方案、中期目標案、中期計画案の決定、業務方法書案、役員報酬基準案等の決定 ・法人の各種制度の検証及び設計（人事給与等）等 ○府市各議会への議案の提出（9 月定例会） ・中期目標案、職員承継条例案、承継させる権利案、重要な財産協議案等 ○法人設立に係る認可申請 ○栄養専門学校廃止（26 年 3 月）	○統合、独法化に向けた重要事項案の決定機関として、府市関係者で構成するTFを発足（24 年 12 月） ○大阪健康安全基盤研究所の定款案、評価委員会共同設置規約について、府市各 2 月議会で議決 ○タスクフォース会議において法人のあり方について外部有識者の意見を聴取し決定（25 年 5 月） ○法人評価委員会による中期目標素案等の審議（25 年 7 月～） ○環科研が有する環境分野の検査・調査研究機能については民間機関、大学等で代替の方向	3 1
府立中央図書館、中之島図書館 市立中央図書館	○府立図書館は広域自治体が担い、市立中央図書館は各地域図書館の機能充実が図られるまではその補完機能として基礎自治体が活用	○府市連携事業の拡充、民間委託拡大の検討・実施（25 年度～）	○府市連携事業の拡充 ・共催事業の実施拡大、研修連携、実習生受け入れ、会場相互利用などの検討 ○資料搬送の緊密化 ・府市間の資料搬送の増便の試行・本格実施 ○民間委託拡大についての検討内容の実施	○府市連携事業（生涯学習事業、研修・実習などの連携）の検討 ○府市間の資料搬送の緊密化に向けた検討 ○市立図書館において民間委託拡大の実施（25 年度） ○中之島図書館については、「大阪都市魅力創造戦略」を踏まえ、外部有識者の助言を得ながら、あり方を検討	3 2
府立体育会館 市中央体育館	○体育会館は、興行・イベント中心の施設として広域自治体が管理運営	○運営状況を踏まえた次期指定管理者公募を実施（27 年度）	○引き続き運営の効率化の取組みを実施し、定期的に運営状況の進捗管理を行う。	○難波周辺各施設との連携体制の構築 ○ネーミングライツの導入、売店の公募実施	3 3
	○中央体育館は、基礎自治体が本来有すべき体育施設の規模・配置等の最適化を図るまでの間、施設の有効活用を図る観点から、競技大会も可能な施設として、基礎自治体で管理・運営	○基礎自治体（新たな体制）による管理・運営（27 年度）	○基礎自治体区割り案を基に、基礎自治体が本来有すべき体育施設の規模・配置等の最適化について検討 ○新たな基礎自治体での管理・運営形態について引き続き検討	○施設運営の効率化（業務代行料の削減など） ○施設の規模や配置等の最適化に関する課題を抽出中 ○自治体連携による管理・運営制度について研究	

項 目	基本的方向性	実現時期等	平成25年度 取組み	平成25年7月までの到達点	ページ
府門真スポーツセンター 市大阪プール	○門真ＳＣは、施設構成、利用状況等を踏まえ広域自治体が運営	○新指定管理者による運営の効率化（27年度）	○24年度に行った分析・課題整理を踏まえて、次期指定管理者の公募要件・手法を検討	○ＨＰのバナー広告の導入など収入確保の実施 ○メインアリーナの転換（フロア・プール・スケート）による経営シミュレーションの実施	34
	○大阪プールは、基礎自治体が本来有すべきプール施設の規模・配置等の最適化を図るまでの間、競技大会の開催も可能な施設として、基礎自治体で管理・運営	○基礎自治体（新たな体制）による管理・運営（27年度）	○基礎自治体区割り案を基に、基礎自治体が本来有すべきプール施設の規模・配置等の最適化について検討 ○新たな基礎自治体での管理・運営形態について引き続き検討	○施設運営の効率化（業務代行料の削減など） ○施設の規模、配置等の最適化に関する課題抽出中 ○自治体連携による管理・運営制度等について研究	
大型児童館ビッグバン キッズプラザ大阪	○キッズプラザ大阪は、29年3月31日までは基礎自治体が契約を継続せざるを得ないが、以降の施設運営のあり方については、自立的経営等の観点から検討を行い、具体策が見いだせない場合は廃止	○自立的経営に向けた取組み状況を踏まえ、キッズプラザ大阪の新たな運営主体について検討（27年度）	○将来の自立的経営等に向けて、民間ノウハウの活用や運営費縮減など年次計画をとりまとめ、補助金を縮減（市） ○事業連携に向け、広報・企画事務等の取り組みを検討し、可能なものから順次実施（府・市）	○補助金の縮減を図るとともに、平成25年4月から市外の学校団体料金を見直し（市） ○広報・企画事務等の検討を行い、ＨＰリンク、広報物の共同ＰＲ実施（府・市）	35
府立国際会議場 インテックス大阪	○両施設は機能等が異なり統合になじまないが、MICE 機能強化に向け、事業展開のあり方、集客力向上方策等を検討 ○両施設の集客力向上に向けた機能連携 ○インテックス大阪の運営に関して、25年度から競争性を導入	○府・市・両施設の運営者及び関係団体によるプロモーション等の実施（25年度～） ○公募選定事業者による運営への移行 ・インテックス大阪（25年度） ・国際会議場（26年度）	○連絡会議における連携方策の検討、実施 ○両施設を利用する催事誘致プロモーションの実施 ・誘致ターゲットへのセールス ・共同ＰＲツールの作成・活用 ・施設利用の共同案内 ○施設の管理運営 ・インテックス大阪（公募選定事業者による運営への移行） ・国際会議場（管理者の選定手続き、指定議決）	○府、市、OCTB、両施設運営事業者の4者による連絡会議の設置（24年8月） ○府、市、両施設運営事業者及び関連団体による連携方策の検討（24年12月） ○今後のプロモーションの進め方等の検討（～25年3月） ○展示会併催会議の主催者への共同ＰＲを実施（25年7月） ○施設の管理運営 ・インテックス大阪について、公募選定事業者による運営実施（定期建物賃貸借）（25年4月） ・国際会議場について、26年度以降、公募により指定管理者を選定する方針決定、関係府条例改正（25年3月）	36
こども青少年施設 〔青少年野外活動施設〕	○林間系は、府の施設は少年自然の家を存続し、市の施設は伊賀を廃止し、信太山は当面存続 ○海洋系は、府立青少年海洋センターの存続（びわ湖の廃止）を基本に検討	○伊賀、びわ湖の施設廃止（25年度末） ○存続施設の利用率向上に向けた取組みの実施	○伊賀青少年野外活動センター、びわ湖青少年の家 ・廃止に向けた条例改正 ・処分の方向性の検討 ○少年自然の家、青少年海洋センター、信太山青少年野外活動センター ・利用率向上に向けた取組み ・伊賀青少年野外活動センター利用者へのＰＲ（少年自然の家、信太山） ・びわ湖青少年の家利用者へのＰＲ（海洋センター）	○びわ湖青少年の家の廃止方針を決定 ○廃止施設の課題整理や関係者との調整開始（24年7月～） ○存続施設の利用率向上に向けた検討開始（24年7月～）	37
府立障がい者交流促進センター （ファインプラザ大阪） 市障がい者スポーツセンター	○ファインプラザ大阪は競技スポーツの振興拠点として広域自治体が管理運営（指定管理者制度を導入） ○長居・舞洲障がい者スポーツセンターは基礎自治体の役割とするが、新たな基礎自治体単位での運営は困難であり、広域的な連携により管理運営	○府：指定管理者による運営開始（25年度） ○市：長居・舞洲の管理運営にかかる周辺自治体との連携協議、結論（26年度）	○大阪府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪） ・指定管理者による運営開始（25年4月） ○大阪市障がい者スポーツセンター ・宿泊施設の新たな運営方式による事業開始 ・宿泊施設の収支均衡策の効果について検証 ○障がい者スポーツに関する役割、機能の整理、結論	○ファインプラザ大阪の指定管理者による運営開始（25年4月） ○舞洲障がい者スポーツセンターの障がい者就労支援事業の実施及び利用料金制の導入（25年7月）	38
（公財）大阪産業振興機構（マイチームおおさか） （公財）大阪市都市型産業振興センター（産業創造館）	○中小企業支援において相乗効果を発揮できるよう、両法人を統合する ○施設は、法人が担う役割、利用者ニーズ等を見極めたうえで中核拠点の一本化も含めた最適化を図る	○法人の統合（27年度）	○連携推進会議の設置・運営（25年6月） ・経営戦略・目標の共有化、事業（施設を含む）の連携や共同化 ・法人統合を見据えた両法人の事業のあり方、課題の検証 ・法人統合にあたっての組織、財源等諸課題に係る協議・調整	○ワンボードマネジメント準備チームの設置（24年10月） ○両法人の理事会でワンボードマネジメント組織設置に関する了承（25年3月） ○ワンボードマネジメント組織として連携推進会議を設置（25年6月） ○連携推進会議の下に企画調整部会を設置 法人統合に向けた課題や経営戦略の共有化に向けた協議	39

項 目	基本的方向性	実現時期等	平成25年度 取組み	平成25年7月までの到達点	ページ
ドーンセンタ ー クレオ大阪	○ドーンセンターは、専門的広域的事業の実施、基礎自治体業務を支援・補完する施設として広域自治体機能を担う	○総合評価一般競争入札による事業者選定の結果を踏まえ、広域自治体事業を実施（25～27年度）	○総合評価一般競争入札により事業者を選定し、広域自治体事業を実施	○府委託事業の内容を精査・決定し、総合評価一般競争入札による事業性 者選定を行った	40
	○クレオ大阪は市民密着型事業の拠点施設として基礎自治体の機能を担う。5館体制の集約化	○検討結果を踏まえた対応（26年度）	○クレオ大阪において実施すべき基礎自治体としての事業内容を精査	○市政改革プランに沿って検討中	
府立高校 市立高校	○広域自治体に一元化	○27年度に向けて課題を解決した上で、広域自治体に一元化	○府立・市立高校すべてを対象とする再編整備の計画を策定・実施 ○移管に向けて個別課題（教育内容、財政面、組織、人員面）の方向性を決定し、その解決に着手	○クリアすべき課題ごとの実務担当者チームを編成（24年9月）し、府市それぞれで現状把握を実施 ○「府立高等学校の将来像検討専門部会」（有識者会議）の審議結果を報告書として公表（24年12月）	41
府立支援学校 市立特別支援学校	○広域自治体に一元化	○27年度に向けて課題を解決した上で、広域自治体に一元化	○移管に向けて個別課題（教育内容、財政面、組織、人員面）の方向性を決定し、その解決に着手 ○新校整備（25年4月開校） 府：摂津支援学校、とりかい高等支援学校 市：東住吉特別支援学校 ○新校整備（府立泉北・泉南新校整備25年度未完了）	○府市それぞれにおいて、新校整備完了（26年度末）に向けた準備事務を実施 ○クリアすべき課題ごとの実務担当者チームを編成（24年9月）し、府市それぞれで現状把握を実施	42
府こころの健康総合センター 市こころの健康センター	○広域自治体に一元化（新たな大都市制度移行時までは、都道府県・政令市に必置義務があるため、双方で設置）	○広域自治体に一元化（27年度）	○両センターの役割・連携協議 ・夜間救急診療業務、昼間診療業務など府市の事務分担を明確化 ○両センターの機能分担の検討 ・救急医療運営委員会の一元化、救急医療体制の整備の検討 ○普及啓発事業や専門研修の一元化	○自殺対策に関する研修を共同実施（25年2月） ○実務担当者会議の開催（25年4月～） ・本庁機能業務、研修・普及啓発事業等、措置・鑑定業務、自立支援医療・手帳業務、精神医療審査会等について検討	43
府犬管理指導所 市動物管理センター	○保健所設置市に設置義務があることをふまえて、新たな大都市制度移行時に基礎自治体が担う業務、施設の管理運営方法を明確化	○基礎自治体の水平連携（一部事務組合方式）による事業・施設運営体制に移行（27年度）	○事業連携 ・府市間で調整が終了した事案については、順次開始（犬ねこ等の譲渡、動物愛護推進協議会の共同開催） ○基礎自治体として担うべき権限、事務事業内容を精査 ○施設の管理運営方法の検討 ・基礎自治体の運営形態の精査	○「府市統合に向けた事業連携検討委員会」を設置し、犬ねこの譲渡（実施要領を作成し実施済）や動物愛護推進員活動の支援などの具体策を協議（24年8月～） ○狂犬病予防業務及び中核市権限の動物愛護管理業務について、各特別区で実施する方向で検討 ○運営形態としては水平連携型（一部事務組合形式）で運営する方向で検討	44

経営形態の見直し検討項目（A項目）

基本的方向性 工程表

下線部は、平成 25 年 2 月版からの主な変更・追加箇所

A 項目：地下鉄

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）		進捗状況等
○上下一体で民営化 ○当面の経営改善方策の実施	○ 民営化関連 - 地下鉄事業民営化基本プラン（案）について、引き続き議会での議論を踏まえ検討を進めるとともに、民営化に向けた具体的実務を実施 - デューデリジェンス業務の実施 - 民間鉄道事業者との調整を経て、堺筋線等の終発延長の実施 - その他サービス向上策の順次実施 <u>交通政策部門の強化</u> <u>民間人材の登用</u> ○ 当面の経営改善方策 「地下鉄事業中期経営計画」の取組み項目の着実な実施 など		《これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）》
			○ 民営化関連 - 交通局に民営化推進室を設置（24 年8月） - 議会での議論や、大阪市民・お客さまからのご意見を踏まえた地下鉄事業民営化基本方針（案）を策定するとともに「大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の廃止に関する条例案」を上程（25 年 2 月） - 議会において地下鉄事業民営化基本方針（案）をもとに議論されたが、さらに議論を重ねる必要があるとのこととで、条例案については継続審査と判断（25 年 3 月） - 議会での議論を踏まえて、さらなる検討を加えた地下鉄事業民営化基本プラン（案）を策定し議会において議論されたが、条例案については、再度、継続審査と判断され、交通政策特別委員会が設置された（25 年5月） - デューデリジェンス等業務の委託（25 年7月） - 交通政策特別委員会の開催（25 年7月） ○ 当面の経営改善方策 - 地下鉄事業中期経営計画を策定（24 年 7 月）
			《取組みにあたっての課題および解決策》
今後の取組み（工程）			
25 年度	26 年度	27 年度	備考
○ 民営化関連 - 議会における条例案の継続審査 <u>交通政策部門の強化（8月）</u> <u>民営化についての市民、利用者との意見交換会の開催（8月・9月）</u> <u>「大阪市鉄道ネットワーク審議会」を設置する条例案の上程（9月）</u> - 民営化に関する業務の本格実施（デューデリジェンス等） - 国その他の関係機関、金融機関との調整・交渉	○ 民営化関連 - 民営化に関する業務の本格実施（デューデリジェンス、新会社の設立等） - 国その他の関係機関、金融機関との調整・交渉 - 料金値下げの実施	○ 民営化移行（新会社営業開始）	

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）	進捗状況等	
○地下鉄事業とは完全分離して運営、かつ民営化 ○民営化に向けて、路線譲渡及び管理委託の拡大を図る ○当面の経営改善方策の実施	○ 民営化関連 ・バス事業民営化基本プラン（案）について、引き続き議会での議論を踏まえ検討を進めるとともに、民営化に向けた具体的実務を実施 ・区長会から要請のあった路線について、平成 25 年度の一年間は運行に必要な経費に対する財政措置に基づき交通局が運行 ・<u>交通政策部門の強化</u> ・大阪運輸振興(株)の経営陣の強化 ○ 当面の経営改善方策 ・「バス事業中期経営計画」の取組み項目の着実な実施 など	《これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）》 ○ 民営化関連 ・交通局に民営化推進室を設置（24 年 8 月） ・議会での議論や、大阪市民・お客さまからのご意見を踏まえたバス事業民営化基本方針（案）を策定するとともに「大阪市自動車運送事業の廃止に関する条例案」を上程（25 年 2 月） ・議会においてバス事業民営化基本方針（案）をもとに議論されたが、さらに議論を重ねる必要があるとのことで、条例案については継続審査と判断（25 年 3 月） ・議会での議論を踏まえて、さらなる検討を加えたバス事業民営化基本プラン（案）を策定し議会において議論されたが、条例案については、再度、継続審査と判断され、交通政策特別委員会が設置された（25 年 5 月） ・交通政策特別委員会の開催（25 年 7 月） ○ 当面の経営改善方策 ・バス事業中期経営計画を策定（24 年 7 月）	
今後の取組み（工程）			備考
25 年度	26 年度	27 年度	
○ 民営化関連 ・議会における条例案の継続審査 ・<u>交通政策部門の強化（8 月）</u> ・大阪運輸振興(株)の経営改革案及び大阪運輸振興(株)への譲渡規模の考え方を取りまとめ（8 月） ・<u>民営化についての市民、利用者との意見交換会の開催（8 月・9 月）</u> ・バス事業民営化基本プラン(案)に基づく具体的実務の実施 ➢民間バス事業者の公募 ➢民間バス事業者の決定 ➢交通局の路線廃止申請・民間バス事業者の新規免許申請	○ 民営化関連 ・民間バス事業者による運行		

《取組みにあたっての課題および解決策》

A 項目：水道

基本的方向性（要 旨）		25 年度の取組み（詳細）	進捗状況等	
○ 『「府域一水道」＋「民営化」』という将来目標の実現に向け、市水道局は、経営形態の変更（民営化）の検討を進める ○ 市水道局は合理化策や経営改善策を策定、実行		○ 秋ごろに、経営形態の変更（民営化）に関する検討のとりまとめ ○ 市水道局の合理化策や経営改善策について、引き続き検討・実施する	《これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）》 ○統合協議等 24 年度 ◇4 月～7 月：中間とりまとめ案の作成 ◇8 月～2月：水道事業統合(素案)の作成 25 年度 ◇4月15日：第5回水道事業統合検討委員会を開催 ◇4月23日：第3回 43 市町村首長会議を開催し、水道事業統合（案）を承認 ◇5月24日：統合関連 2 議案が市会本会議において否決 ◇6月19日：市戦略会議において、統合協議の一旦中止と経営形態の変更（民営化）に関する検討を進めることを決定 ○市水道局の合理化策、経営改善策 ・職員数の削減（1,712 人（H24.5）→1,620 人（H25.5）） ・給与水準の見直し（技能職員▲5.3％、事務・技術職員▲1.8％（平均改定率））（平成 24 年 8 月実施） 《取組みにあたっての課題および解決策》 ○ 経営形態の変更（民営化）関係 ・公共性の確保を前提とする中で、様々な民営化形態について検討するとともに、関係省庁等との法制度面に関する協議を進める必要がある	
今後の取組み（工程）				備考
25 年度		26 年度	27 年度	
○ 秋ごろまでに経営形態の変更（民営化）に関する検討のとりまとめを行う ○ 市水道局の合理化策や経営改善策について、引き続き検討・実施する		○ 経営形態の変更（民営化）に関する検討結果を受けて対応 ○ 市水道局の合理化策や経営改善策を進める	○ 経営形態の変更（民営化）に関する検討結果を受けて対応 ○ 市水道局の合理化策や経営改善策を進める	

基本的方向性（要 旨）		25 年度の取組み（詳細）		進捗状況等	
○ごみ収集輸送事業 ・受皿組織に現業職員を移管し非公務員化を図る ・その後、民間委託を拡大し完全民間化を図る ○ごみ焼却処理事業 ・工場稼働体制の見直し、民間運営や民間委託推進（9工場体制から6工場稼働体制） ・当面はブロック単位（大阪ブロック大阪市、八尾市、松原市）での処理体制（一部事務組合）の構築		○ごみ収集輸送事業 ・新会社の設立主体となる事業者の公募に向けた具体的な制度設計の実施（間接部門を含む組織体制、委託金額等に係るモデルを設定してのコスト分析、環境事業センター等に係る資産調査等の実施） ・11月頃を目処に公募を開始し、平成26年2月頃を目処に事業者を選定 ○ごみ焼却処理事業 ・3市で設立準備委員会を設置し、規約案の作成等一部事務組合設立に必要な協議を進めていく。 （規約に定める事項） ①名称 ②構成団体 ③共同処理する事務 ④事務所の位置 ⑤議会の組織及び議員の選挙方法 ⑥執行機関の組織及び選任の方法 ⑦経費の支弁の方法 ・人事・給与・財務会計システムの構築等一部事務組合の事業開始に向けた準備		《これまでの進捗状況（25年7月末までの到達点）》 ○ごみ収集輸送事業 ・24年8月～25年7月にPT会議を16回開催し、議論・検討を進めた。 ・市場性の有無や民間化手法に関する「マーケット・サウンディング」の結果を公表（24年12月） ・25年3月に労働組合と協議、及び職員への説明を開始。 ・25年4月、「経営形態の変更に係る方針（案）」において、民間出資の新会社（株式会社）を設立すること、新会社の設立主体となる事業者を公募・選定すること、本市現業職員の受け入れを前提とすること、新会社との間で5年間は業務委託契約（5年経過後は完全民間開放による競争入札）を行うことなどを取りまとめた。 ○ごみ焼却処理事業 ・25年3月、森之宮工場閉鎖。 ・25年3月に労働組合と協議、及び職員への説明を開始。 ・一部事務組合設立準備経費について大阪市、八尾市、松原市の各議会で予算承認を得た。 ・25年3月、平成26年7月を目途に一部事務組合を設立することなど、3市長で基本合意書を締結した。 ・25年4月、3市による第1回設立準備委員会（以下「委員会」）を開催した。 ・25年7月、第2回委員会を開催し、一部事務組合の概要案について確認した。	
				《取組みにあたっての課題および解決策》 ○ごみ収集輸送事業 ・民間事業者の参入促進策の検討 ・民間化にあたってのリスクマネジメントの検討 ・完全民間化に向けた市場の育成 ・職員の新会社への円滑な移管のため、人事制度、分限処分、退職者優遇制度などの雇用条件等の検討（人事室と協議）	
今後の取組み（工程）					備考
25 年度			26 年度	27 年度	
○ごみ収集輸送事業 ・新会社の設立主体となる事業者の公募に向けた具体的な制度設計の実施（4月～） ◇新会社に委託する業務内容の精査 ◇市有資産の調査、整理 ◇委託金額の算出と新会社の財務シミュレーションの作成 ◇新会社に移管する職員の勤務労働条件等に係るあり方の検討 ◇公募要項（素案）の作成 ・24年度に引き続き、労働組合と協議するとともに、各職員への説明・ヒアリングを順次実施（5月～） ・マーケット・サウンディングを再度実施し、事業者から意見聴取（8月～9月） ・経営形態変更にかかるパブリックコメントを実施し、市民から意見聴取（8月～9月） ・戦略会議において、公募等にかかる詳細の内部意思決定（9月～10月） ・公募型コンペ方式により事業者から提案を受付し、平成26年2月を目途に事業者を決定（11月～2月） ○ごみ焼却処理事業 ・規約案の合意（9月） ・3市の議会にて規約案の審議（11月～12月） ・一部事務組合条例・規則案の合意（1月） ・一部事務組合設立申請（1月） ・3市の議会にて平成26年度分担金の予算審議（3月）			○ごみ収集輸送事業 ・新会社の設立準備手続き（4月～） ・職員の移管手続き（4月～） ・新会社の設立及び現業職員の移管（非公務員化）、以降、当該新会社への家庭系ごみ収集輸送事業の委託開始（10月～） ○ごみ焼却処理事業 ・一部事務組合へ移行、事業開始（7月） ・大正工場閉鎖	○ごみ収集輸送事業 ・引き続き、新会社による家庭系ごみ収集輸送事業の遂行（4月～） ○ごみ焼却処理事業 ・住之江工場停止→6工場稼働体制へ ・新たな大都市制度に応じ、一部事務組合の組織改変	

A 項目：消防

基本的方向性（要 旨）		25 年度の取組み（詳細）	進捗状況等
○法制度での対応 - 新たな大都市に応じた消防制度創設など - 西日本の拠点として必要な機能充実のための行財政制度創設 - 各消防業務の適正規模確保のための制度整備 ○現行制度内での一元化の推進 府、大阪市の消防学校の組織統合 - 大規模・特殊災害対応における消防部隊の効果的な運用や指揮系統の明確化 ○通常消防力の最適化の促進（水平連携の強化） - 府内消防本部の組合化や水平連携の支援		○法制度での対応 - 西日本の拠点として必要な機能充実のための制度化を国等へ働きかけ ○現行制度内での一元化の推進 府、大阪市の消防学校の組織統合 ▶26 年 4 月の統合に向けた運営体制の構築（組織、カリキュラム等の確定） ○通常消防力の最適化の促進（水平連携の強化） - 府内消防本部の組合化や水平連携の支援 ▶大東四條畷消防組合（一部事務組合）の設立許可等調整 ▶指令共同運用や水平連携の働きかけ ▶府内全消防本部を対象とした全国初の「警防技術指導会」による消防技術向上と連携強化	《これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）》 ○法制度での対応 - 府・市特別区設置協議会において、消防事務の取り扱いについて議論 ○現行制度内での一元化の推進 府、大阪市の消防学校の組織統合 ▶府立消防学校の運営協議に新たに大阪市消防局が参画 ▶大阪府下消防長会を通じて、新たなカリキュラム案をとりまとめ ▶教育訓練等の具体的な実施内容及び実施手法（教官配置等）を協議（市消防車両の府立消防学校訓練への一部活用等を決定） ○通常消防力の最適化の促進（水平連携の強化） - 府内消防本部の組合化や水平連携の支援 ▶泉州南消防組合（一部事務組合）の設立（25 年 4 月業務開始） ▶大東市・四條畷市消防広域化協議会において協議 ▶府内消防本部間の連携による共同取組みを実施（スマートフォンを活用した救急患者の搬送支援システムを 10 消防本部において実施） 《取組みにあたっての課題および解決策》 ▶地域での水平連携の強化にあたっては、市町村ごとに地域事情が異なり、地域に合った連携方策や財政支援を調整
今後の取組み（工程）			備考
25 年度	26 年度	27 年度	参考 ○通常消防力の最適化の促進（水平連携の強化） - 府内消防本部の組合化や水平連携の支援 ▶26 大東市・四條畷市消防組合業務開始 ▶27 非常備消防の常備化 ▶27～28 3 エリアで指令共同運用開始
＜機能ごとの適正規模＞ ＜全国域＞ 救助（高度機能）（あり方や運営方法等の検討） ・制度化働きかけ	・制度化働きかけ	新たな大都市にふさわしい消防制度（法整備等）を確立	
＜府内全域（広域）＞ 教育・訓練 ・府・大阪市消防学校の一体的運用	・府・大阪市消防学校の組織統合（26 年 4 月～）	（新たな大都市にふさわしい消防の姿） - 西日本の拠点としてふさわしい消防力の確保 - 大規模災害への的確な対応 - 消防力の最適規模化を通じた業務の効率化	
＜広域～中域＞ 通信指令 （市町村消防の取組みを踏まえながら、中域以上で共同運用の促進） ・ブロックで共同運用	・ブロックで共同運用		
＜概ね人口 30 万人（中域）＞ 通常消防業務組織 （中域以上での実行規模の確保） ・ブロックで広域化 ・コア消防への委託	・ブロックで広域化 ・コア消防への委託		

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）	進捗状況等	
○市立住吉市民病院の小児・周産期医療の機能を府立急性期・総合医療センターへ機能統合 ○地方独立行政法人大阪病院機構（仮称）を設立、府市病院を一体的に運営 ○府域全体の医療資源の有効活用（⇒今後の検討課題）	○大阪府市共同住吉母子医療センター（仮称）の整備 ・基本設計・実施設計及び先行工事等の実施 ・住吉市民病院用地への民間病院誘致 住之江区・市病院局によるマーケットサウンディング事業者との意見交換 公募条件（病床数・診療機能）等条件の整備 ・住吉市民病院廃止に伴う公立病院再編統合計画の策定 急性期C、誘致する民間病院の医療機能及び具体的整備内容の確認 厚生労働省との協議、地域医療協議会、府医療審議会の同意・承認、所管保健所への開設許可一部変更許可の申請・承認 ○府市病院の経営統合 ・市民病院独法化 - 定款・評価委員会条例、中期目標・中期計画等の策定 ・府立病院機構の非公務員化 - 定款変更、総務省認可申請 ○府域全体の医療資源の有効活用 ・「大阪府市医療戦略会議」の検討状況を参考にしながら、公立病院の広域医療・地域医療のあり方について検討予定	《これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）》 ○住吉母子医療センター（仮称）の整備 ・住吉市民病院及び助産師学院の廃止条例案の可決（25 年 3 月） ・基本設計、実施設計の契約（25 年 5 月） ・住吉市民病院用地への民間病院誘致の公募条件を検討 ・公立病院再編統合計画の検討（府市担当間で検討中） ○府市病院の経営統合 ・市民病院独法化に向け、ノウハウを持つ外部コンサルタントと移行支援業務委託契約を締結 ・市民病院独法化の定款策定（5 月市会提案⇒継続審査） ・第3次一括法（公務員型の地方独立行政法人を非公務員型へ移行・法人統合を可能とする法改正）が成立（25 年 6 月 7 日議決 6 月 14 日公布） ・統合法人の非課税措置が継続できるよう、地方税法等の改正について国へ要望（25 年 6 月） 《取組みにあたっての課題および解決策》 ○住吉母子医療センター（仮称）の整備 ・住吉市民病院廃止に伴う公立病院再編統合計画の策定 ・民間病院誘致の公募条件（具体的な誘致条件、手続き等）の策定 ○府市病院の経営統合 ・統合法人の非課税措置継続のための地方税法等の改正	
今後の取組み（工程）			備考
25 年度	26 年度	27 年度	府市双方の病院で調整が可能な項目は、経営統合前に府市間で統一が図られるよう、作業を進める。
○住吉母子医療センター（仮称）の整備 ・基本設計（～8 月）、実施設計（9 月～26 年 6 月）、先行工事（10 月～26 年 6 月） ・住吉市民病院用地への民間病院の誘致（時期調整中） - 民間病院の公募条件（病床数・診療機能）の決定 ・住吉市民病院廃止に伴う公立病院再編統合計画の策定（時期調整中） - 厚生労働省との協議、地域医療協議会、府医療審議会の同意・承認 - 所管保健所への病院開設許可一部変更許可申請・承認 ○府市病院の経営統合 ・市民病院独法化関係 - 定款、評価委員会条例提案、総務省認可申請、中期目標・計画策定 ・府立病院機構の非公務員化関係 - 定款の変更、総務省認可申請 ○府域全体の医療資源の有効活用 ・「府市医療戦略会議」の検討状況を参考にしながら、医療資源の有効活用を図る	○住吉母子医療センター（仮称）の整備 ・実施設計（25 年 9 月～26 年 6 月） ・先行工事（25 年 10 月～26 年 6 月） ・建設工事（26 年 9 月～28 年 3 月） ○府市病院の経営統合 ・地方公営企業法全部適用である市民病院を地方独立行政法人（非公務員型）に移行（26 年 4 月） ・公務員型地方独立行政法人である府立病院機構を非公務員型に移行（26 年 4 月） ・府市病院機構の統合関係 - 評価委員会共同設置、定款、総務省認可申請、中期目標・中期計画策定 ○府域全体の医療資源の有効活用 ・「府市医療戦略会議」の検討結果を参考にしながら、医療資源の有効活用を図る	○住吉母子医療センター（仮称）の整備 ・建設工事（26 年 9 月～28 年 3 月） ・28 年度供用開始予定 ○府市病院の経営統合 ・地方独立行政法人大阪病院機構（仮称）の設立 ○府域全体の医療資源の有効活用 ・「府市医療戦略会議」の検討結果を参考にしながら、医療資源の有効活用を図る	

A 項目：弘済院

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）		進捗状況等
○附属病院・第2特養 直営廃止、民間移譲 ○第1 特養 指定管理期間満了後、民間移譲を検討 ○養護老人ホーム 廃止決定済（27年度末） （認知症をはじめとする高齢者の医療・福祉の拠点を民間の運営主体により整備する観点から、必要な条件を付して公募により運営主体を選考する）	①プロポーザル公募条件、契約条項の検討 ・継承すべき認知症等高齢者医療・福祉機能に関する条件、土地の売却・大規模再開発等に関する条件の検討 ・<u>マーケット・サウンディング（市場調査）の実施（9月～10月）</u> ・事業者選定会議の設置 ②土地の基礎調査、評価・鑑定の実施 ・売却エリア決定、測量・境界確定、面積確定、物件調書の作成 ・土壌汚染調査（表層調査・深層調査） ・土地・建物の評価・鑑定 ③吹田市等関係各方面への説明・情報収集、事前協議（吹田市役所、地元連合町会、医師会、指定管理者、大阪府、近畿厚生局 他） ・吹田市との協議（土地の所有権整理、既開発計画の終息） ・地元協議（公募条件）		《これまでの進捗状況（25年7月末までの到達点）》※番号は左と同じ ① コンサルティングを活用し、市場調査実施中 事業者意識調査、公募条件検討、プロポーザル成立の可能性等について調査、検討。考え方・手順・スケジュール見直し 土地の売却契約手順については、本市契約管財局と協議実施中 公募条件、開発協議・環境影響評価について、吹田市と協議実施中 ② 土地基礎調査（測量・境界確定・土壌汚染調査計画策定・表層調査）に着手 ③ 吹田市等関係各部署への説明・情報収集のうえ、事前協議実施中 地元連合町会長等への説明（全体説明会を含む）、協議実施中 指定管理者との間で、第1特養の民営化に関する協議実施中 《取組みにあたっての課題および解決策》 ○ 認知症等高齢者医療・福祉機能の円滑な継承 公募条件の策定に当たって、盛り込む条件の明確化 病院及び特養の機能継承にかかる譲渡方法の検討 ○ 公募までの短期間に土地の基礎調査、評価・鑑定の着実な実施 ○ 吹田市との課題の円滑な協議 土地の所有権整理（市道・里道・水路敷） 既開発計画の終息
	今後の取組み（工程）		
25 年度	26 年度	27 年度	
○ <u>プロポーザル公募条件、契約条項の検討</u> ・継承すべき認知症等高齢者医療・福祉機能関連条件、土地の売却・大規模再開発等に関する条件の検討 ・<u>マーケット・サウンディング（市場調査）の実施</u> ・事業者選定会議の設置 ○ 土地・建物の基礎調査、評価・鑑定の実施 ・測量・境界確定・登記・土壌汚染等土地基礎調査の実施 ・土地・建物の評価鑑定 ○ 吹田市等関係各方面への説明・情報収集、事前協議 ・吹田市との協議（土地の所有権整理、既開発計画の終息） ・地元協議（公募条件）	○ <u>プロポーザル公募実施</u> ・事業者選定会議の開催 ・企画提案審査、価格提案審査 ・大阪府医療審議会での病床数の確認 ・開発事業者、運営事業者、売却価格の決定 ・協定、仮契約の締結 ・財産売却案件の市会承認手続き ○ <u>事業者決定後、法人による大規模開発事前協議・環境影響評価事前協議、地元協議の開始</u>	○ <u>法人による事業継承（H28年4月）の準備</u> ・大規模開発事前協議・環境影響評価事前協議、地元協議継続 ・医療・特養施設の開設の届出 ・大阪府医療審議会協議 ○ <u>弘済院としての事業廃止、法人への事業譲渡準備</u> ・廃止届出 ・各施設における事業継承のための業務等引継	○ 吹田市との開発協議、環境影響評価に要する期間は開発内容による。 開発許可後、建築確認申請手続きを経て、設計・建設工事となる ○ 第1・2特養施設の売却等を行った場合、起債一括償還、国庫補助金返還が必要

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）	進捗状況等	
○大阪湾諸港の港湾管理の一元化の第一ステップとして、物流に特化し、また機動的・柔軟なサービスの提供が可能な「新港務局」により府市の港湾管理者の統合（大阪港・堺泉北港・阪南港）を目指す	○法制度改正 ・法改正協議（関係省庁）→所要の法制度改正（※） ・国家要望（6 月） ○「新港務局」制度の構築 ・債務・人員の整理 ・新組織設立に向けた準備等（事務局組織、システム検討、委員の選任、財産の確定、会計など） ・国交省、総務省ほか関係省庁及び沿岸市町等との調整 ○物流以外の業務を行う執行体制の構築 ・物流以外の業務の整理 ・債務・人員の整理 ○現行法制度で可能な統合手法の検討	《これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）》 ○法制度改正 ・国土交通省港湾局・近畿地方整備局と協議（24 年 8・9・10・11 月、25 年 1・3・4・5・6・7 月） ○「新港務局」制度の検討 ・新港務局設立に必要な財産整理・評価に関する検討 ・事業整理に関する検討 ・新港務局設立に必要な予算の整理 ・府市に作業チームを設置	
		《取組みにあたっての課題および解決策》 ・25 年度中の法制度改正は厳しい状況 →引き続き、協議を行う →現行法制度で可能な統合手法の検討を行う	
今後の取組み（工程）			備考
25 年度	26 年度	27 年度以降	※25 年度中の法制度改正は、最速のスケジュールであり、このためには、国の理解と積極的かつ迅速な対応が不可欠
○法制度改正 ・法改正協議（関係省庁）→所要の法制度改正（※） ・国家要望（6 月） ○「新港務局」制度の構築 ・債務・人員の整理 ・新組織設立に向けた準備等（事務局組織、システム検討、委員の選任、財産の確定、会計など） ・国交省、総務省ほか関係省庁及び沿岸市町等との調整 ○物流以外の業務を行う執行体制の構築 ・物流以外の業務の整理 ・債務・人員の整理 ○現行法制度で可能な統合手法の検討	○「新港務局」の設立手続き ・定款・条例改廃・補正予算等の議決 ・沿岸市町の意見 ・国土交通大臣の同意 ○物流以外の業務を行う執行体制 ・移行先との協議・調整 [26 年度第 4 四半期] ・新港務局設立[府市統合]及び業務開始 ・物流以外の業務を行う部局により引き続き業務実施	○港湾区域統合 [大阪港・堺泉北港・阪南港] ○大阪湾港務局設立 [4 港湾管理者一元化]	

A 項目：大学

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）	進捗状況等	
○公立大学のあり方について将来ビジョンを策定 ○市大改革の推進、府大改革の着実な実施 ○法人統合に向けた組織改革の推進（地独法改正を踏まえた法人統合をめざす）	○新大学のあり方検討 - 府市において、外部有識者で構成する新大学構想会議からの提言（25 年 1 月）に基づく新大学ビジョン（案）を策定し、パブリックコメント（25 年 5 月 31 日～7 月 1 日）を実施 - 新大学ビジョン（案）を踏まえ、新大学の学部・学域の名称や特色、ポリシーなど、<u>より具体的な「新大学（案）」を府・市・両大学法人で検討、作成</u> - 新大学構想会議から社会人向け大学院・教育系大学院に関するより詳細な意見、また<u>新大学のガバナンスに関する意見をいただき、新大学の検討に反映</u> ○法人統合に向けた組織改革 <u>理事長、学長分離に向けた定款変更</u> <u>新大学実現に向けた現中期目標変更</u> - 法人事務組織の共同推進体制に係る事前準備	《これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）》 ○新大学ビジョン（案）を府戦略本部会議、市戦略会議で議論、（一部修正のうえ）決定（25 年 4 月） ○第 3 次一括法（地方独立行政法人の法人統合を可能とする法改正）が成立（25 年 6 月公布） ○第 3 回新大学構想会議を開催（25 年 6 月） 新大学（案）策定に係る検討状況について両大学から報告 また、今後、新大学構想会議から、社会人向け大学院・教育系大学院に関するより詳細な意見、新大学のガバナンスに関する意見をもらう予定	
		《取組みにあたっての課題および解決策》	
今後の取組み（工程）			備考
25 年度	26 年度	27 年度	※28年度 新大学スタート
○新大学のあり方検討 - 新大学ビジョン（案）の策定（4 月） <u>「新大学（案）」の検討、作成（～8 月）</u> ○法人統合に向けた組織改革 <u>理事長、学長分離に向けた定款変更（9 月～）</u> <u>新大学実現に向けた現中期目標変更（9 月～）</u> - 法人事務組織の共同推進体制に係る事前準備（～26 年 3 月）	○新大学のあり方検討 - 新大学設置に向けた国（文部科学省）との事前協議 - 国（文部科学省）への新大学設置認可申請（27 年 3 月） - 新大学における学部編成等の受験生への周知 ○法人統合に向けた組織改革（組織の実質統合） - 理事長、学長を分離し、理事長を一本化（4 月） - 法人事務組織の統合（集約化）（4 月～） - 法人統合に向けた新法人定款・中期目標策定等（9 月～）	○新大学のあり方検討 - 新大学に係る学生募集 ○法人統合に向けた組織改革 - 両法人を統合（4 月）	

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）	進捗状況等	
○大阪市内の府営住宅を大阪市内に移管	〔府市協議〕 ・財産移管にかかる府・市の庁内協議※を経て、移管スキーム（移管条件等）を確定 ・移管後の住宅の管理方針や、ストックを活用したまちづくり計画について、府市まちづくり協議を実施 ・移管に係る府市の役割分担、手順、手続などを定めた移管要綱の検討及び案の作成 〔各種調査、データ整理、システム再構築〕 ・府営住宅の移管後の事業収支シミュレーションを作成 ・移管対象財産の現況調査【継続】 ・府営住宅情報（財産・入居者）の整理・市への移行 ・市営住宅管理システムの再構築（設計・開発） 〔入居者対応〕 ・府営住宅の移管について入居者への説明を実施 ※ 財政部局等の関係部局との調整など	《これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）》 〔府市協議〕 ・移管スキーム（移管条件等）について公営住宅タスクフォースにおいて基本的に合意（起債償還など詳細は府市間で協議を継続） ・府市の制度相違への対応検討は、市の方式を適用する方向 〔各種調査、データ整理、システム再構築〕 ・移管にあたって必要な府営住宅の各種資料を整理・作成し、府市の担当部署間で内容の確認や協議を実施 ・市営住宅事業財務諸表を概成 ・事業収支シミュレーションの作成に着手 ・市営住宅管理システムの再構築に係る基本計画の策定	
		《取組みにあたっての課題および解決策》	
今後の取組み（工程）			備考
25 年度	26 年度	27 年度	
〔府市協議〕 ・財産移管にかかる府・市の庁内協議【～秋】 ・起債償還等にかかる府市協議を実施し、移管スキーム（移管条件等）を確定【秋】 ・まちづくり協議（管理方針、まちづくり計画）及び移管要綱の検討、案の作成【～26 年 3 月】 〔各種調査、データ整理、システム再構築〕 ・事業収支シミュレーションを作成【～秋】 ・移管対象財産の現況調査【継続】 ・府営住宅情報（財産・入居者）の整理・市への移行【～26 年度】 ・市営住宅管理システムの再構築（設計・開発）【～26 年度】 〔入居者対応〕 ・入居者への説明【～26 年度】	〔府市協議〕 ・指定管理者契約の継続にかかる府・市・指定管理者の三者協議【夏】 ・移管要綱の策定【夏】 〔各種調査、データ整理、システム再構築〕 ・府営住宅情報（財産・入居者）の整理・市への移行【継続】 ・市営住宅管理システムの再構築（設計・開発・データ移行）【継続】 〔各種手続き〕 ・財産移管にかかる議会の議決【秋】 ・事業主体変更承認手続き（国との協議）【27 年 1～2 月】 ・移転登記【27 年 3 月～】 〔入居者対応〕 ・入居者への説明【継続】	・市内の府営住宅の移管	

A 項目：文化施設

基本的方向性（要 旨）		25 年度の取組み（詳細）	進捗状況等	
○府市の文化施設 9 施設（美術館、博物館、科学館）及び動物園の府市による一体運営の可能性と最適な経営形態を指定管理と地方独立行政法人を軸に検討 ⇒○府市の文化施設 9 施設の経営形態については地方独立行政法人をめざす		◆経営形態については、府市の文化施設 9 施設を一体運営する地方独立行政法人をめざす ○地方独立行政法人化を実現可能とする地方独立行政法人法施行令の改正について国への要望 ○ <u>地方独立行政法人化に向けた新法人のあるべき姿の検討（地方独立行政法人化の目的と効果、経営目標・理念、具体的取組み等）</u> ○ <u>地方独立行政法人設立に向けた準備</u> ・目標等の策定（中期目標案、中期計画案、業務方法書案の作成） ・制度設計（評価委員会の設置準備） ・条例等（法人定款案、評価委員会条例・共同設置規約案作成など） ・移行・継承準備（土地・建物の測量・登記、出資方法検討など） ※動物園は、当面、利用者目線での課題改善と並行して「天王寺動物園のあり方」の検討を進める。あり方の検討結果を踏まえて、経営形態を改めて検討	《これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）》 ＜分析・評価＞ ・府市施設の事業分析及び他都市の状況や地方独立行政法人と指定管理者制度（公益財団法人）とのメリット、デメリットを整理し、経営形態を地方独立行政法人とすることを確定 ・博物館業務と発掘調査業務との関係を整理 ＜視察・調査＞ ・他都市（東京都・横浜市）の博物館・動物園の運営実態の現地調査 《取組みにあたっての課題および解決策》 ・地方独立行政法人化を実現可能とする政令改正 ・地方独立行政法人へ移行する施設、財産・不動産の範囲確定 ・地方独立行政法人への移行業務の内容・スケジュールの詳細な把握 ・指定管理契約を中途解約する場合、解約手続き等が必要	
今後の取組み（工程）			備考	
25 年度		26 年度	27 年度	※指定管理期間の終期 府）平成 27 年度末 市）平成 25 年度末
1. 地方独立行政法人法施行令の改正（国への要望） 2. 地方独立行政法人化に向けた新法人のあるべき姿の検討 ＜6月～＞ 3. 地方独立行政法人設立準備 ・定款案の策定＜9月～12月＞ ・評価委員会条例・共同設置規約案の策定＜9月～2月＞ ・中期目標等の作成＜9月～＞ ・譲渡財産・不動産の検討・調査＜5月～＞ ・展示方針、施設間連携等事業内容の検討＜9月～＞ ・事業規模に応じた運営費交付金の検討＜9月～＞ ・組織体制の検討＜6月～＞ ・各種システムの検討・設計＜9月～＞ 4. 既存の法人及び契約の整理等 ・既存公益財団法人の整理準備＜6月～＞ ・指定管理契約の整理等		1. 地方独立行政法人設立準備 ・中期目標の審議、策定 ・出資財産の鑑定評価 ・出資財産、債権等の整理、決定 ・職員引継、廃止条例等の提出 ・中期計画及び業務方法書の決定 ・新法人設立認可申請 ・展示方針、施設間連携等事業内容の策定 ・事業規模に応じた運営費交付金額の決定 ・事業に応じた新組織体制の検討、決定 ・各種システムの構築 2. 既存の法人及び契約の整理等 ・現行法人解散手続き【3月】 ・指定管理契約の整理等	4月新法人設立	

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）	進捗状況等	
○府市4市場は、それぞれが経営効率化を進める ○府市場は指定管理者制度（24 年 4 月導入）の効果検証 ○市市場（本場、東部）は指定管理者制度に移行 ○市市場（南港）は引き続き検討 ○府市4市場での連携による事業効果の追求と事務の効率化	○府市場 ・経営の効率化及び指定管理者導入にかかる効果検証 ○市市場（本場・東部）指定管理者制度関係 ・仕様書及び募集要項の検討・作成 市場調査（民間事業者の参入動向把握） →業務の精査・検討 ・大阪市中央卸売市場業務条例の改正 ○南港市場関係 ・民間事業者へのヒアリングを行うとともに、民間活力を活かした投資計画、収支改善策等を取りまとめ、南港市場の活性化に向けた基本的方向性を決定する。 ○府・市市場連携関係 ・市場内事業者と開設者による本場・東部市場の経営展望（25 年度行動計画策定）も踏まえ、今後の府市市場の連携方策を検討	《これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）》 ○府市場活性化に向けたイベント開催や産地との連携、量販店対応の推進などの実施。外部委員による指定管理者評価委員会を設置、業務の実施状況等に関する評価項目を決定(24 年 12 月)、評価を実施(25 年 2 月)。府中央卸売市場活性化協議会を開催し、経営展望の進捗状況の評価を実施（25 年 7 月） ○市市場（本場・東部）における指定管理者制度導入について、 ・市場内事業者へ方針説明 ・民間事業者に向けた施設見学会の実施（25 年 7 月） ○南港市場の将来コンセプト（基本的方向性）について検討を行い、南港市場運営協議会（審議会）の場で議論（25 年 3 月）、投資計画、運営手法等の検討にかかる支援業務委託（25 年7月～） ○府・市市場連携による情報発信の充実（統計情報などホームページの相互リンク） 《取組みにあたっての課題および解決策》 ○市市場（本場・東部）における指定管理者制度導入については、適切な管理能力を有する管理者の選定及び、市場内事業者の理解と協力が不可欠	
今後の取組み（工程）			備考
25 年度	26 年度	27 年度	
○府市場 ・経営の効率化及び指定管理者導入にかかる効果検証 ○市市場（本場・東部）指定管理者制度関係 ・仕様書及び募集要項の検討・作成 ・大阪市中央卸売市場業務条例の改正（3月） ○南港市場関係 ・活性化に向けた基本的方向性の決定 民間事業者へのヒアリング（8 月～） ○府・市市場連携関係 ・市場内事業者と開設者による本場・東部市場の経営展望（25 年度行動計画策定）も踏まえ、今後の府市市場の連携方策を検討	○府市場 ・経営の効率化及び指定管理者導入にかかる効果検証 ○市市場（本場・東部）指定管理者制度関係 ・本場・東部市場の指定管理者を公募（5～7月） ・指定管理予定者の選定→市会議決→指定管理者の指定（8～11月） ○南港市場関係 ・基本的方向性に基づく対応 ○府・市市場連携関係 ・経営展望も踏まえ、府市市場の連携方策を可能なものから実施	○府市場 ・経営の効率化及び指定管理者導入にかかる効果検証 ○市市場（本場・東部）指定管理者制度関係 ・本場・東部市場において、指定管理者制度導入（4月） ○南港市場関係 ・基本的方向性に基づく対応	

A 項目：下水道

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）	進捗状況等			
○市下水道事業の経営形態については、上下分離・コンセッション型による運営管理を含めた経営形態の検討 ○府市下水道事業の行政組織のあり方を継続して検討	【市下水道事業の経営形態について】 ○経営形態見直しに係る実行計画策定及び新組織設立準備 ・検討調査業務の継続実施、 <u>新組織の設立支援業務の実施、市内部検討プロジェクトチームでの検討、同 PT に外部有識者を招聘</u> ・ <u>（一財）都市技術センターにおいて民間役員を招聘し、経営マネジメントチームを設立</u> 《検討項目》新組織の制度設計等 ○（一財）都市技術センターを暫定活用した上下分離の実施及び府市統合に向けた市組織のスリム化 ・西部方面管理事務所の所管施設の管理運営について包括委託実施 ・（一財）都市技術センターへ職員派遣 ・包括受託へ向けた準備作業（現委託の評価、仕様見直し等） 【府市下水道事業に関する行政組織について】 ・新たな大都市制度移行時の実施主体、行政組織の確定に向けた協議	《これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）》 【市下水道事業の経営形態について】 ・市内部検討プロジェクトチーム設置 ・検討調査業務を実施中（24 年 9 月委託契約） ・行政組織統合、広域化などを視野に府市下水道TFによる検討の継続 ・大阪府・市特別参与の意見参酌を経て「大阪市下水道事業経営改革～基本方針と実施計画（案）～」を取りまとめ（24 年 12 月公表） ・ <u>西部方面管理事務所の所管施設の管理運営について包括委託実施（25 年 4 月～）</u> ・（一財）都市技術センターへ職員派遣（25 年 4 月～） 【府市下水道事業に関する行政組織について】 ・府市下水道TFで、想定パターン、利点などの整理、実務者レベルでの統合に関する検討の継続			
		《取組みにあたっての課題および解決策》			
今後の取組み（工程）					備考
25 年度	26 年度	27 年度			
【市下水道事業の経営形態について】 ○経営形態見直しに係る実行計画策定及び新組織設立準備 ・検討調査業務の継続実施（～9月） ・（一財）都市技術センターにおいて民間役員を招聘し経営マネジメントチームを設立（8 月） ・新組織の設立支援業務の実施（10 月～） ・市内部検討プロジェクトチームでの検討、同 PT に外部有識者を招聘（10 月～） ○（一財）都市技術センターを暫定活用した上下分離の実施及び府市統合に向けた市組織のスリム化 ・西部方面管理事務所の所管施設の管理運営について包括委託実施（4 月～） ・（一財）都市技術センターへ職員派遣（4 月～） ・26 年度包括委託へ向けた準備作業（4 月～） 【府市下水道事業に関する行政組織について】 ・新たな大都市制度移行時の実施主体、行政組織の確定に向けた協議	【市下水道事業の経営形態について】 ・新組織への業務移管準備 ・新組織設立 ・包括委託の対象を市域全域に拡大 ・（一財）都市技術センターへ職員派遣 【府市下水道事業に関する行政組織について】 ・新たな大都市制度移行時の実施主体の確定と移行準備	【市下水道事業の経営形態について】 ・民間参画も含めた新組織への移行 【府市下水道事業に関する行政組織について】 ・新たな大都市制度移行時の実施主体への移行			

類似・重複している行政サービス（B項目）

基本的方向性 工程表

下線部は、平成 25 年 2 月版からの主な変更・追加箇所

B 項目：府：大阪府中小企業信用保証協会、市：大阪市信用保証協会

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）	進捗状況等		
○ 府市信用保証協会の統合については、府保証協会に吸収合併 ○ 統合後の経営ガバナンスは府保証協会主導で行う ○ 合併時期については、25 年度中を目途とする	1. 合併協議会による検討 大阪府中小企業信用保証協会・大阪市信用保証協会合併協議会（24 年 7 月設置）（以下「合併協議会」という。）において、合併に向けた検討を進める 【委員】府、市、府保証協会、市保証協会、外部有識者等 2. 部会による実務整理 ○合併協議会に府・市及び府・市両保証協会の実務者等で構成する部会(※)を設置し、合併に向けた課題項目の検討・整理等を具体的に進めるとともに、その進捗管理を行う 《主な課題》 ◇資産査定、◇システム統合、◇業務・組織体制のあり方、◇府市の財政負担のあり方 等 ※第一部会：資産査定、業務のあり方等 第二部会：組織体制、労働条件等 3. 府市協会WGによる詳細検討 ○両協会の実務者により、第一・第二部会での整理に基づいて、実務の詳細の検討を進める 4. 府市の財政負担について ○資産査定等を参考に、府市で財政負担を協議する 5. 関係機関との調整 ○24 年度に引き続き、随時、許認可庁（金融庁、中小企業庁）と調整を進め、<u>国へ提出する合併申請の原案については秋頃を目途に作成し、申請に向けた事前協議を開始する予定</u> ○信用保証協会法等の規定に基づく必要な手続きを経て、年度内を目途に国の合併認可を得て合併完了 ・合併計画（事業計画、収支計画）等の作成と国への申請	《これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）》 ◆24 年 7 月 11 日 第 1 回合併協議会を開催 協議事項：基本的事項の確認と今後の進め方について（合併協議会設置要綱、府市統合本部決定事項の確認、部会の設置等） ◇24 年 7 月 31 日～ 第一部会を開催（25 年 4 月まで計 6 回開催） 協議事項：今後の進め方について（資産査定、システム統合等）、合併に向けた両協会のデータ開示、資産査定の方向性、業務のあり方の課題検討について、両協会によるWGの設置、資産査定業務委託等 ◆24 年 11 月 第 2 回合併協議会を開催 協議事項：第一部会における検討状況報告（両協会による資産分析、第三者機関による資産査定の実施、業務のあり方に関する主な課題） □25 年 1 月 府・市（知事・市長出席）、府・市保証協会による協議を実施 協議事項：これまでの検討状況を報告し、ガバナンスを府協会とする吸収合併方式を確認するとともに、組織体制・安定的な財務基盤のあり方について協議 ◇25 年 2 月 第 1 回第二部会を開催 協議事項：今後の進め方について（両協会によるWGの設置等） ※ 以降、両協会WGによる作業を継続実施 ◆25 年 7 月 第 3 回合併協議会を開催 協議事項：前回協議会以降の経過報告、第三者機関による資産査定の実施について、府・市保証協会による協議状況について、今後のスケジュールについて ※ 現在、両協会合同 PT（旧 WG）による作業を継続実施		
《取組みにあたっての課題および解決策》				
今後の取組み（工程）				備考
25 年度	26 年度	27 年度		
1. 合併協議会による検討 ○24 年度に引き続き、合併協議会にて検討を進める 《主な課題》 ◇資産査定、◇システム統合、◇業務・組織体制のあり方、 ◇府市の財政負担のあり方 等 2. 関係機関との調整 国へ提出する合併申請の原案については秋頃を目途に作成し、申請に向けた事前協議を開始する予定 3. 合併認可	◆ 新・府保証協会による事業実施			

B 項目：府：（公財）大阪府国際交流財団（OFIX）、市：（公財）大阪国際交流センター（i-house）

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）	進捗状況等	
○国際交流財団は存続期間 10 年間（34 年度まで）とし、その後、広域で必要なものは直営で実施 ○大阪国際交流センターは、基礎自治体の特性に基づいたあり方を検討するとともに、26 年度に施設運営の民営化を実施し自律的運営をめざす ○財団存続期間中は、重複事業について役割を明確化し連携して実施	○OFIX では、大阪府国際化アクションプログラム（第 1 期）に基づき府と連携して広域事業を推進する。また、広域機能を発揮するための専門人材の育成とともに、存続期間と定めた 10 年間で府内市町村が基礎自治体としての機能を発揮できることを目指し、取組の遅れている市町村の支援を引き続き進める ○i-house では、外国人市民にとって暮らしやすい地域づくりをめざし、各区等と意見交換を進めながら身近な外国人市民の支援事業等の強化を図るとともに、財団の自律的運営をめざし自主財源確保に向けた新たな事業に取り組む ○i-house の 26 年度からの施設運営事業者を大阪市でプロポーザル方式により公募（9 月）し、選定（12 月予定） ○25 年度は、両財団における役割分担を明確化し、互いの強みを活かした連携強化を図る ・両財団の役割分担のもと事業連携 災害時の外国人支援については、OFIX において関係機関との調整や連携体制の整備を進めるとともに、i-house において大阪市内の外国人住民への防災訓練参加に向けた取組を進めるなど、両財団で連携して事業に取り組む ・お互いの強みを活かした連携強化 お互いの強みである多言語支援や相談ノウハウを活かし、希少言語については OFIX を、住民に身近な行政相談は i-house を活用するなど外国人相談分野での連携を強化する	《これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）》 ○重複事業の役割分担の明確化 ・災害時の外国人支援についての役割分担・連携体制の整備 ・留学生就職支援事業に関して OFIX 事業に一本化 ・外国人相談における希少言語について、広域事業として 25 年度より OFIX で実施	
		《取組みにあたっての課題および解決策》 ・i-house の実施してきた外国人支援を基礎自治体業務として効果的に実施するため、大阪市内の各区との連携が必要 ⇒引き続き各区との連携を強化	
今後の取組み（工程）			備考
25 年度	26 年度	27 年度	
＜両法人＞ 連携方法の検討・実施 ＜大阪府国際交流財団＞ 「大阪府国際化戦略アクションプログラム（第 1 期）」に基づく府と連携した広域事業の強化・実施 広域事業基盤としての府内市町村の国際化支援（人材育成・出張相談・防災訓練支援等）、専門人材の育成 ＜大阪国際交流センター＞ 各区等と意見交換を進め、基礎自治体の特性に基づいたあり方を検討 施設運営事業者の公募（9 月）、選定（12 月予定）	＜両法人＞ 事業連携の実施 ＜大阪府国際交流財団＞ 「大阪府国際化戦略アクションプログラム（第 1 期）」に基づく府と連携した広域事業の強化・実施 広域事業基盤としての府内市町村の国際化支援（人材育成・出張相談・防災訓練支援等）、専門人材の育成 ＜大阪国際交流センター＞ 基礎自治体の特性に基づいた事業の実施 施設運営の民営化	＜両法人＞ 事業連携の実施 ＜大阪府国際交流財団＞ アクションプログラム第2期としての広域事業展開 広域事業基盤整備 ＜大阪国際交流センター＞ 基礎自治体の特性に基づいた事業の実施	

B 項目：府：（公財）大阪府保健医療財団、市：（一財）大阪市環境保健協会

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）	進捗状況等	
○府保健医療財団は、公益財団法人として経営の安定化・自立化をめざす ○市環境保健協会は、一般財団法人へ移行し、自立化を図る ○当面は、検診精度を高めるために、両団体の協力関係を確立するなど効果的な推進方を協議	○府市の関係者で、両財団の検診精度を高めるための事業連携について検討会等を実施 ＜関係者＞ ・大阪府保健医療財団、大阪市環境保健協会 ・大阪府健康医療部保健医療室健康づくり課 ・大阪市健康局健康推進部健康施策課 ＜確認・検討項目＞ 1. 両財団における検診事業等の実態把握＜継続＞ ➢府側：府内がん検診の精度管理、検診不足地域への支援（車検診） ➢市側：市民へのがん検診、住民定期健診 2. 府保健医療財団の公益財団法人への移行及び市環境保健協会の一般財団法人への移行に伴う事業内容の確認 3. 両財団の事業連携について、具体的な項目をあげ、その効果、内容について検討	＜これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）＞ ○24 年 4 月～ 両財団の現状確認と課題を抽出。 ➢がん検診や特定健診をともに実施。対象地域やその目的が異なっている ○24 年 6 月～ 府市連携の基本的方向性について検討 ➢両財団とも自立化を図る中で、類似事業については連携の可能性を検討 ○24 年 9 月～ 府市の関係者で検討会を実施 ➢両財団の検診精度を高めるための方策について協議 ➢検診精度を高めるための両財団の連携を確認 ○25 年 6 月～ 形態の見直しを行った両財団の現状確認 ➢公益財団法人、一般財団法人とそれぞれ経営の自立化を図る中、連携の可能性を再検討する	
今後の取組み（工程）			備考
25 年度	26 年度	27 年度	
＜事業連携＞ ○検討会等において具体的内容を協議 ・事業連携の実施フレーム（流れ） ・連携に伴う費用負担 ＜形態の見直し＞ ・府保健医療財団の公益財団法人への移行(4 月) ・市環境保健協会の一般財団法人への移行(自立化)(6 月)	○事業連携を試行・検証	○事業連携を実施	

B 項目：府：大阪府道路公社、市：大阪市道路公社

基本的方向性（要 旨）		25 年度の取組み（詳細）	進捗状況等
○府道路公社は、ハイウェイオーソリティ構想の実現に向け阪神高速道路㈱等との統合をめざす ○市道路公社は、早期解散も視野に入れ、市公社のあり方について検討を進める		●大阪府道路公社 ○国と地方の検討会（国、地方自治体、高速道路会社等で構成）で、阪神都市圏高速道路全体の料金体系一元化を検討 ○あわせて、統合に向けて、高速会社の協力を得て、スキームや設備仕様統一等の課題について検討 ○また、当面の取り組みとして、南阪奈における交通管理管制業務、第二阪奈における設備保守管理業務等を接続する高速会社に一体化できるよう協議 ●大阪市道路公社 ○市公社のあり方について、大阪市道路公社経営監視会議（有識者会議）において意見を聴取し、早期解散も視野に入れて検討を行う ○早期解散を想定した場合の残債務の処理方法として、21 年度の包括外部監査で意見のあった、「第三セクター等改革推進債」（以下「三セク債」という）の活用を検討する	《これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）》 ●大阪府道路公社 ○南阪奈では、ネクスコ西日本に対し、維持管理業務、料金収受業務等を委託。交通管理管制についても協議中 ○第二阪奈では、阪神高速に対し道路維持業務を委託。また、設備保守管理業務等の一体化について協議中 ○統合について、スキームや統合先等について検討中 ●大阪市道路公社 ○大阪市道路公社経営監視会議を開催（25 年 8 月）し、次の意見を聴取 ・道路公社の経営状況をみると、いまだ非常に厳しい状況にあり、将来の経営の継続性についても不確定 ・このタイミングで、団体のあり方の検証まで踏み込んで、検討を進めていくべき ・市民負担の最小化を図ることを念頭に置きつつ、「三セク債を活用して残債務を早期に一括処理する場合」について、速やかに検証を実施するとともに、団体のあり方について、一定の結論が出るよう、今後の作業を進めること ○三セク債を活用した場合の課題について、整理・検討中 《取組みにあたっての課題および解決策》
今後の取組み（工程）			備考
25 年度	26 年度	27 年度	
●大阪府道路公社 ○高速会社との維持管理業務等一体化の拡大 ○統合に向けた検討、高速会社との協議 ●大阪市道路公社《早期解散を想定した場合（案）》 ○三セク債を活用した場合、25 年度末解散（予定） ※地方財政法により、三セク債は 25 年度までの時限措置	●大阪府道路公社 ○高速会社との維持管理業務等一体化の拡大 ○料金体系一元化の具体的内容の検討とあわせ、統合の検討や協議を深度化 ●大阪市道路公社《早期解散を想定した場合（案）》 ○公社有料道路事業施設の市への引継ぎ ○三セク債の償還（以降、償還期限まで）	●大阪府道路公社 ○引き続き、統合に向けた取組みの実施	●25 年 6 月 国交省 国土幹線道路部会 中間答申（抜粋） ＜大都市圏料金体系のあり方＞ ○目指すべき方向性 ・管理主体を超えたシームレスな料金体系 等 ⇒料金体系一元化時期の検討や高速会社との協議等をふまえ、具体的な統合時期を検討（府）

B 項目：府：大阪府住宅供給公社、市：大阪市住宅供給公社

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）	進捗状況等	
○新たな大都市制度移行時に市公社が存続できない場合には、市公社を解散することを基本とし、その場合の課題について検討。25 年度中に方向性をまとめる	○ 両公社において経営改善の取組みを進める ○ 両公社が連携し、府市民サービスの向上につながる連携策を引き続き実施 ○ 市公社について、 <u>新たな大都市制度移行の時期にとらわれることなく、民営化に向けての検討を進める。デューデリジェンスを実施する</u>	《これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）》 ○府公社は 24 年 3 月に策定した経営計画（24 年度～33 年度）に基づき、市公社は 23 年 11 月に策定した第 3 次経営改善プログラム（24 年度～28 年度）に基づき、それぞれ経営改善の取組みを進めている ○府市及び府市公社の 4 者で、連携策を検討し、ホームページにおける府市公社の相互リンク、府市公社募集パンフの相互配布を 24 年 11 月から実施している ○市公社の今後のあり方について検討し、課題（新たな経営主体へ移行の際の市債権の保全、新たな財政支出の可能性等）の整理を行った（25 年 3 月） ○市公社において、 <u>デューデリジェンス実施（25 年 7 月～12 月）</u>	
		《取組みにあたっての課題および解決策》	
今後の取組み（工程）			備考
25 年度	26 年度	27 年度	
○ 両公社において経営改善の取組みを進める ○ 両公社が連携し、府市民サービスの向上につながる連携策を引き続き実施 ○ <u>市公社について、民営化に向けての検討を進める。デューデリジェンスを実施する</u>	○ 両公社において経営改善の取組みを進める ○ 両公社が連携し、府市民サービスの向上につながる連携策を引き続き実施 ○ 市公社について、25 年度の検討結果に基づき、対応	○ 市公社について、25 年度の検討結果に基づき、対応	

B 項目：府：堺泉北埠頭(株)、市：大阪港埠頭(株)

基本的方向性（要 旨）		25 年度の取組み（詳細）		進捗状況等	
○府市港湾事業の統合（A 項目）及び大阪港埠頭(株)と神戸港埠頭(株)の経営統合をした後に、その時点の状況を踏まえ、堺泉北埠頭(株)と（仮称）阪神港埠頭(株)の経営統合をめざす ○府においては、堺泉北埠頭(株)に対し、直営部分を在来埠頭を含め可能なところから管理運営を委ね、港湾運営会社指定に向け、運営ノウハウの蓄積を図る		●堺泉北埠頭(株) ○港湾運営会社指定に向けた運営ノウハウ蓄積 ・港湾運営の委任方法・府営上屋売却（府港湾局→堺泉北埠頭(株)）に係る検討・関係者調整 ●大阪港埠頭(株) ○特例港湾運営会社としてコンテナ・フェリー埠頭の一元的運営		《これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）》	
				●堺泉北埠頭(株) ○港湾運営会社指定に向けた運営ノウハウ蓄積 ・港湾運営の委任方法・府営上屋売却（府港湾局→堺泉北埠頭(株)）に係る検討・関係者調整中 ●大阪港埠頭(株) ○特例港湾運営会社の指定（24 年 10 月） ○特例港湾運営会社として公共コンテナ埠頭の運営開始 （24 年 12 月、25 年 4 月）	
				《取組みにあたっての課題および解決策》	
今後の取組み（工程）					備考
25 年度		26 年度		27 年度以降	
●堺泉北埠頭(株) ○港湾運営会社指定に向けた運営ノウハウ蓄積 ・港湾運営の委任方法・府営上屋売却（府港湾局→堺泉北埠頭(株)）に係る検討・関係者調整 ●大阪港埠頭(株) ○特例港湾運営会社としてコンテナ・フェリー埠頭の一元的運営		●堺泉北埠頭(株) ○港湾運営会社指定に向けた運営ノウハウ蓄積 ・港湾運営の委任に係る諸手続きの実施 ●大阪港埠頭(株) ○特例港湾運営会社としてコンテナ・フェリー埠頭の一元的運営		●堺泉北埠頭(株) ・コンテナ・フェリー埠頭等の管理運営の実施及び上屋の一体経営 ・港湾運営会社の指定申請 ⇒ 港湾運営会社の指定 ●大阪港埠頭(株) ・神戸港埠頭(株)と経営統合 →（仮称）阪神港埠頭(株) ●共通 ・（仮称）阪神港埠頭(株)と堺泉北埠頭(株)との経営統合（★）	
					【★経営統合に向けた課題】 堺泉北埠頭(株)の港湾運営会社指定が条件。そのための運営ノウハウの蓄積（効率的な埠頭運営体制、利用者サービスの向上等）

B 項目：府：文化財センター、市：市博物館協会（発掘業務のあり方）

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）	進捗状況等	
○両組織の比較を踏まえ、発掘調査業務を一元化する ○一元化の手法については、今後、A項目「文化施設」の博物館業務のあり方の検討を踏まえ整理 ○博物館業務と同一法人、又は博物館業務と別法人の2案を軸に整理を図る ⇒ <u>A項目「文化施設」のあり方検討の中で、両組織を一元化せず、次のとおり整理</u> <u>○市が博物館協会に委託している発掘調査業務については、自治体監理への移行を前提に民間活力の導入を図るなど整理再編を行う</u> <u>○府文化財センターは、引き続き広域自治体の発掘調査業務を担う他、市町村支援も行う</u>	○大阪府 ・ <u>発掘調査業務における自治体と公益法人の役割分担の整理</u> ○大阪市 ・ <u>発掘調査業務の民間活力の導入と業務の整理再編に向けた課題整理の検討</u> 。具体的には、民間活力導入基準、行政が行う監理業務の内容・実施方法、直営発掘調査実施に向けての課題整理、それらを行うための適正な業務体制のあり方等を検討する	《これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）》 ○文化施設（A項目）の博物館を始めとする経営形態の検討の中で、府市の発掘調査業務については、博物館業務との事業形態の違いや文化財発掘事業を取り巻く環境等を踏まえ、次の方向で整理 【大阪府文化財センターの発掘調査事業】 広域自治体の発掘調査事業を引き続き担う他、市町村からの要請に応じ、積極的に支援を行う 【大阪市博物館協会の発掘調査事業】 市の発掘調査組織である市博物館協会「大阪文化財研究所」の業務については、自治体監理へ移行することを前提に、民間活力の導入を図りながら、整理再編する	
		《取組みにあたっての課題および解決策》	
今後の取組み（工程）			
25 年度	26 年度	27 年度	備考
【大阪府】 ・新たな大都市制度移行後における、文化財発掘調査業務の広域自治体と基礎自治体の役割分担、自治体と公益法人の役割分担を整理 【大阪市】 ・民間活力を導入するにあたり、導入基準、自治体が行う監理業務等について、他都市での先行事例等を踏まえ、検討を行う。またそれらの業務を行うにあたっての適正な職員数や組織体制のあり方等を検討する ・自治体監理による民間活力の導入を前提に、大阪文化財研究所の発掘調査業務の整理・再編について、スケジュール等を検討	【大阪府】 ・府内の事業量調査に基づき、自治体と公益法人の事業配分の実施。 ・25 年度の検討結果に基づき、大都市制度移行後の公益法人が担う発掘調査の事業調整 【大阪市】 ・25 年度の検討結果を踏まえて、民間活力導入基準の作成、自治体監理業務の手法等、実施にあたって必要な条件整備を行う ・ <u>大阪文化財研究所業務を年度末に整理・再編する</u> ・大都市制度移行後の基礎自治体（特別区）が担う埋蔵文化財行政のあり方と体制の検討	【大阪府】 ・広域自治体が担う発掘調査業務のうち、公益法人が実施する発掘調査は、府の監理監督により実施 【大阪市】 ・基礎自治体（特別区）監理による、発掘調査の実施	

B 項目：府：大阪府立産業技術総合研究所、市：大阪市立工業研究所

基本的方向性（要 旨）		25 年度の取組み（詳細）	進捗状況等	
○法人統合により、工業技術とものづくりを支える知と技術の支援拠点「スーパー公設試」をめざす ○法人統合に先行して、経営戦略の一体化と業務プロセスの共通化等を行う		○経営戦略の一体化 ・合同経営戦略会議による一体的な業務推進 ・スーパー公設試としての「あるべき姿」の実現に向けた取組みの検討 ○業務プロセスの共通化等 ・「業務プロセス共通化検討 WG」において次の項目について検討 ①機器購入・評価判定 ②研究テーマ選定 ③広報・顧客拡大など ・「連携事業検討 WG」において、次の項目について検討 ①共通技術相談窓口の設置 ②得意分野を融合した高度な研究開発の推進 ③支援サービスの料金・手続きの統一 ④各種システムの統一など ○法人統合に向けた手続き等 ・統合方針を盛り込んだ、産技研中期目標・計画、市工研中期目標・計画（ともに～27年度）の運用開始 ・統合に向けた諸課題の検討（職員の処遇、運営費交付金の確保）	《これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）》 ○経営戦略の一体化を図るため合同経営戦略会議を設置し、統合後のスーパー公設試としての「あるべき姿」（連携を活かした一気通貫の支援機能の整備等）を策定（24 年 11 月、25 年 3 月） ○法人統合に先行して両研究所の連携事業等を積極的に実施（合同研究発表会（24 年 11 月、25 年 2 月）セミナーの共同開催（25 年 2 月）、企業ヒアリング等（24 年 9 月、24 年 11 月、25 年 2 月）） ○合同経営戦略会議の下にワーキンググループ（WG）を設置し、機器整備及び研究テーマ選定の情報共有を実施 ○統合方針を盛り込んだ産技研変更中期目標と市工研第二期中期目標について議決を得て策定（市工研：24 年 11 月、産技研：25 年 3 月） ○第3次一括法（地方独立行政法人の法人統合を可能とする法改正）が成立（25 年 6 月公布）・統合法人の非課税措置が継続できるよう、地方税法等の改正について国へ要望（25 年 6 月） ○25 年 6 月 合同経営戦略会議企画調整部会（実務者会議）を開催 協議事項：WG の進捗、統合スケジュール等について ○業務プロセス共通化 WG 及び連携事業検討 WG においては、各種課題についての検討を適宜実施 《取組みにあたっての課題および解決策》 ○統合法人の非課税措置継続のための地方税法等の改正	
今後の取組み（工程）				備考
	25 年度	26 年度	27 年度	
経営戦略の一体化	○合同経営戦略会議による一体的な業務推進 ・9 月開催予定（統合の基本的考え方等について） ○スーパー公設試としての「あるべき姿」の実現に向けた取組みの検討	○合同経営戦略会議による一体的な業務推進 ○スーパー公設試としての「あるべき姿」の実現に向けた取組みの検討	○合併法人の運営開始（4 月） ○スーパー公設試実現に向けた取組み開始	
業務プロセスの共通化等	○業務プロセス共通化検討 WG・連携事業検討 WG において、次の項目について検討するとともに、実施可能なものから実施 ①統合後の各種業務のあり方 ②統合に先行して取組む連携事業や業務プロセス共通化 ・合同機器選定委員会の設置（12 月まで） ・合同研究発表会開催予定（11 月） ・合同セミナー開催予定（26 年 2 月）	○業務プロセス共通化検討 WG・連携事業検討 WG において、次の項目について検討するとともに、実施可能なものから実施 ①統合後の各種業務のあり方 ②統合に先行して取組む連携事業や業務プロセス共通化		
法人統合に向けた手続き等	○統合方針を盛り込んだ、産技研中期目標・計画、市工研中期目標・計画（ともに～27年度）の運用開始 ○統合に向けた諸課題の検討（職員の処遇、運営費交付金関係）	○法人統合手続き ・協議事項（定款等）に関する地独評価委員会への意見聴取 ・協議事項に関する府市議会審議 ・債権者保護手続き ・総務大臣への合併認可申請 ・中期目標・中期計画に関する地独評価委員会への意見聴取 ・中期目標に関する府市議会審議 ○合併法人の人事給与、会計制度等の構築（各種システム・規程類の整備）		

B 項目：府：府立公衆衛生研究所、市：市立環境科学研究所

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）	進捗状況等	
○両研究所で共通する感染症、食品衛生、環境衛生の各分野の検査・調査研究機能を統合した研究所を設置 ○運営形態については、非公務員型の地方独立行政法人 ○環科研が有する環境分野の検査・調査研究機能は、継続してあり方を検討 ○環科研に附設する栄養専門学校については廃止	① タスクフォース会議での重要事項案の決定及び関係部局との調整 ・法人のあり方案の決定 ・中期目標案、中期計画案、業務方法書案、役員報酬基準案等の決定 ・法人の各種制度の検証及び設計 組織、人事給与、財務会計、福利厚生等の諸制度 ・運営費交付金の算定 ・各種システムの構築 ② 評価委員会での審議 ・中期目標案、中期計画案、業務方法書案、役員報酬基準案など ③ 府市各議会（9月定例会）への議案提出 ・中期目標案、職員承継条例案、承継させる権利案、重要な財産協議案、研究所廃止条例案、栄養専門学校廃止条例案【市】 ④ 府市各議会の議決を経て、総務大臣へ法人設立の認可申請 ⑤ その他、法人設立に向けた移行準備作業	《これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）》 ① 統合準備室の設置（24 年 11 月）及びタスクフォース会議の発足（24 年 12 月） ② 25 年度末までの独法化の作業工程表の策定 ③ 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所定款の制定、 評価委員会共同設置規約について、府市各議会（25 年 2 月定例会）で議決 ④ タスクフォース会議において法人のあり方について外部有識者の意見を聴取し、決定（25 年 5 月） ⑤ 法人評価委員会による中期目標素案等の審議（25 年 7 月～） ⑥ 環科研が有する環境分野の検査・調査研究機能については民間機関、大学等で代替の方向 《取組みにあたっての課題および解決策》 ・法人の施設のあり方	
今後の取組み（工程）			備考
25 年度	26 年度	27 年度	
・人事給与制度等の決定（～8月末頃） ・運営費交付金の算定（～12月） ・法人評価委員会での審議 中期目標案に対する意見（～8月）、中期計画案の審議（～8 月） 中期計画案、業務方法書案、役員報酬基準案に対する意見（～26 年 3 月） ・各種システム（人事給与・財務会計等）の設計（～26年3月） ・府市各議会（9月定例会）への議案提出 中期目標案、職員承継条例案、承継させる権利案、重要な財産協議案、研究所廃止条例案、栄養専門学校廃止条例案【市】 ・総務大臣への認可申請（12 月～） ・役員人選（～26 年 3 月） ・土地の無償貸借手続、法人設立登記の準備（26 年 3 月） ・栄養専門学校の廃止（26 年 3 月）	・一般地方独立行政法人による統合研究所を設立（26 年 4 月） ・さらに統合効果を得るため、施設のあり方を引き続き検討 ※H26 時点では、公衛研、環科研の現有 施設を前提に統合、独法化を実施		

B 項目：府：府立中央図書館、中之島図書館、市：市立中央図書館

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）	進捗状況等		
○府立図書館は広域自治体が担い、市立中央図書館は各地域図書館の機能充実が図られるまではその補完機能として基礎自治体が活用（中之島図書館は別途、大阪府市都市魅力戦略推進会議においても審議） ○当面は、利用者サービスの向上に向けた相互連携策の検討・実施、民間委託の拡大など効率的な事業運営に努める	① 府市連携事業の拡大 生涯学習事業の共催、広報の連携、講座・展示の連携 ・「はじめてのバードウォッチング」事業の共催 ・「H25 One Book One Osaka」事業の共催 ・秋季の読書推進・利用促進行事の広報連携（府市双方の事業を HP やちらし、メールマガジンを通じて広報） ・図書資料等の企画展示の連携（POP 展を府市で開催、企画展示への資料貸出等） ・講座・講演会等の連携（主催講座への相互講師派遣、会場の相互利用） ・実習生受け入れ連携（府市相互の受入） ② 府立図書館2館・市立中央図書館間の資料搬送の緊密化 ・市中央送便の活用による資料搬送の週 1 増便試行・本格実施 ・府立中央図書館が運営している＜府内市町村図書館協力貸出搬送業務＞＜府立中央・中之島図書館間のシャトル便＞のコース再編の検討 ③ 民間委託拡大についての検討内容の実施（大阪市 25 年 4 月～）	《これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）》 ① 生涯学習事業の連携強化に向けて、府市担当間で情報交換・打ち合わせを実施（計6回）。「はじめてのバードウォッチング」実施（4 月）。 「H25 OneBook One Osaka」実行委員会（7 月） 研修・実習の連携について、府市担当間で 25 年度の実施に向けて情報交換（計4回）。府立の研修「司書セミナー」に市立より講師派遣（7 月） ② 府立2館、市立中央図書館間の資料搬送の緊密化に向けた情報交換・打ち合わせを実施（計6回）資料搬送の週 1 増便試行の開始（4 月） ③ 市立図書館においては、府の市場化テストの結果を参考に業務をさらに見直し、25 年度より民間委託拡大を実施。府立図書館においては、市場化テストの成果を検証するとともに、中之島図書館の今後のあり方の検討状況をふまえつつ、次期市場化テストに向けて検討 ④ 中之島図書館については、「大阪都市魅力創造戦略」を踏まえ、外部有識者の助言を得ながら、重要文化財の建物と貴重な資料を有する図書館としてのあり方を検討		
		《取組みにあたっての課題および解決策》		
今後の取組み（工程）				備考
25 年度		26 年度		27 年度
① 府市連携事業の拡充 ・共催等対象事業の実施および拡大の検討（4 月、6 月） ・研修連携、実習生受け入れ連携を検討・試行（8 月） ・会場の相互利用（10 月） ・府市それぞれの強みを活かした研修の企画協力（7 月） ② 資料搬送の緊密化 ・資料搬送の週 1 増便試行（試行4月～、26年2月実施） ・さらなる府市間の資料搬送の増便に向けた立案・調整（10 月） ③ 民間委託拡大についての検討内容の実施（大阪市 4 月～） ④ 中之島図書館のあり方検討（7 月～）		① 府市連携事業の拡充 ・共催等対象事業の拡大 ・研修連携、実習生受け入れ連携実施 ・会場の相互利用 ・府市それぞれの強みを活かした研修の企画協力・合同実施等 ② 資料搬送の緊密化 ・府市間の資料搬送の強化 ③ 民間委託拡大についての検討内容の実施		① 府市連携事業の拡充 ・共催等対象事業の拡大 ・研修連携、実習生受け入れ連携実施 ・会場の相互利用 ・府市それぞれの強みを活かした研修の企画協力・合同実施等 ② 資料搬送の緊密化 ・府市間の資料搬送の強化 ③ 民間委託拡大についての検証・検討

B 項目：府：府立体育会館、市：中央体育館

基本的方向性（要 旨）		25 年度の取組み（詳細）		進捗状況等		
○体育会館は、興行・イベント中心の施設として広域自治体が管理・運営 ○中央体育館は、基礎自治体が本来有すべき体育施設の規模・配置等の最適化を図るまでの間、施設の有効活用を図る観点から、競技大会の開催も可能な施設として、基礎自治体で管理・運営 ○当面は、両施設の役割分担を前提に、施設運営の効率化や連携について検討		【事業連携】 ○施設間の連携方策等の検討を踏まえ、可能なところから取組みを実施 【府立体育会館】 ○引き続き運営の効率化の取組みを実施し、定期的に運営状況の進捗管理を行う 【市中央体育館】 ○基礎自治体区割り案を基に、基礎自治体が本来有すべき体育施設の規模・配置等の最適化について検討 ○新たな基礎自治体での管理・運営形態について引き続き検討		《これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）》 【事業連携】 ○府、市、各指定管理者で連携方策を検討 ○各施設の HP に相互リンクを実施 【府立体育会館】 ○府財政構造改革プラン案に基づき、運営の効率化の取組みを実施 ・難波エリアの各施設との連携体制の構築 ・ネーミングライツの導入 ・売店の公募実施 【市中央体育館】 ○施設運営の効率化（業務代行料の削減など） ○施設の規模・配置等の最適化について課題抽出中 ○自治体連携による管理・運営制度等について研究中 《取組みにあたっての課題および解決策》		
今後の取組み（工程）						備考
25 年度		26 年度		27 年度		
【事業連携】 ○施設間の連携方策等の検討を踏まえ、可能なところから取組みを実施 【府立体育会館】 ○引き続き運営の効率化の取組みを実施し、定期的に運営状況の進捗管理を行う 【市中央体育館】 ○基礎自治体区割り案を基に、基礎自治体が本来有すべき体育施設の規模・配置等の最適化について検討 ○新たな基礎自治体での管理・運営形態について引き続き検討		【事業連携】 ○地域の体育施設の最適化が図られるまでの間、継続して取組みを実施 【府立体育会館】 ○運営状況を踏まえ、次期指定管理者の公募要件・手法を検討 【市中央体育館】 ○新たな基礎自治体における最適化を見据え、次期指定管理者公募要件・手法を検討 ○新たな基礎自治体での管理・運営形態に沿った体制整備を行う		【事業連携】 ○地域の体育施設の最適化が図られるまでの間、継続して取組みを実施 【府立体育会館】 ○次期指定管理者の公募を実施（指定の議決） 【市中央体育館】 ○基礎自治体（新たな体制）による管理・運営 ○基礎自治体の最適化を見据え、次期指定管理者の公募を実施（指定の議決）		

B 項目：府：門真スポーツセンター、市：大阪プール

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）	進捗状況等		
○門真SCは、施設構成、利用状況等を踏まえ広域自治体が運営 ○大阪プールは、基礎自治体が本来有すべきプール施設の規模・配置等の最適化を図るまでの間、競技大会の開催も可能な施設として、基礎自治体で管理・運営 ○当面は、両施設の役割分担を前提に、施設運営の効率化や連携について検討	【事業連携】 ○施設間の連携方策等の検討を踏まえ、可能なところから取組みを実施 【門真SC】 ○24年度に行った分析・課題整理を踏まえて、次期指定管理者の公募要件・手法を検討 【大阪プール】 ○基礎自治体区割り案を基に、基礎自治体が本来有すべきプール施設の規模・配置等の最適化について検討 ○新たな基礎自治体での管理・運営形態について引き続き検討	《これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）》 【事業連携】 ○府、市、各指定管理者で連携方策を検討 ○各施設のHPに相互リンクを実施 【門真SC】 ○HPのバナー広告の導入など収入確保の実施 ○メインアリーナの転換（フロア・プール・スケート）による経営シミュレーションの実施 【大阪プール】 ○施設運営の効率化（業務代行料の削減など） ○施設の規模・配置等の最適化について課題抽出中 ○自治体連携による管理・運営制度等について研究中 《取組みにあたっての課題および解決策》		
今後の取組み（工程）				備考
25 年度	26 年度	27 年度		
【事業連携】 ○施設間の連携方策等の検討を踏まえ、可能なところから取組みを実施 【門真SC】 ○24年度に行った分析・課題整理を踏まえて、次期指定管理者の公募要件・手法を検討 【大阪プール】 ○基礎自治体区割り案を基に、基礎自治体が本来有すべきプール施設の規模・配置等の最適化について検討 ○新たな基礎自治体での管理・運営形態について引き続き検討	【事業連携】 ○地域のプール施設の最適化が図られるまでの間、継続して取組みを実施 【門真SC】 ○次期指定管理者の公募を実施（指定の議決） 【大阪プール】 ○新たな基礎自治体における最適化を見据え、次期指定管理者公募要件・手法を検討 ○新たな基礎自治体での管理・運営形態に沿った体制整備を行う	【事業連携】 ○地域のプール施設の最適化が図られるまでの間、継続して取組みを実施 【門真SC】 ○新指定管理者による運営の効率化を図る 【大阪プール】 ○基礎自治体（新たな体制）による管理・運営 ○基礎自治体の最適化を見据え、次期指定管理者の公募を実施（指定の議決）		

B 項目：府：大型児童館ビッグバン、市：キッズプラザ大阪

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）		進捗状況等	
○キッズプラザ大阪は、29 年 3 月 31 日までは基礎自治体が契約を継続せざるを得ないが、以降の施設運営のあり方については、自立的経営等の観点から検討を行い、具体策が見いだせない場合は廃止 ○当面は、双方の施設が相乗効果を得られるような広報・企画事務等の取組みを可能なものから順次実施	・将来の自立的経営等に向けて、 <u>民間ノウハウの活用や運営費縮減など年次計画をとりまとめ、補助金の縮減を図る〈市〉</u> ・事業連携に向け、広報・企画事務等の取組みを検討し、可能なものから順次実施する〈府・市〉		《これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）》 ・補助金の縮減を図るとともに、25 年 4 月から、市外の学校団体料金の見直しを行った〈市〉 ・事業連携に向け、双方の施設が相乗効果を得られるような広報・企画事務等の検討を行い、ホームページでのリンク、広報物での共同のPRに取り組んだ〈府・市〉	
			《取組みにあたっての課題および解決策》	
今後の取組み（工程）				備考
25 年度	26 年度		27 年度	
・将来の自立的経営等に向けて、民間ノウハウの活用や運営費縮減など年次計画をとりまとめ、補助金の縮減を図る〈市〉 ・事業連携のため、広報・企画事務等の取組みを検討し、広報物・営業等において、可能なものから順次実施する〈府・市〉	・将来の自立的経営等に向けて、年次計画をふまえ、補助金の縮減を図る〈市〉 ・事業連携のため、広報・企画事務等の取組みを検討し、広報物・営業等において、可能なものから順次実施する〈府・市〉		・将来の自立的経営等に向けて、年次計画をふまえ、補助金の縮減を図る〈市〉 ・上記の取組み状況をふまえ、自立的経営等に向けて、キッズプラザ大阪の新たな運営主体について検討する〈市〉 ・事業連携のため、広報・企画事務等の取組みを検討し、広報物・営業等において、可能なものから順次実施する〈府・市〉	

B 項目：府：大阪府立国際会議場、市：インテックス大阪

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）	進捗状況等	
○両施設は機能等が異なり統合になじまないが、MICE 機能強化に向け、事業展開のあり方、集客力向上方策等を検討 ○施設単独ではなく共同でPRを行うなど、両施設の集客力向上に向け機能連携 ○インテックス大阪の運営に関して、25 年度から競争性を導入	【両施設の機能連携】 ○25 年 4 月にスタートした大阪観光局（事業実施母体：（公財）大阪観光コンベンション協会（OCTB））における国際会議等誘致の取組みをふまえながら、府、市、大阪観光局、両施設運営事業者等の関係者による連絡会議を引き続き実施し、連携方策を検討・実施する。 ・両施設を利用する催事誘致に向けたプロモーション（誘致ターゲット※となる主催者・企画運営者へのセールス等）の実施 ・両施設の活用イメージや、中之島・バイエリアをはじめとする大阪の魅力等を盛り込んだ共同PRツールの作成・活用 ・ユーザーの利用照会に対する施設の共同案内 ※両施設がそれぞれ有する機能や、主催者・企画運営者等のニーズをふまえ、複数の催事を同時に開催していただくような案件を想定（例：同じ分野・テーマの学術会議と展示会の併催、企業のインセンティブ旅行等式典とレセプションの併催） 【施設の管理運営】 ・（府立国際会議場）公募による管理者の選定手続、指定議決	《これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）》 【両施設の機能連携】 ・府、市、OCTB、両施設運営事業者の 4 者による連携方策等に関する連絡会議の設置（24 年 8 月） ・府、市、OCTB、国際会議場運営事業者による連携方策の検討（24 年 12 月） ・共同 PR ツールの作成（パンフレット素案） ・両施設運営事業者による関空への広告掲出（25 年 3 月） ・今後のプロモーションの進め方等の検討（～25 年 3 月）（大阪観光局（事業実施母体：OCTB）がスタート（25 年 4 月）） ・展示会併催会議の主催者への共同PRを実施（25 年 7 月） 【施設の管理運営】 ○インテックス大阪の運営について、公募により選定された事業者の新たな運営手法による実施（25 年 4 月） ○府立国際会議場の運営について、26年度以降、公募により指定管理者を選定する方針決定、関係府条例改正（25 年3月） 《取組みにあたっての課題および解決策》 ・会議等の誘致は、オール大阪で方策を検討する必要 ⇒ 府、市、大阪観光局（事業実施母体：OCTB）、両施設運営事業者のほか、関係者が情報・意見交換を行いながら方策を検討	
今後の取組み（工程）			備考
25 年度	26 年度	27 年度	
【両施設の機能連携】 ・関係者による連絡会議を引き続き実施（随時） ・誘致ターゲットの選定、プロモーションの実施 ・開催プランの活用、PR ・施設利用の共同案内（受付及びプロモーション時等） ※上記連携事業の内容・実施時期は調整中 【施設の管理運営】 ・（インテックス大阪）新たな運営方法への移行	【両施設の機能連携】 ・関係者による連絡会議を引き続き実施（随時） ・25 年度の取組み内容に関する検証などを通じ、引き続き、連携の取組みを実施 【施設の管理運営】	【両施設の機能連携】 ・関係者による連絡会議を引き続き実施（随時） ・これまでの取組み内容に関する検証などを通じ、引き続き、連携の取組みを実施	
・（府立国際会議場）公募による管理者の選定手続、指定議決	・（府立国際会議場）公募選定された事業者による運営への移行		

B 項目：こども青少年施設 青少年野外活動施設（府）：青少年海洋センター・少年自然の家、（市）：伊賀・信太山・びわ湖、市立青少年センター、市立こども文化センター

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）	進捗状況等	
○林間系は、府の施設は「少年自然の家」を存続し、市の施設は「伊賀青少年野外活動センター」を廃止し、「信太山」は当面存続 ○海洋系は、「府立青少年海洋センター」の存続（「びわ湖」の廃止）を基本に検討 ○市立青少年センター、こども文化センターの機能は基礎自治体業務であることを基本に、大阪市において施設のあり方や他の施設への機能集約等について検討	○林間系施設 〔伊賀青少年野外活動センター〕 ・廃止に向けた条例改正の実施 ・処分の方向性の検討 〔信太山青少年野外活動センター〕 ・26 年度からの指定管理者の募集 ・利用率向上に向けた取組みの実施 ・伊賀青少年野外活動センター利用者への案内を実施 〔少年自然の家〕 ・利用率向上に向けた取組みの実施 ・伊賀青少年野外活動センター利用者への案内を実施 ○海洋系施設 〔びわ湖青少年の家〕 ・廃止に向けた条例改正の実施 ・処分の方向性の検討 〔青少年海洋センター〕 ・利用率向上に向けた取組みの実施 ・びわ湖青少年の家利用者への案内を実施	《これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）》 ○海洋系施設については、びわ湖青少年の家を平成 25 年度末で廃止し、青少年海洋センターを存続する方針で確定 ○廃止施設の課題整理や関係者との調整開始（24 年 7 月～） ○存続施設の利用率向上に向けた検討を開始（24 年 7 月～） ○〔市立青少年センター〕〔市立こども文化センター〕 ・大阪州市政改革プランに基づき、市において検討を開始（24 年 7 月～） ・市において「市民利用施設の見直し実施計画」を策定（25 年 2 月） ⇒実施計画の目標 〔青少年センター〕施設の廃止（26 年度末） 〔こども文化センター〕他施設への機能集約等施設のあり方を検討し、効果的にこども文化センター機能を存続 《取組みにあたっての課題および解決策》	
今後の取組み（工程）			備考
25 年度	26 年度	27 年度	
林間系施設 〔伊賀青少年野外活動センター〕 ・廃止に向けた条例改正の議会への上程（9 月） ・処分の方向性の検討 〔信太山青少年野外活動センター〕 ・26 年度からの指定管理者の募集・選定（10 月～1 月） ・利用率向上に向けた取組みの実施 ・伊賀青少年野外活動センター利用者への案内を実施（7 月～） 〔少年自然の家〕 ・利用率向上に向けた取組みの実施 ・伊賀青少年野外活動センター利用者への案内を実施（7 月～） ○海洋系施設 〔びわ湖青少年の家〕 ・廃止に向けた条例改正の議会への上程（9 月） ・処分の方向性の検討 〔青少年海洋センター〕 ・利用率向上に向けた取組みの実施 ・びわ湖青少年の家利用者への案内を実施（7 月～）	○林間系施設 〔伊賀青少年野外活動センター〕 ・施設の廃止・処分の実施 〔信太山青少年野外活動センター〕 ・新たな指定管理者による管理開始 ・利用率向上に向けた取組みの実施 〔少年自然の家〕 ・利用率向上に向けた取組みの実施 ○海洋系施設 〔びわ湖青少年の家〕 ・施設の廃止・処分の実施 〔青少年海洋センター〕 ・利用率向上に向けた取組みの実施	○林間系施設 〔信太山青少年野外活動センター〕 ・利用率向上に向けた取組みの実施 〔少年自然の家〕 ・28 年度からの指定管理者の募集 ・利用率向上に向けた取組みの実施 ○海洋系施設 〔青少年海洋センター〕 ・28 年度からの指定管理者の募集 ・利用率向上に向けた取組みの実施	

B 項目：府：大阪府立障がい者交流促進センター、市：大阪市障がい者スポーツセンター

基本的方向性（要 旨）		25 年度の取組み（詳細）		進捗状況等	
○ファインプラザ大阪は競技スポーツの振興拠点として広域自治体が管理運営（指定管理者制度を導入） ○長居・舞洲障がい者スポーツセンターは基礎自治体の役割とするが、新たな基礎自治体単位での運営は困難であり、広域的な連携により管理運営		○大阪府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪） ・4 月より指定管理者による運営を開始。 ○大阪市障がい者スポーツセンター ・宿泊施設の収支均衡を図る観点から運営方式を変更（7 月 1 日より障がい者就労支援事業の実施及び利用料金制の導入） ・宿泊施設の収支均衡策の効果について検証		《これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）》 ○大阪府立障がい者交流促進センター ・25 年 4 月より指定管理者による運営を開始 ○大阪市障がい者スポーツセンター ・25 年 7 月より障がい者就労支援事業の実施及び利用料金制の導入を行った	
				《取組みにあたっての課題および解決策》	
今後の取組み（工程）					備考
25 年度		26 年度		27 年度	
○大阪府立障がい者交流促進センター ・指定管理者による運営開始 ○大阪市障がい者スポーツセンター ・宿泊施設の収支均衡を図る観点から障がい者就労支援事業の実施及び利用料金制の導入 ・宿泊施設の収支均衡策の効果について検証 ○障がい者スポーツに関する役割、機能の整理、結論		○大阪市障がい者スポーツセンター ・宿泊施設の効率的な運営について検証 ・長居・舞洲の管理運営にかかる周辺自治体との連携協議、結論 ・上記の協議内容を踏まえた対応策の検討		○大阪市障がい者スポーツセンター ・広域自治体、基礎自治体の役割分担に即した事業の実施	
・大阪市障がい者スポーツセンターは、基礎自治体単独での運営は困難であるので、広域的な連携により管理運営する体制の構築や財源確保が必要である					

B 項目：府：（公財）大阪産業振興機構（マイドーム大阪）、市：（公財）大阪市都市型産業振興センター（大阪産業創造館）

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）	進捗状況等						
○中小企業支援において相乗効果を発揮できるよう、両法人を統合する ○施設は、法人が担う役割、利用者ニーズ等を見極めたうえで中核拠点の一本化も含めた最適化を図る	■法人統合に向けた課題・手続きの協議・調整を行う ■法人統合実現までの間も、連携推進会議において経営戦略・目標を共有し、両法人の事業を効率的・効果的に実施する <table><tr><th>取組み項目</th><th>具体的な取組み内容</th></tr><tr><td>①法人統合に向けた課題・手続き等の整理</td><td>連携推進会議及び企画調整部会において統合に向けた課題・手続き等の整理（統合手法、事業・施設のあり方、財務、組織・人員等）</td></tr><tr><td>②経営戦略の共有化</td><td>・統合を見据えた両法人の経営戦略・目標の共有化 ・一刻も早いシナジー効果の発現に向け、現行体制のままで実施可能な事業連携を検討、実施 【連携事業】 ・消費者モニターイベントを共催（8 月） ・製造業関連の商談会を共催（12 月予定）</td></tr></table>	取組み項目	具体的な取組み内容	①法人統合に向けた課題・手続き等の整理	連携推進会議及び企画調整部会において統合に向けた課題・手続き等の整理（統合手法、事業・施設のあり方、財務、組織・人員等）	②経営戦略の共有化	・統合を見据えた両法人の経営戦略・目標の共有化 ・一刻も早いシナジー効果の発現に向け、現行体制のままで実施可能な事業連携を検討、実施 【連携事業】 ・消費者モニターイベントを共催（8 月） ・製造業関連の商談会を共催（12 月予定）	《これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点） 【ワンボードによるマネジメントの一元化】 ・ワンボードマネジメント準備チームの設置（24 年 10 月） ワンボードマネジメント組織の実効ある稼働に向けた調整 24 年 10 月、11 月、25 年 3 月に開催 ・ワンボードマネジメント組織案等を両法人理事会に報告、了承（機構：24 年 11 月、25 年 3 月 センター：24 年 12 月、25 年 3 月） ・ワンボードマネジメント組織として連携推進会議を設置（25 年 6 月） [組織構成：法人役員各 3 名、行政：府・市各 2 名] 経営戦略・目標の共有化、事業の連携や共同化に向けた協議（企画調整部会：25 年 6 月、7 月 連携推進会議：25 年 7 月） 【連携事業等の検討】 ・両法人及び府市で、事業連携に向けた情報共有と意見交換を随時実施 《取組みにあたっての課題および解決策》 統合手法の検討、所要財源の安定確保、財務リスクの点検・精査、機能・役割に相應しい組織・人員体制づくりなど ⇒連携推進会議で協議・調整（25 年度中を目途）
取組み項目	具体的な取組み内容							
①法人統合に向けた課題・手続き等の整理	連携推進会議及び企画調整部会において統合に向けた課題・手続き等の整理（統合手法、事業・施設のあり方、財務、組織・人員等）							
②経営戦略の共有化	・統合を見据えた両法人の経営戦略・目標の共有化 ・一刻も早いシナジー効果の発現に向け、現行体制のままで実施可能な事業連携を検討、実施 【連携事業】 ・消費者モニターイベントを共催（8 月） ・製造業関連の商談会を共催（12 月予定）							

今後の取組み（工程）			備考
25 年度	26 年度	27 年度	
【連携推進会議での協議】 ○経営戦略・目標の共有化、事業（施設を含む）の連携や共同化 ○法人統合を見据えた両法人の事業のあり方、課題の検証 ○法人統合にあたっての諸課題に係る協議・調整（統合手法の検討、所要財源の安定確保、財務リスクの点検・精査、機能・役割に相應しい組織・人員体制づくりなど） 【施設のあり方等】 ○ユーザーの利便性や資産効率の向上等に資する当面の対応策（できることから具体化）	【連携推進会議でのマネジメントの一元化】 ○共有化された戦略や目標に基づく事業連携や共同事業の本格実施 ○統合後の法人が担う機能、役割を踏まえた事業の再構築 【法人の統合に向けた手続き】 ○法人における意思決定（理事会等の決議） ○公益財団法人の認定 【施設のあり方等】 ○統合後の法人の役割や利用者ニーズ等を踏まえた施設機能、運営のあり方の検討	○法人の統合 ※中核拠点の最適化については、今後の検討結果を踏まえ、適切な時期に取扱いを決定	

B 項目：府：ドーンセンター、市：クレオ大阪

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）	進捗状況等	
○ドーンセンターは、専門的広域的事業の実施、基礎自治体業務を支援・補完する施設として広域自治体機能を担う ○クレオ大阪は市民密着型事業の拠点施設として基礎自治体の機能を担う。新たな基礎自治体における事業の水平連携のあり方を踏まえ、5館体制の集約化を図る ○当面は、両館の所蔵資料の相互貸借サービスの推進、共同広報などの相互連携を図る	<ドーンセンター> ・平成 25 年度においてドーンセンターで実施する事業は、基本的方向性を踏まえ、次の専門的かつ広域的事業を実施し、引き続き基礎自治体の業務を支援・補完する 【相談事業】 平日夜間や土日の相談対応による働く女性等へのセーフティネット(市町村補完) 【情報提供・収集事業】 専門図書・資料や人材情報の提供による市町村支援 【人材育成、啓発事業】 男女共同参画に携わる職員や教職員等のスキルアップを通じた市町村支援 <クレオ大阪> クレオ大阪において実施すべき基礎自治体としての男女共同参画事業の内容について精査する <両館> ・引き続き両館において所蔵資料の相互貸出・返却・貸出予約及び相互の講座・イベント等のチラシ等を設置する。 ・困難相談事例の適切な対応方法に関する情報交換	《これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）》 <ドーンセンター> ・事業所管課において、府委託事業の内容を精査・決定し、総合評価一般競争入札による事業者選定を行った <クレオ大阪> ・市政改革プランに沿って検討中 <両館> ・両館の所蔵資料の相互賃借サービスの推進、共同広報などの相互連携に向けた取り組みを実施した	《取組みにあたっての課題および解決策》 <クレオ大阪> ・施設の多機能化・複合化を進めつつ、事業の水平連携のあり方についても視野に入れ、関係先との調整を進めている
今後の取組み（工程）			備考
25 年度	26 年度	27 年度	
<ドーンセンター> ○総合評価一般競争入札により事業者を選定し、受託事業者において、引き続き広域自治体事業を実施する(委託期間:25 年度～27 年度)	○受託事業者において、広域自治体事業を実施する(委託期間:25 年度～27 年度) ○基礎自治体における事業実施状況を踏まえ、引き続き、広域自治体として実施すべき事業の精査を行う	○受託事業者において、広域自治体事業を実施する(委託期間:25 年度～27 年度)	
<クレオ大阪> ○市政改革プランに沿って検討を行う ・基礎自治体としての事業内容について精査	○市政改革プランに沿った検討を踏まえた対応を行う	○新たな大都市制度のもとでの男女共同参画施策の展開	
<両館> ○相互連携の具体的実施 ・困難相談事例の適切な対応方法に関する情報交換 ・所蔵図書関連情報の相互交換 など	○これまでの取り組み内容の検証を通じ、引き続き連携の取り組みを実施	○これまでの取り組み内容の検証を通じ、引き続き連携の取り組みを実施	

B 項目：府：府立高校、市：市立高校

基本的方向性（要 旨）		25 年度の取組み（詳細）	進捗状況等	
○多様な課程・学科等を備える高等学校を整備するためには、広域的な視点で対応する方が、より効果的・効率的であるため広域自治体に一元化 ○今後、移管に向けた課題を整理		○大阪府立・大阪市立高校すべてを対象とする再編整備の計画を策定 ○府立高校と市立高校の実情を踏まえて、府市で移管に向けた課題を整理 ○移管に向けた個別課題（教育内容、財政面、組織、人員面）の方向性を決定 ○移管に向けた個別課題の解決に着手	《これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）》 ○「府立高等学校の将来像検討専門部会」（有識者会議）を計 6 回開催し、審議結果を報告書として 24 年 12 月公表（各回の審議内容について、府市間で情報共有） ○24 年 9 月末、クリアすべき課題（教育内容、組織人事、財産管理など）ごとの実務担当者チームを編成、府・市それぞれにおいて、現状の把握を行いながら、適宜、情報共有 ○25 年 4～5 月、実務担当者による府市双方の学校視察を実施 ○25 年 6 月、課題に対する考え方について、府市で協議 《取組みにあたっての課題および解決策》 ・一元化後の教育内容、教育条件、教職員配置の整理 ・財産移管の手法 ・安定的に運営するための財源確保（将来的な財政負担を含む） ・身分移管に伴う各種手続き、システム整備 等	
今後の取組み（工程）				備考
25 年度		26 年度	27 年度	
○府立・市立高校すべてを対象とする再編整備の計画を策定・実施 ○移管に向けた個別課題（教育内容、財政面、組織、人員面）の方向性を検討（1 月：一元化方針(案)公表） ○移管に向けた個別課題の解決に着手		○再編整備を実施 ○移管に向けた個別課題の解決に取り組むとともに、その状況を精査	○再編整備を実施 ○27 年度に向けて課題を解決した上で、広域自治体に一元化	

B 項目：府：府立支援学校、市：市立特別支援学校

基本的方向性（要 旨）		25 年度の取組み（詳細）		進捗状況等	
○広域自治体に一元化 ○今後、移管に向けた課題を整理		○新校整備（府立泉北・泉南新校整備完了） ○府立支援学校と市立特別支援学校の実情を把握し、移管に向けた課題を整理 ○移管に向けた個別課題（教育内容、財政面、組織、人員面）の方向性を決定 ○移管に向けた個別課題の解決に着手		《これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）》 ○府市それぞれにおいて、26 年度末新校整備完了に向けた準備事務を実施（通学区域の設定、人的配置、物品整備の検討など） ・25 年4月、府立摂津支援学校及び府立とりかい高等支援学校並びに市立東住吉特別支援学校を開校 ○24 年9月末、クリアすべき課題（教育内容、組織人事、財産管理など）ごとの実務担当者チームを編成、府・市それぞれにおいて、現状の把握を行いながら、適宜、情報共有 ○25 年 6 月、実務担当者による府市双方の学校視察を実施し、課題を整理	
				《取組みにあたっての課題および解決策》 ・一元化後の教育内容、教育条件、教職員配置の整理 ・財産移管の手法 ・安定的に運営するための財源確保（将来的な財政負担を含む） ・身分移管に伴う各種手続き、システム整備 等	
今後の取組み（工程）					備考
25 年度		26 年度		27 年度	
○新校整備 <府立> 泉北・泉南新校 北河内新校 中南河内新校 <市立> 難波特別支援学校（移転・拡充） (仮称)北部特別支援学校		○新校整備完了		○27 年度に向けて課題を解決した上で、広域自治体に一元化	
○移管に向けた個別課題（教育内容、財政面、組織、人員面）の方向性を検討（1 月：一元化方針(案)公表）		○移管に向けた個別課題の解決に取り組むとともに、その状況を精査			
○移管に向けた個別課題の解決に着手					

B 項目：府：こころの健康総合センター、市：こころの健康センター

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）	進捗状況等			
○広域自治体に一元化を図る （新たな大都市制度移行時までは、都道府県・政令市に必置義務があるため、双方で設置） ○当面は、府・市で実施している事業の連携の拡大を検討	具体的な統合のあり方について、各事業担当者を加えて検討会を設置し、定例開催 ○両センターの役割・連携協議 統合後の課題を検討するための双方の課題の共有化 ○両センターの機能分担の検討 ○普及啓発事業の一元化 印刷物の共同発注 ○研修（専門研修）の一元化 精神保健福祉業務従事者養成研修を3回合同開催予定 自殺予防相談従事者養成研修を2回合同開催予定 自死遺族相談従事者養成研修を1回合同開催予定	《これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）》 ○府市それぞれで事業項目・内容の洗い出し等を実施 ○共同実施している緊急措置業務などについて、関係機関との調整をはじめ、堺市を含め担当者と協議を継続して実施 ○本庁機能について協議を実施 ・25 年 2 月 自殺対策に関する研修を共同実施 ○一元化に向けた実務担当者会議の開催 ・25 年 4 月 本庁機能業務（措置関係のあり方、精神保健福祉審議会精神科救急医療部会の合同開催）について 5 月 研修・普及啓発事業等について 5 月 措置・鑑定業務について 6 月 自立支援医療・手帳業務等について 7 月 精神医療審査会等について ○研修の共同開催に向けた打ち合わせの実施（5 月、7 月）			
		《取組みにあたっての課題および解決策》 ・精神保健医療主管課業務と精神保健福祉センター業務の再編			
今後の取組み（工程）					備考
25 年度	26 年度	27 年度			
○両センターの役割・連携協議 ・夜間救急診療業務、昼間の診療業務など府市の事務分担を明確化 ○両センターの機能分担の検討 ・府精神科救急医療審議会と市精神保健福祉審議会精神科救急医療部会の一元化に向けた検討 ・救急医療体制の整備、検討 ○普及啓発事業の一元化 ○研修（専門研修）の一元化 ・検討会に研修担当職員を加え、共同開催に向けた打ち合わせを実施	○両センターの連携実施 ○新たな大都市制度移行に向け、業務処理の手順等について協議 ・精神医療審査会の審査業務の一元化 ・精神障害者保健福祉手帳審査業務 ・通院医療費の公費負担の判定	○新たな大都市制度移行時に広域自治体に一元化 ・精神保健医療主管課業務の統合 ・精神保健福祉センター業務の統合	* 緊急措置窓口、医療情報センター窓口の設置場所の検討（堺市との調整、委託業者との調整）		

B 項目：府：大阪府犬管理指導所、市：大阪市動物管理センター

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）	進捗状況等		
○保健所設置市に設置義務があることをふまえて、新たな大都市制度移行時に基礎自治体が担う業務、施設の管理運営方法を明確にする ○当面は、府市連携が可能な事業に取り組む	1 事業連携について 【犬ねこ等の譲渡】府市共通の譲渡実施要領を作成し、共同実施。 【動物愛護推進協議会の共同開催】大阪府動物愛護推進協議会と大阪市動物愛護推進会議を共同開催。 【啓発等広報媒体の一本化】譲渡動物情報等、相互にリンクをはる内容を精査のうえ、HPを相互にリンクし、情報を共有化 2 基礎自治体が担う業務について ・基礎自治体として担うべき権限、事務事業内容について精査 ・現在の府内3中核市の事務事業の形態を参考に、基礎自治体業務の課題や問題点を整理 3 施設の管理運営方法について ・基礎自治体の運営形態について、それぞれのメリット・デメリットを精査	《これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）》 1 事業連携について 24 年 8 月に「府市統合に向けた事業連携検討委員会」を設置し、同委員会及びカウンターパート間の調整会議において下記について協議 【犬ねこ等の譲渡】譲渡犬の選定基準、譲渡対象者の条件や基準を合わせた実施要領等を作成し、実施済み 【動物愛護推進員活動の支援】25 年3月、研修会を共同開催 【動物愛護推進協議会の共同開催】25 年 2 月大阪市動物愛護推進会議に大阪府が、25 年 3 月大阪府動物愛護推進協議会に大阪市がオブザーバー参加。25 年度の1回目についても双方でオブザーバー参加し、年度内の共同開催に向け協議中 【啓発等広報媒体の一本化】HPを相互にリンクし、情報の共有化を実施済み 2 基礎自治体が担う事務事業内容について <u>狂犬病予防業務及び中核市権限の動物愛護管理業務について、地域に密着して生活環境の向上を図る点から各特別区で実施する方向で検討</u> 3 施設の管理運営方法の検討 <u>水平連携型（一部事務組合形式）により現在の大阪市動物管理センターを管理・運営する方向で検討</u>		
		《取組みにあたっての課題および解決策》		
今後の取組み（工程）				備考
25 年度	26 年度		27 年度	
1 事業連携について ・府市間で協議を行い、調整が終了した事案については、順次開始 ・動物愛護推進協議会の共同開催（2 月） 2 基礎自治体が担う業務について ・基礎自治体が担うこととした業務の実施方法を検討 3 施設の管理運営方法について ・水平連携型（一部事務組合形式）による施設の管理運営方法を検討	1 事業連携について ・府市間で協議を行い、調整が終了した事案については、継続実施 2 基礎自治体が担う業務について ・基礎自治体の組織、体制の検討、関係機関との調整 3 施設の管理運営方法について ・基礎自治体の運営形態に基づき、人員や施設の活用方法を具体的に検討 2・3について、関係条例改正案の作成、財源確保、人員配置及び施設の管理運営方法の制度設計		基礎自治体の水平連携型（一部事務組合方式）による事業・施設運営体制に移行	

(付属資料) AB項目等の取組効果について

<効果見込額の試算の前提等>

H27年度以降に見込まれる財政的な効果として、「AB項目関連」及び「AB以外の府市連携による取り組み」による効果見込額（単年度ベース）について、現時点で算定可能なものを試算

⇒今後、各取り組みの進展に応じて継続的に精査

- ・一般会計のほか、準公営企業・公営企業会計、地方独立行政法人や出資法人など他会計における効果額についても試算
- ・各項目の単年度効果額の最大値とし、項目別の表中には一部効果が発生する時期（開始時期）と効果見込額に到達する時期（最大時期）を記載
- ・今後、取り組みの進展に応じてさらに効果額が見込めるものについては、項目別の表中に記載
- ・機能充実のための投資や経営形態の移行経費等に充当するものも含む
- ・人件費単価は800万円として試算

A B項目関連の効果見込額（項目別）

（１）継続的效果（効果が継続するもの）

①一般会計

項 目	現時点で見込める試算の考え方	効果見込額 (うち一般財源)	[単位 百万円]		(開始時期) 最大時期	さらに検討すべき課題等
			大阪府	大阪市		
一般廃棄物 (A項目)	・経営形態の見直しにより、収集輸送事業の完全民間化に伴う市費負担の削減効果を見込む。	7,900 (7,900)	— (—)	7,900 (7,900)	(H31年度～) H32年度～	(※)焼却処理事業の効果のうち一般財源分は、今後、一部事務組合の設立協議を踏まえて算定
	・焼却処理事業にかかる工場稼働体制の見直し及び民間運営・民間委託の拡大等による事業コストの削減効果を見込む。	3,000 (※)	— (—)	3,000 (※)	(H25年度～) H55年度～	
消 防 (A項目)	・府立消防学校への初任教育の一元化や市消防学校の消防訓練研修センター(仮称)としての活用等による消防職員の教育訓練の充実強化を図る。これらにより、現教官の再配置による効果を見込む。	8 (8)	— (—)	8 (8)	(H26年度～) H26年度～	
弘済院 (A項目)	・養護老人ホームは廃止、附属病院・特別養護老人ホームは民間移譲をめざしており、これらの取り組みによる経費削減効果を見込む。 (別途、認知症への専門的な医療・介護機能を継承する手法等とあわせて、これにかかる必要経費を検討)	869 (869)	— (—)	869 (869)	(H25年度～) H28年度～	

①一般会計（続き）

項 目	現時点で見込める試算の考え方	効果見込額 (うち一般財源)	[単位 百万円]		(開始時期) 最大時期	さらに検討すべき課題等
			大阪府	大阪市		
公営住宅 (A項目)	・大阪市内の府営住宅の市移管と並行して進められている、市営住宅への指定管理者制度導入等に伴う管理費縮減による行革効果を見込む。	573 (553)	— (一)	573 (553)	(H25年度～) H27年度～	
文化施設 (A項目)	・府市の文化施設(9施設)の地方独立行政法人による一体的運営をめざす取り組みの中で、経費の見直しと増収による公費支出の削減効果及び既存法人解散・新法人設立にかかる役職員の削減効果を見込む。	118 (118)	8 (8)	110 (110)	(H25年度～) H31年度～	独立行政法人化に係る政令改正が必要 新法人のあるべき姿の検討を深め、今秋を目途に効果額を精査
公衆衛生研究所 環境科学研究所 (B項目)	・両研究所の統合・地方独立行政法人化をめざす取り組みの中で、環科研における環境分野の業務見直し及び栄養専門学校廃止に伴う人員削減、法人統合に伴う経費削減を見込む。	148 (148)	16 (16)	132 (132)	(H24年度～) H31年度～	
府立大型児童館 ビッグバン キッズプラザ大阪 (B項目)	・ビッグバンにおける業務内容の見直し及びキッズプラザ大阪におけるこれまでの収支改善の取り組みによる経費削減を見込む。	12 (12)	4 (4)	8 (8)	(H25年度～) H25年度～	キッズプラザ大阪の自立的経営に向けた運営補助金の縮減について、今年度中に効果を算定

①一般会計（続き）

項 目	現時点で見込める試算の考え方	効果見込額 (うち一般財源)	[単位 百万円]		(開始時期) 最大時期	さらに検討すべき課題等
			大阪府	大阪市		
こども青少年施設 (B項目)	・府市施設の役割分担に基づき、伊賀青少年野外活動センター、びわ湖青少年の家及び青少年センターを見直し、3施設の運営経費の削減効果を見込む。	166 (131)	— (—)	166 (131)	(H26年度～) H27年度～	
障がい者交流促進センター 障がい者スポーツセンター (B項目)	・障がい者交流促進センター(ファインプラザ)の指定管理者制度導入及び舞洲障がい者スポーツセンター宿泊施設の運営方法の見直しによる経費削減を見込む。	71 (71)	45 (45)	26 (26)	(H25年度～) H28年度～	
ドーンセンター クレオ大阪 (B項目)	・役割分担の明確化により、効率的・効果的な男女共同参画施策の展開をめざしており、クレオ大阪(4館)の市施設の全体最適化による効果を見込む。	221 (201)	— (—)	221 (201)	(H26年度～) H26年度～	
高等学校 (B項目)	・広域的な視点により、効果的・効率的な学校運営の下、高校教育の充実・効率化を図るため、府への一元化を進めており、それに伴う管理経費の削減効果等について検討。	検討中	— (—)	— (—)	(—) —	府市を対象として策定する再編整備計画の推進に伴う効果を算定(年内を目途)
支援学校 特別支援学校 (B項目)	・教育環境・内容の統一等により、支援教育の充実・効率化を図るため、府への一元化を進めており、それに伴う管理経費の削減効果等について検討。	検討中	— (—)	— (—)	(—) —	

②準公営企業会計

項 目	現時点で見込める試算の考え方	効果見込額 (うち一般財源)	[単位 百万円]		(開始時期) 最大時期	さらに検討すべき課題等
			大阪府	大阪市		
港 湾 (A項目) ※市は一般会計及び準公営企業会計、府は一般会計	・港湾管理者統合により、投資の選択と集中による施設の集約・再編等を行い、集荷力の向上や港湾利用者の利便性向上など、物流機能の強化を図る。それによる貨物量増加に伴う大阪港・堺泉北港・阪南港の入港料等の増収効果を見込む。 ・退職不補充による人件費削減やタグボート売却による運営費削減の行革効果を見込む。	270 (218)	60 (60)	210 (158)	(H25年度～) H32年度～	効率的な執行体制の構築について検討し、その効果を今後算定
下水道 (A項目)	・市下水道事業の経営資源を活用した国内外へのビジネス展開も視野に、上下分離方式の経営形態に見直すことに伴い、H25年度に一部施設で実施の運転維持管理業務等の包括委託による削減額を踏まえて、H26年度の効果額を見込む。	800 (338)	— (—)	800 (338)	(H25年度～) H26年度～	新組織移行を想定したリース・コンセッション型による業務範囲拡大などの効果のほか、府市再編に合わせた行政組織の見直しに伴う影響なども含め効果額を今後精査
市 場 (A項目)	・府市の3市場について、競争力の強化を図りつつ、指定管理者制度の導入による経営効率化と市場の活性化などを進めており、府市場における導入(H24年度)及び市2市場(本場、東部)における導入(H27年度)による経費削減を見込む。	208 (—)	58 (—)	150 (—)	(H24年度～) H27年度～	

③公営企業会計

項 目	現時点で見込める試算の考え方	効果見込額 (うち一般財源)	[単位 百万円]		(開始時期) 最大時期	さらに検討すべき課題等
			大阪府	大阪市		
地下鉄 (A項目)	・地下鉄事業の民営化による一般会計からの繰出金(H14～23年度の実績平均)の削減効果や固定資産税等の収入及び株式配当収入(民営化後の試算)を見込む。 (「地下鉄事業民営化基本プラン(案)(H25年5月)」)	27,500 (27,500)	— (—)	27,500 (27,500)	(H27年度～) H28年度～	
バ ス (A項目)	・バス事業の民営化による一般会計からの繰出金や運営補助金の削減効果に加え、今後のバス事業会計の経常欠損の抑止効果を見込む。	1,769 (1,300)	— (—)	1,769 (1,300)	(H25年度～) H26年度～	
水 道 (A項目)	・市水道事業のさらなる効率化を図るため、公営企業の改革として、合理化策による職員削減(別途、職員の退職不補充後の委託化に伴う委託料の発生が見込まれる)のほか、水需要量に応じた柴島浄水場上系廃止に伴う職員削減を見込む。	1,008 (—)	— (—)	1,008 (—)	(H25年度～) H34年度～	民営化について検討中であり、その効果については検討の進捗に応じて今後算定
病 院(市) (A項目) ※10ページの「地方独立行政法人」の一覧表に、府分を掲載	・市南部医療圏に不足する小児・周産期医療の機能充実を図るため、府市の2病院の機能を統合した「大阪府市共同 住吉母子医療センター(仮称)」を整備し、運営に係る負担金・繰出金の抑制効果を見込む。 ・府市病院の一体経営により、医師・看護師等の柔軟な人材確保体制の構築と診療機能の強化を図り、大阪全体の医療資源の充実など効果の創出をめざすこととしている。 ・現時点の繰出金、負担金の削減額に加え、病床利用率向上による経営改善効果を見込む。	1,486 (1,102)	— (—)	1,486 (1,102)	(H25年度～) H28年度～	現在実施している病院経営分析調査の結果も踏まえ、年内に効果額を精査

④地方独立行政法人

項 目	現時点で見込める試算の考え方	効果見込額 (うち一般財源)	[単位 百万円]		(開始時期) 最大時期	さらに検討すべき課題等
			大阪府	大阪市		
病 院(府) (A項目) ※9ページの公営 企業会計の一覧 表に、市分を掲載	・市南部医療圏に不足する小児・周産期医療の機能充実を図るため、府市の2病院の機能を統合した「大阪府市共同 住吉母子医療センター(仮称)」を整備し、運営に係る負担金・繰出金の抑制効果を見込む。 ・府市病院の一体経営により、医師・看護師等の柔軟な人材確保体制の構築と診療機能の強化を図り、大阪全体の医療資源の充実など効果の創出をめざすこととしている。 ・現時点の繰出金、負担金の削減額に加え、病床利用率の向上による経営改善効果を見込む。	1,948 (1,746)	1,948 (1,746)	— (—)	(H25年度～) H28年度～	現在実施している病院経営分析調査の結果も踏まえ、年内に効果額を精査
大 学 (A項目)	・選択と集中の観点から、両大学の重複分野の統合・再編による、さらなる強い大学の構築をめざしており、現時点では、H23年度からH28年度までの運営費交付金の削減効果を見込む。	1,390 (1,390)	1,040 (1,040)	350 (350)	(H24年度～) H28年度～	H25年8月に策定予定の新大学(案)で組織再編の概要を示した上で、H25年11月を目途に再編効果額(概算)を算定
産業技術 総合研究所 工業研究所 (B項目)	・両法人を統合(H27年度)し、工業技術とものづくりを支える知と技術の支援拠点「スーパー公設試」をめざす。統合に伴う役職員や管理費等の一部削減を見込む。	76 (76)	38 (38)	38 (38)	(H27年度～) H32年度～	

⑤出資法人

項 目	現時点で見込める試算の考え方	効果見込額 (うち一般財源)	[単位 百万円]		(開始時期) 最大時期	さらに検討すべき課題等
			大阪府	大阪市		
信用保証協会 (B項目)	・経営効率化による経営基盤の強化を通じ、中小企業への資金供給の円滑化を図るため、両協会の統合を進めており、システム統合による運営経費の削減、役員の削減を見込む。	120 (一)	— (一)	120 (一)	(H26年度～) H28年度～	職員数の適正化による効果については、今秋策定予定の合併計画案を踏まえた職員配置にかかる計画に基づき今後算定
国際交流財団 国際交流センター (B項目)	・両財団の役割分担を明確化し、互いの強みを生かした連携強化を図ることとしており、重複事業を整理することで、市財団への交付金削減を見込む。	50 (一)	— (一)	50 (一)	(H24年度～) H26年度～	
保健医療財団 環境保健協会 (B項目)	・両法人はそれぞれ自立化をめざした取り組みを進めており、府保健医療財団における、府財政構造改革プラン(案)に基づく運営費補助の見直し及び経営改善等による府補助金の削減効果を見込む。	239 (239)	239 (239)	— (一)	(H24年度～) H28年度～	
堺泉北埠頭株 大阪港埠頭株 (B項目)	・堺泉北埠頭株(SSF)において、将来の阪神港埠頭株(仮称)との統合をめざし、SSFの港湾運営会社指定に向けてコンテナ埠頭等の運営ノウハウの蓄積を図る。 ・府直営埠頭におけるSSFへの指定管理者制度導入に伴う点検補修費の削減効果を見込む。	2 (一)	2 (一)	— (一)	(H26年度～) H26年度～	
産業振興機構 都市型産業振興センター (B項目)	・両法人の特徴や強みを融合することでシナジー(相乗)効果を発揮し、より質の高いサービスを提供できるよう、H27年度に両法人を統合することとしており、これに伴う役職員削減を見込む。	26 (一)	13 (一)	13 (一)	(H27年度～) H27年度～	

(2) 一時的効果 (一時的に効果が発生するもの)^{付8}

項 目	現時点で見込める試算の考え方	効果見込額 (うち一般財源)	[単位 百万円]		時 期	さらに検討すべき課題等
			大阪府	大阪市		
消 防 (A項目)	・市消防局所有の消防車両を府立消防学校での訓練用に一部活用することとしており、車両更新費用の抑制効果を見込む。	218 (218)	218 (218)	— (—)	H26年度	
病 院 (A項目)	・市南部医療圏に不足する小児・周産期医療の機能充実を図るため、府市病院の機能を統合した「大阪府市共同 住吉母子医療センター(仮称)」を整備し、整備費の抑制効果を見込む。	1,700 (850)	470 (235)	1,230 (615)	H27年度	
港 湾 (A項目)	・タグボート売却に伴う行革効果を見込む。	212 (—)	— (—)	212 (—)	H25年度	
堺泉北埠頭株 大阪港埠頭株 (B項目)	・府営上屋の堺泉北埠頭株への有償譲渡による効果を見込む。 ・府営上屋の有償譲渡に伴い、将来の建替が不要になることから建替費用相当額の削減効果を見込む。	100 (—)	100 (—)	— (—)	H25年度	
		1,300 (—)	1,300 (—)	— (—)	未定	
産業技術 総合研究所 工業研究所 (B項目)	・機器の一部共同利用化による新規購入費の削減を見込む。	68 (—)	68 (—)	— (—)	H24年度	
こども青少年 施設 (B項目)	・びわ湖青少年の家の土地売却益を見込む。	79 (79)	— (—)	79 (79)	H27年度	

項 目	住民・利用者が受けるメリットの例
地下鉄	・終発時間の延長【H25.3】 ・初乗り運賃値下げ 200円→190円【H26.4予定】 ・駅ナカ事業の展開、トイレの改修 ・私鉄との連携強化等
病 院	・大阪府市共同 住吉母子医療センター（仮称）の整備による機能強化【H28予定】 →小児・周産期医療機能の集約化、高度化等
大 学	・統合のシナジー効果により、さらに質の高い教育や研究を推進【H28予定】 →人材育成や研究開発を通じて、大阪の成長により一層貢献
消 防	・消防学校の統合による消防職員の教育訓練の充実強化【H26予定】 →府域全体の消防力の強化
信用保証協会	・協会統合の経営基盤の強化に伴う中小企業金融の円滑化【H26以降】
公衆衛生研究所 環境科学研究所	・トップレベルの両研究所の統合に伴う相乗効果【H26予定】 →感染症対策や食の安全確保の強化（健康危機事象対応能力の強化）

〔参考〕 AB項目関連の効果見込額集計表（会計区分別、府・市別内訳）

区 分	[単位 億円]					
	府市合計		うち大阪府		うち大阪市	
	継続的效果 (うち一般財源)	一時的効果 (うち一般財源)	継続的效果 (うち一般財源)	一時的効果 (うち一般財源)	継続的效果 (うち一般財源)	一時的効果 (うち一般財源)
一般会計	130.9 (100.1)	3.0 (3.0)	0.7 (0.7)	2.2 (2.2)	130.1 (99.4)	0.8 (0.8)
準公営企業 公営企業	330.4 (304.6)	14.4 (6.2)	1.2 (0.6)	0.0 (0.0)	329.2 (304.0)	14.4 (6.2)
地方独立行政法人 出資法人	38.5 (34.5)	19.4 (2.4)	32.8 (30.6)	19.4 (2.4)	5.7 (3.9)	0.0 (0.0)
合 計	499.8 (439.2)	36.8 (11.5)	34.7 (32.0)	21.6 (4.5)	465.1 (407.2)	15.2 (6.9)

※端数処理のため、合計が一致しない場合がある

A B項目以外の府市連携による効果見込額（項目別）

項 目 （百万円以上の効果見込額が想定できるもの）	効果見込額 （単位：百万円）
東京事務所の共同化による賃借料・光熱水費等の縮減	1 5
上海事務所の共同化による事務所運営費の縮減	1 5
府消費生活センター事務所の移転による経費縮減	1 7
府市消費生活センターの事業連携による経費縮減	1 1
大阪安全なまちづくり推進業務の共同実施による事業費縮減	1
類似する社会福祉研修事業の整理等	1
街路事業・河川事業の共同実施による事業費縮減	3
スポーツ施設情報システムの一元化による経費縮減	5 1
合 計 （ ）内は一般財源の額	1 1 3 (1 0 7)

※端数処理のため、合計は一致しない